

平成 27 年度

包括外部監査報告書

県税の賦課徴収事務について

栃木県包括外部監査人

染 宮 守

## 目次

I. 外部監査の概要	3
1. 外部監査の種類	3
2. 選定した特定の事件	3
3. 事件を選定した理由	3
4. 監査の範囲	4
5. 実施した監査の方法	4
6. 補助者の選任	4
7. 外部監査の実施時期	5
8. 利害関係	5
II. 全般的事項	6
1. 県の財政状況及び県税収入の状況	6
2. 県税徴収率の全国比較	9
3. 平成 26 年度税制改正（地方法人税の創設等）	15
III. 個別的事項	18
1. 個人県民税	18
2. 法人県民税	27
3. 県民税利子割	36
4. 個人事業税	37
5. 法人事業税	44
6. 地方消費税	51
7. 不動産取得税	57
8. 県たばこ税	64
9. ゴルフ場利用税	69
10. 自動車取得税	74
11. 軽油引取税	82
12. 自動車税	87

1 3. 鉦区税 .....	93
1 4. 狩猟税 .....	97
IV. 監査の結果 .....	102
1. 個人県民税 .....	102
2. 法人県民税・事業税 .....	109
3. 個人事業税 .....	116
4. 不動産取得税 .....	120
5. ゴルフ場利用税 .....	122
6. 自動車取得税・自動車税 .....	125
7. 軽油引取税 .....	128
8. 軽油引取税実額調査 .....	129
9. 軽油引取税免税証関係 .....	135
1 0. 狩猟税 .....	138
1 1. 滞納処分 .....	139
1 2. 税務オンラインシステム .....	147
1 3. 県税の納付方法 .....	150
1 4. 文書管理 .....	151
V. まとめ .....	152

(本報告書における記載内容の注意事項)

・ 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

## I. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査対象

県税の賦課徴収事務について

#### (2) 外部監査対象期間

平成 26 年度（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

栃木県の県税収入は平成 26 年度で 2,248 億円であり、一般会計歳入額 7,785 億円に占める割合は 29%と、歳入の根幹をなす重要な財源となっている。

県の財政状況については非常に厳しいものがあり、平成 21 年に策定された「とちぎ未来開拓プログラム」によれば、平成 21 年度末には財政調整的基金が 30 億円しかなくなり、このままでは、多額の赤字を抱え、財政再生団体に転落する恐れがあった。

このような状況の中、財政健全化に取り組んだ結果、平成 26 年度末では財政調整的基金の残高は 845 億円まで回復したが、いまだ県の財政状況には厳しいものがある。

このような状況下において、県税の徴収強化は重要な課題である。

したがって、県税の賦課徴収事務が適切に運用され、税収の確保と、課税及び徴収の公平性が、確保されていることを検証することは、包括外部監査のテーマとして適しているものと判断した。

#### 4. 監査の範囲

監査の対象とした部局

経営管理部          税務課  
宇都宮県税事務所  
鹿沼県税事務所  
真岡県税事務所  
栃木県税事務所  
矢板県税事務所  
大田原県税事務所  
安足県税事務所  
自動車税事務所

#### 5. 実施した監査の方法

##### (1) 監査の要点

- ① 県税の賦課徴収事務は、法令等に従い適切に行われているか。
- ② 県税の賦課徴収事務は、公平かつ公正に行われているか。
- ③ 県税の賦課徴収事務は、効率的かつ効果的に行われているか。
- ④ 文書管理は、適切に行われているか。
- ⑤ 税務オンラインシステムは、適切に管理運営されているか。

##### (2) 実施した監査手続

- ① 関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、制度の趣旨及び事務の手続きの流れ等を確認した。
- ② 県税事務所及び自動車税事務所に往査し、賦課徴収事務及び滞納整理事務が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- ③ 県税の賦課徴収事務について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ④ その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続を実施した。

#### 6. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 福田 栄、同 森正人、同 佐藤健二、同 小林裕史を選任した。

#### 7. 外部監査の実施時期

平成27年6月1日より平成27年12月16日まで監査を実施し、平成28年1月13日に最終的な意見をまとめたものである。

#### 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 全般的事項

### 1. 県の財政状況及び県税収入の状況

平成 25 年 3 月に策定された県の「財政健全化取組方針」によれば、平成 21 年当時の県の財政状況は、県債の償還が高水準にあることや、高齢化の進行に伴う医療福祉関係経費の増加に加え、国の三位一体改革により地方交付税等が大幅に削減された結果、財政調整的基金の取り崩しが増大し、平成 21 年度末には財政調整的基金の残高が 30 億円となることが見込まれた。

また、県税収入の落ち込みもあり、平成 22 年度以降、毎年 300 億円を超える大幅な財源不足が見込まれ、このままでは「財政再生団体」に転落する恐れがでてきた。

そこで、平成 21 年 10 月に「とちぎ未来開拓プログラム」を策定し、平成 21 年度から 24 年度を集中改革期間として、財政健全化に取り組むこととした。

「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた給与カット、内部努力の徹底、行政経費の削減等の取組により、平成 26 年度末では財政調整的基金の残高は 845 億円まで回復した。

県税収入について見ると、平成 23 年度は 2,007 億円まで落ち込んだが、平成 24 年度は 2,043 億円、平成 25 年度は 2,148 億円、平成 26 年度は 2,248 億円と、ここ数年は年々増加している。

一方、一般会計歳入額に占める県税収入の割合は、平成 22 年度は 25.4%、平成 23 年度は 24.8%、平成 24 年度は 25.9%、平成 25 年度は 27.7%、平成 26 年度は 28.9%と県税収入の伸びに呼応して、その比率は増加している。

税目別にみると、平成 26 年度においては県民税（個人県民税及び法人県民税）と事業税とで県税収入の 59%を占めているが、この二税については、税収全体が落ち込んだ平成 23 年度以降毎年増加している。

県民税については、平成 24 年度 4.7%、平成 25 年度 5.6%、平成 26 年度 3.8%それぞれ対前年度に比し伸びており、平成 26 年度は平成 23 年度に比べ 14.9%、金額にして 111 億円増加している。

事業税については、平成 24 年度 6.1%、平成 25 年度 14.8%、平成 26 年度 15.0%それぞれ対前年度に比し伸びており、平成 26 年度は平成 23 年度に比べ 40.1%、金額にして 131 億円増加している。

このことから、栃木県内の法人所得及び個人所得が回復傾向にあることがうかがうことができる。

一般会計歳入決算額の推移

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 県税	205,188,045	200,675,561	204,319,657	214,764,621	224,826,111
<前年度比>	▲ 4.6%	▲ 2.2%	1.8%	5.1%	4.7%
(1) 県民税	75,535,868	75,065,563	78,609,227	83,020,480	86,215,415
(2) 事業税	34,121,520	32,749,940	34,759,440	39,899,115	45,895,424
(3) 地方消費税	20,892,604	19,388,936	15,976,273	19,432,450	22,506,938
(4) 不動産取得税	5,211,014	4,303,655	4,592,980	5,095,928	5,312,583
(5) 県たばこ税	4,190,836	4,872,106	4,785,607	2,808,291	2,529,557
(6) ゴルフ場利用税	2,989,374	2,629,564	2,740,769	2,626,569	2,494,267
(7) 自動車取得税	3,700,274	2,953,013	3,708,580	3,231,146	1,741,844
(8) 軽油引取税	21,856,183	22,216,071	22,941,847	22,719,716	22,625,279
(9) 自動車税	36,614,088	36,433,902	36,149,835	35,878,322	35,448,832
(10) 鉱区税	9,475	9,398	8,874	8,047	7,317
(11) 狩猟税	54,150	49,380	44,419	43,582	41,186
(12) 旧法による税	12,659	4,033	1,806	975	7,469
2 地方消費税清算金	39,738,030	39,492,733	39,533,150	39,149,949	47,438,684
<前年度比>	▲ 0.2%	▲ 0.6%	0.1%	▲ 1.0%	21.2%
(1) 地方消費税清算金	39,738,030	39,492,733	39,533,150	39,149,949	47,438,684
3 地方譲与税	26,139,468	27,479,012	28,320,920	33,421,680	39,354,317
<前年度比>	88.8%	5.1%	3.1%	18.0%	17.8%
(1) 地方法人特別譲与税	22,306,592	23,997,314	24,789,041	29,967,771	36,164,697
(2) 地方揮発油譲与税	3,599,966	3,270,686	3,331,119	3,258,468	3,010,133
(3) 石油ガス譲与税	232,901	210,998	200,745	195,441	179,487
(4) 地方道路譲与税	9	14	15		
4 地方特例交付金	2,432,128	2,056,453	785,137	795,030	787,815
<前年度比>	▲ 12.7%	▲ 15.4%	▲ 61.8%	1.3%	▲ 0.9%
(1) 地方特例交付金	2,432,128	2,056,453	785,137	795,030	787,815
5 地方交付税	140,840,964	154,019,642	140,188,341	128,666,527	127,826,397
<前年度比>	10.1%	9.4%	▲ 9.0%	▲ 8.2%	▲ 0.7%
(1) 地方交付税	140,840,964	154,019,642	140,188,341	128,666,527	127,826,397
6 交通安全対策特別交付金	753,885	719,853	681,904	632,529	554,037
<前年度比>	▲ 6.7%	▲ 4.5%	▲ 5.3%	▲ 7.2%	▲ 12.4%
(1) 交通安全対策特別交付金	753,885	719,853	681,904	632,529	554,037
7 分担金及び負担金	5,002,994	5,674,113	4,512,102	3,631,684	2,739,881
<前年度比>	▲ 25.9%	13.4%	▲ 20.5%	▲ 19.5%	▲ 24.6%
(1) 負担金	5,002,994	5,674,113	4,512,102	3,631,684	2,739,881



(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8 使用料及び手数料	7,237,835	7,144,983	7,017,714	6,758,729	8,429,103
(前年度比)	▲ 38.0%	▲ 1.3%	▲ 1.8%	▲ 3.7%	24.7%
(1) 使用料	3,833,049	3,792,453	3,751,151	3,689,841	5,185,531
(2) 手数料	3,404,786	3,352,530	3,266,563	3,068,888	3,243,572
9 国庫支出金	99,164,407	102,965,849	95,366,778	102,305,185	89,892,188
(前年度比)	▲ 31.9%	3.8%	▲ 7.4%	7.3%	▲ 12.1%
(1) 国庫負担金	40,034,004	41,314,474	41,791,882	37,860,764	39,398,160
(2) 国庫補助金	56,305,520	60,343,541	51,598,559	62,559,023	48,385,309
(3) 委託金	2,824,883	1,307,834	1,976,337	1,885,398	2,108,719
10 財産収入	1,551,589	1,757,068	2,325,779	1,803,789	1,306,270
(前年度比)	▲ 18.2%	13.2%	32.4%	▲ 22.4%	▲ 27.6%
(1) 財産運用収入	943,645	941,239	837,628	827,942	736,097
(2) 財産売却収入	607,944	815,829	1,488,151	975,847	570,173
11 寄附金	132,797	781,673	194,461	350,044	102,910
(前年度比)	▲ 92.0%	488.6%	▲ 75.1%	80.0%	▲ 70.6%
(1) 寄附金	132,797	781,673	194,461	350,044	102,910
12 繰入金	20,310,607	28,270,525	23,404,363	21,950,317	30,376,779
(前年度比)	▲ 34.7%	39.2%	▲ 17.2%	▲ 6.2%	38.4%
(1) 特別会計繰入金	435,290	1,222,683	421,161	311,813	370,999
(2) 基金繰入金	19,875,317	27,047,842	22,983,202	21,638,504	30,005,780
13 繰越金	7,862,879	17,770,995	13,315,827	13,787,572	13,478,471
(前年度比)	0.6%	126.0%	▲ 25.1%	3.5%	▲ 2.2%
(1) 繰越金	7,862,879	17,770,995	13,315,827	13,787,572	13,478,471
14 諸収入	129,773,606	120,913,467	126,267,602	110,607,118	103,565,237
(前年度比)	13.0%	▲ 6.8%	4.4%	▲ 12.4%	▲ 6.4%
(1) 延滞金、加算金及び過料等	634,234	542,824	528,136	509,980	458,698
(2) 県預金利子	424	1,721	512	881	2,119
(3) 貸付金元利収入	115,805,733	107,919,477	113,487,379	98,858,097	92,516,019
(4) 受託事業収入	576,531	449,525	320,424	553,387	358,816
(5) 収益事業収入	8,707,672	8,957,812	8,079,655	8,211,045	8,183,417
(6) 利子割精算金収入	17,569	16,384	12,875	10,841	11,901
(7) 雑入	4,031,443	3,025,724	3,838,621	2,462,887	2,034,267
15 県債	122,380,000	100,005,740	101,500,200	98,053,000	87,812,134
(前年度比)	21.0%	▲ 18.3%	1.5%	▲ 3.4%	▲ 10.4%
(1) 県債	122,380,000	100,005,740	101,500,200	98,053,000	87,812,134
合 計	808,509,234	809,727,667	787,733,935	776,677,774	778,490,334
(前年度比)	▲ 1.7%	0.2%	▲ 2.7%	▲ 1.4%	0.2%

## 2. 県税徴収率の全国比較

県税徴収率の推移及び全国比較表は 11 ページ以下の別紙 1 から 4 に示した通りである。

以下の課題及び平成 27 年度重点取組内容は、県の担当課において認識している事項である。

### 全税目

区 分	徴収率	前年比	全国順位 (前年)	全国平均	備 考
現 滞 計	96.7	+0.7	44 (45)	97.4	別紙 1

### (課 題)

徴収率は、前年比+0.7 と改善が図られているものの依然全国平均を下回り、全国最低レベルにある。

今後も引き続き「市町が賦課徴収する個人県民税」と「県が賦課徴収する個人県民税を除く税目」で、それぞれ、徴収率向上に向けた取組を実施する必要がある。

### 個人県民税（均等割+所得割）

区 分	徴収率	前年比	全国順位 (前年)	全国平均	備 考
現 滞 計	91.4	+0.8	47 (46)	93.8	別紙 2

### (課 題)

徴収率は、前年比+0.8 と改善が図られているものの全国平均を大幅に下回り、全国最下位にある。

収入未済額の県全体に占める割合は 86.6%（前年比+5.5）であり、依然、個人県民税対策が重要な課題である。

### (平成 27 年度の重点取組内容)

現年対策 → 個人住民税の特別徴収義務者の滞納事案における徴収支援の取組

滞繰対策 → 市町からの徴取引継（地方税法第 48 条）による徴収困難案件等を中心とした収入未済額の圧縮

### 個人県民税（均等割＋所得割）を除く全税目

区 分	徴収率	前年比	全国順位 (前年)	全国平均	備 考
現 年	99.8	±0.0	6 (14)	99.6	別紙3
現 滞 計	99.2	+0.5	23 (35)	99.1	別紙4

#### (課 題)

徴収取組が奏功し、現年で6位（前年14位）、現滞計で23位（前年35位）となった。

引き続き、現年とともに滞繰対策を強化する必要がある。

#### (平成27年度の重点取組内容)

現年対策 → 早期の滞納整理の取組による早期完結の推進

滞繰対策 → 滞納処分及び徴収不能案件に係る不良債権処理の更なる推進

全税目徴収率推移 [現滞計]

別紙 1

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	新潟	98.5	新潟	98.5	新潟	98.2	鳥根	98.4	鳥根	98.2	鳥根	98.3	鳥根	98.2	鳥根	98.3	鳥根	98.5	鳥根	98.8	1
2	福島	98.1	青森	98.2	新潟	98.2	新潟	98.1	鳥取	97.7	鳥取	97.7	鳥取	97.7	新潟	98.0	新潟	98.1	新潟	98.4	2
3	鳥取	98.1	福島	98.2	福島	98.2	鳥取	97.9	新潟	97.6	新潟	97.5	新潟	97.6	鳥取	97.8	鳥取	98.0	鳥取	98.2	3
4	山形	98.0	京都	98.1	京都	98.0	京都	97.9	香川	97.4	香川	97.4	香川	97.5	香川	97.7	香川	97.9	香川	98.2	4
5	岩手	97.9	山形	98.1	香川	98.0	福島	97.8	徳島	97.3	徳島	97.2	徳島	97.2	岩手	97.5	山口	97.7	山口	98.1	5
6	鳥根	97.9	鳥根	98.0	富山	98.0	富山	97.8	佐賀	97.2	富山	97.1	富山	97.2	佐賀	97.4	佐賀	97.7	佐賀	98.1	6
7	青森	97.9	岩手	98.0	山口	97.9	香川	97.8	福島	97.2	青森	97.0	山口	97.2	山口	97.4	岩手	97.6	岩手	98.0	7
8	山口	97.8	香川	98.0	徳島	97.9	山形	97.8	富山	97.2	山形	97.0	京都	97.2	徳島	97.3	徳島	97.6	長野	98.0	8
9	徳島	97.8	鳥取	97.9	山形	97.9	愛知	97.7	京都	97.2	福岡	97.0	佐賀	97.1	京都	97.3	長野	97.6	京都	98.0	9
10	京都	97.7	東京	97.9	青森	97.9	徳島	97.7	青森	97.1	佐賀	96.9	青森	97.0	青森	97.2	和歌山	97.6	和歌山	97.9	10
11	東京	97.7	山口	97.9	鳥取	97.9	山口	97.6	山形	97.1	山口	96.9	山形	97.0	和歌山	97.2	京都	97.5	山形	97.9	11
12	富山	97.7	富山	97.9	東京	97.8	佐賀	97.6	福岡	97.1	京都	96.8	福岡	96.9	長野	97.2	富山	97.4	高知	97.9	12
13	秋田	97.6	徳島	97.8	岩手	97.8	青森	97.6	山口	96.9	岩手	96.7	長野	96.9	富山	97.2	青森	97.4	徳島	97.9	13
14	香川	97.4	愛知	97.7	愛知	97.8	秋田	97.5	岩手	96.9	宮崎	96.7	和歌山	96.9	福岡	97.1	高知	97.4	三重	97.9	14
15	三重	97.3	秋田	97.7	秋田	97.7	岩手	97.4	秋田	96.8	秋田	96.6	岩手	96.9	福岡	97.1	宮城	97.3	宮城	97.9	15
16	三川	97.3	山分	97.6	三重	97.6	三重	97.3	宮崎	96.7	長野	96.6	宮崎	96.8	三重	97.0	三重	97.3	沖繩	97.8	16
17	愛知	97.3	佐賀	97.5	大分	97.5	広島	97.3	広島	96.5	三重	96.5	高知	96.7	岡山	96.9	福岡	97.3	愛知	97.8	17
18	大分	97.3	石川	97.5	佐賀	97.5	宮崎	97.3	愛媛	96.5	和歌山	96.5	三重	96.7	高知	96.9	福岡	97.3	福岡	97.7	18
19	佐賀	97.2	群馬	97.5	長野	97.5	東京	97.2	東京	96.5	広島	96.5	岡山	96.7	山形	96.9	東京	97.3	青森	97.7	19
20	長野	97.2	三重	97.5	広島	97.4	石川	97.1	和歌山	96.4	福島	96.4	広島	96.6	宮崎	96.8	沖繩	97.3	福島	97.7	20
21	群馬	97.2	広島	97.4	愛媛	97.4	滋賀	97.1	長野	96.4	滋賀	96.4	長崎	96.6	宮城	96.8	宮崎	97.2	富山	97.7	21
22	宮崎	97.1	長野	97.3	宮崎	97.4	岡山	97.1	三重	96.4	東京	96.4	秋田	96.6	愛媛	96.8	岡山	97.2	東京	97.7	22
23	宮島	97.0	神奈川	97.3	神奈川	97.4	岡野	97.1	岡山	96.4	高知	96.4	愛媛	96.5	沖繩	96.8	愛媛	97.2	岡山	97.7	23
24	神奈川	97.0	宮崎	97.3	岡山	97.3	神奈川	97.0	石川	96.4	岡山	96.4	滋賀	96.4	長崎	96.8	山形	97.1	長崎	97.6	24
25	静岡	96.9	熊本	97.2	石川	97.2	愛媛	97.0	長崎	96.3	愛媛	96.4	東京	96.4	東京	96.8	長崎	97.1	宮崎	97.6	25
26	熊本	96.9	福岡	97.1	滋賀	97.2	和歌山	96.9	宮崎	96.2	長崎	96.3	兵庫	96.4	秋田	96.7	愛知	97.1	愛媛	97.6	26
27	大阪	96.9	岡山	97.0	大阪	97.2	宮城	96.9	高知	96.2	石川	96.2	福島	96.3	広島	96.7	秋田	97.1	神奈川	97.5	27
28	滋賀	96.8	長崎	97.0	宮城	97.2	大阪	96.9	神奈川	96.2	神奈川	96.1	石川	96.3	神奈川	96.6	神奈川	97.1	兵庫	97.5	28
29	岡山	96.8	滋賀	97.0	熊本	97.1	大分	96.8	愛知	96.2	大分	96.1	神奈川	96.3	福岡	96.6	広島	97.1	山梨	97.5	29
30	宮城	96.8	宮城	97.0	静岡	97.1	長崎	96.8	滋賀	96.1	福岡	96.1	福岡	96.3	鹿児島	96.6	鹿児島	97.0	広島	97.5	30
31	長崎	96.7	北海道	96.9	長崎	97.0	岐阜	96.7	鹿児島	96.1	愛知	96.1	沖繩	96.2	愛知	96.6	兵庫	97.0	大阪	97.4	31
32	北海道	96.6	鹿児島	96.8	和歌山	97.0	熊本	96.7	大分	96.1	鹿児島	96.0	大分	96.2	兵庫	96.6	大分	96.9	秋田	97.4	32
33	鹿児島	96.6	和歌山	96.8	群馬	96.9	兵庫	96.6	兵庫	96.0	兵庫	96.0	愛知	96.2	滋賀	96.5	熊本	96.8	群馬	97.4	33
34	岐阜	96.4	岐阜	96.8	岐阜	96.9	静岡	96.6	熊本	95.9	熊本	95.9	鹿児島	96.2	大分	96.5	福岡	96.8	大分	97.4	34
35	愛媛	96.1	大阪	96.7	鹿児島	96.8	福岡	96.5	福岡	95.9	岐阜	95.9	岐阜	96.2	熊本	96.4	山梨	96.8	鹿児島	97.4	35
36	和歌山	96.0	栃木	96.6	北海道	96.7	群馬	96.5	岐阜	95.9	大阪	95.7	熊本	96.1	岐阜	96.4	大阪	96.8	熊本	97.3	36
37	福岡	96.0	愛媛	96.6	福岡	96.7	高知	96.5	大阪	95.8	宮城	95.7	大阪	96.0	石川	96.4	滋賀	96.8	福岡	97.3	37
38	栃木	95.9	福岡	96.5	高知	96.6	鹿児島	96.3	北海道	95.7	沖繩	95.7	宮城	95.9	大阪	96.3	群馬	96.8	静岡	97.3	38
39	茨城	95.8	茨城	96.3	栃木	96.6	栃木	96.2	群馬	95.5	北海道	95.5	山梨	95.9	山梨	96.3	石川	96.7	滋賀	97.1	39
40	千葉	95.8	千葉	96.2	兵庫	96.5	茨城	96.1	沖繩	95.4	奈良	95.4	北海道	95.8	静岡	96.0	静岡	96.7	石川	97.1	40
41	山梨	95.5	埼玉	96.0	茨城	96.4	北海道	96.1	奈良	95.4	群馬	95.4	群馬	95.5	北海道	96.0	静岡	96.6	北海道	97.0	41
42	埼玉	95.3	兵庫	96.0	山梨	96.2	山梨	96.0	茨城	95.3	山梨	95.4	奈良	95.5	茨城	95.9	北海道	96.4	岐阜	96.9	42
43	兵庫	95.3	山梨	95.8	埼玉	96.2	千葉	95.9	静岡	95.3	千葉	95.1	茨城	95.3	群馬	95.7	茨城	96.2	茨城	96.8	43
44	高知	95.2	山梨	95.7	千葉	96.1	奈良	95.7	山梨	95.0	静岡	95.1	静岡	95.3	奈良	95.6	奈良	96.1	栃木	96.7	44
45	沖繩	95.0	高知	95.6	奈良	95.9	沖繩	95.7	千葉	95.0	茨城	95.0	千葉	95.1	栃木	95.4	栃木	96.0	千葉	96.6	45
46	奈良	94.7	奈良	95.4	沖繩	95.7	埼玉	95.6	栃木	94.7	栃木	94.9	栃木	94.9	千葉	95.3	千葉	95.8	奈良	96.5	46
47	福井	92.1	福井	92.6	福井	93.3	福井	93.0	埼玉	94.6	埼玉	94.3	埼玉	94.4	埼玉	94.9	埼玉	95.5	埼玉	96.1	47
	合計	96.9	合計	97.2	合計	97.2	合計	96.9	合計	96.1	合計	96.0	合計	96.2	合計	96.5	合計	96.9	合計	97.4	

個人都道府県民税（均等・所得割）徴収率推移 [現滞計]

別紙 2

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	京都	95.1	京都	95.5	島根	96.9	島根	96.6	島根	96.3	島根	96.4	島根	96.5	島根	96.8	島根	97.1	島根	97.4	1
2	島根	94.7	島根	95.4	京都	96.3	京都	96.0	京都	95.3	京都	95.1	京都	95.2	京都	95.4	京都	95.7	京都	96.2	2
3	新潟	94.0	新潟	94.6	新潟	95.9	新潟	95.6	新潟	94.9	新潟	94.4	新潟	94.5	新潟	94.9	新潟	95.2	新潟	95.7	3
4	山形	93.8	富山	94.2	富山	95.5	富山	94.9	鳥取	94.2	滋賀	93.9	鳥取	94.1	鳥取	94.5	高知	95.0	高知	95.7	4
5	石川	93.6	山形	94.1	山形	95.5	富山	94.9	鳥取	94.2	滋賀	93.9	滋賀	93.7	高知	94.2	鳥取	95.0	佐賀	95.5	5
6	富山	93.4	滋賀	93.9	滋賀	95.4	山形	94.6	富山	94.1	奈良	93.6	香川	93.6	佐賀	94.1	佐賀	94.8	鳥取	95.5	6
7	滋賀	93.1	神奈川	93.4	徳島	95.1	徳島	94.6	徳島	94.0	富山	93.4	高知	93.5	香川	94.0	長野	94.7	神奈川	95.3	7
8	鳥取	92.9	岩手	93.4	鳥取	95.1	鳥取	94.5	奈良	94.0	富山	93.4	高知	93.5	香川	94.0	長野	94.7	神奈川	95.3	8
9	秋田	92.8	鳥取	93.2	神奈川	95.1	神奈川	94.5	香川	93.8	徳島	93.4	神奈川	93.5	神奈川	94.0	岩手	94.6	長野	95.3	9
10	岩手	92.7	秋田	93.2	石川	94.9	奈良	94.4	神奈川	93.8	神奈川	93.3	徳島	93.4	滋賀	93.9	香川	94.5	香川	95.1	10
11	鹿児島	92.6	兵庫	93.2	石川	94.9	奈良	94.4	山形	93.7	広島	93.3	長野	93.4	和歌山	93.8	滋賀	94.4	和歌山	95.0	11
12	大分	92.4	東京	93.1	長野	94.9	兵庫	94.3	兵庫	93.6	兵庫	93.0	富山	93.4	奈良	93.8	和歌山	94.4	滋賀	94.7	12
13	神奈川	92.4	石川	93.1	兵庫	94.8	長野	94.2	広島	93.6	高知	93.0	和歌山	93.3	岩手	93.7	奈良	94.2	奈良	94.7	13
14	長野	92.3	長野	93.0	奈良	94.8	香川	94.2	岩手	93.4	山形	93.0	佐賀	93.3	広島	93.7	山形	94.1	山形	94.6	14
15	兵庫	92.3	香川	93.0	香川	94.8	香川	94.1	岩手	94.1	長野	93.3	佐賀	93.0	広島	93.2	山形	94.0	山口	94.6	15
16	東京	92.2	鹿児島	92.9	広島	94.7	石川	94.0	岡山	93.2	和歌山	93.0	兵庫	93.0	富山	93.6	愛媛	94.0	長崎	94.6	16
17	香川	92.2	大分	92.9	愛媛	94.7	岡山	93.9	佐賀	93.2	長野	92.9	岩手	92.9	愛媛	93.5	富山	93.9	愛媛	94.6	17
18	愛知	92.0	大阪	92.8	岡山	94.6	福岡	93.8	高知	93.1	愛媛	92.7	愛媛	92.9	徳島	93.4	徳島	93.8	沖縄	94.6	18
19	福島	92.0	徳島	92.7	秋田	94.6	秋田	93.8	石川	93.0	山口	92.5	山形	92.7	山口	93.4	広島	93.8	大分	94.5	19
20	大阪	91.9	福島	92.7	福島	94.6	福岡	93.7	愛媛	93.0	福岡	92.5	山口	92.7	大分	93.0	大分	93.7	広島	94.4	20
21	徳島	91.9	広島	92.7	愛知	94.5	愛媛	93.7	福岡	93.0	岡山	92.4	鹿児島	92.5	兵庫	93.0	沖縄	93.7	徳島	94.3	21
22	岡山	91.8	愛知	92.6	東京	94.5	愛知	93.7	和歌山	92.9	鹿児島	92.4	大分	92.5	岐阜	92.9	長崎	93.6	富山	94.2	22
23	宮崎	91.8	奈良	92.6	大阪	94.4	鹿児島	93.6	秋田	92.9	岩手	92.3	岡山	92.4	鹿児島	92.8	兵庫	93.5	兵庫	94.1	23
24	広島	91.6	岡山	92.5	鹿児島	94.4	高知	93.5	山口	92.9	大分	92.3	宮崎	92.2	岡山	92.8	福島	93.4	福島	94.0	24
25	福岡	91.6	岐阜	92.4	大分	94.3	東京	93.5	秋田	92.9	秋田	92.3	長崎	92.2	福岡	92.7	鹿児島	93.4	愛知	94.0	25
26	青森	91.5	岐阜	92.4	岐阜	94.2	大分	93.5	鹿児島	92.8	石川	92.2	福岡	92.2	長崎	92.7	岐阜	93.2	鹿児島	94.0	26
27	長崎	91.5	宮崎	92.3	福岡	94.1	大阪	93.5	福岡	92.7	宮崎	92.1	大阪	92.1	沖縄	92.7	岡山	93.1	宮崎	93.9	27
28	奈良	91.5	福岡	92.3	青森	94.0	岐阜	93.4	東京	92.7	岐阜	92.0	岐阜	92.1	福島	92.5	大阪	93.1	三重	93.9	28
29	岐阜	91.4	長崎	92.1	山口	93.9	佐賀	93.4	大分	92.6	長崎	91.9	福岡	92.1	大阪	92.4	宮崎	93.1	宮崎	93.9	29
30	北海道	91.4	青森	92.0	高知	93.8	山口	93.4	大阪	92.5	福岡	91.9	秋田	92.0	秋田	92.4	愛知	93.0	岡山	93.8	30
31	宮崎	91.2	北海道	91.9	長崎	93.8	宮崎	93.3	長崎	92.5	東京	91.7	石川	91.9	愛知	92.3	東京	93.0	東京	93.8	31
32	愛媛	91.1	高知	91.7	佐賀	93.8	福岡	93.3	岐阜	92.5	大阪	91.6	東京	91.6	福岡	92.3	秋田	92.9	山梨	93.8	32
33	高知	90.9	宮崎	91.7	宮崎	93.8	青森	93.2	愛知	92.4	愛知	91.5	愛知	91.6	宮崎	92.2	北海道	92.9	秋田	93.8	33
34	熊本	90.8	山口	91.5	福岡	93.7	長崎	93.2	宮崎	92.4	青森	91.3	沖縄	91.5	宮崎	92.1	福岡	92.7	北海道	93.7	34
35	佐賀	90.4	佐賀	91.5	和歌山	93.6	和歌山	93.0	青森	92.1	福島	91.2	三重	91.3	石川	92.0	三重	92.7	岐阜	93.7	35
36	山口	90.4	熊本	91.4	宮崎	93.6	三重	92.7	熊本	91.6	熊本	91.0	青森	91.3	三重	91.9	宮崎	92.7	大阪	93.7	36
37	福岡	90.0	三重	91.1	三重	93.5	宮崎	92.6	群馬	91.5	三重	90.9	熊本	91.2	熊本	91.9	熊本	92.7	熊本	93.5	37
38	三重	90.0	福岡	91.1	群馬	93.4	群馬	92.6	三重	91.5	北海道	90.9	北海道	91.1	北海道	91.9	福岡	92.7	福岡	93.5	38
39	栃木	90.0	群馬	90.7	熊本	93.3	熊本	92.5	北海道	91.4	群馬	90.7	福島	91.0	山梨	91.6	山梨	92.5	福岡	93.3	39
40	群馬	89.4	栃木	90.6	北海道	93.2	千葉	92.3	宮崎	91.4	沖縄	90.5	群馬	90.9	青森	91.5	石川	92.5	石川	93.2	40
41	静岡	89.4	埼玉	90.4	千葉	93.0	北海道	92.1	千葉	91.3	山梨	90.4	山梨	90.8	群馬	91.3	青森	91.9	静岡	93.0	41
42	埼玉	89.3	静岡	90.3	埼玉	93.0	茨城	92.1	山梨	91.2	千葉	90.3	茨城	90.1	宮崎	90.9	群馬	91.9	群馬	92.7	42
43	千葉	89.2	千葉	90.2	茨城	92.8	埼玉	92.1	茨城	91.0	宮崎	90.1	千葉	89.9	茨城	90.7	静岡	91.9	茨城	92.5	43
44	山梨	89.1	和歌山	90.1	栃木	92.8	山梨	91.9	埼玉	90.9	茨城	89.9	宮崎	89.7	静岡	90.7	茨城	91.4	青森	92.4	44
45	茨城	88.9	山梨	90.0	静岡	92.7	栃木	91.9	沖縄	90.6	埼玉	89.7	埼玉	89.7	埼玉	90.4	埼玉	91.1	埼玉	92.1	45
46	和歌山	88.7	茨城	89.9	山梨	92.6	静岡	91.6	栃木	90.5	栃木	89.4	栃木	89.2	千葉	89.9	栃木	90.6	千葉	91.4	46
47	沖縄	88.5	沖縄	89.2	沖縄	91.9	沖縄	91.3	静岡	90.3	静岡	88.9	静岡	89.0	栃木	89.8	千葉	90.5	栃木	91.4	47
	合計	91.5	合計	92.3	合計	94.2	合計	93.5	合計	92.5	合計	91.8	合計	91.8	合計	92.4	合計	93.0	合計	93.8	

個人都道府県民税（均等・所得割）を除く全税目徴収率推移 [現年]

別紙3

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	新潟	99.8	新潟	99.7	徳島	99.7	愛知	99.9	鳥取	99.8	徳島	99.8	徳島	99.8	沖縄	99.9	徳島	99.9	沖縄	99.9	1
2	福島	99.7	東京都	99.7	徳川	99.7	鳥取	99.7	鳥取	99.7	徳島	99.8	徳島	99.8	山形	99.7	徳島	99.9	沖縄	99.9	2
3	徳島	99.7	徳島	99.7	青森	99.6	島根	99.7	島根	99.7	島根	99.8	沖縄	99.7	香川	99.8	群馬	99.8	群馬	99.9	3
4	山口	99.7	青森	99.7	宮崎	99.6	徳島	99.7	新潟	99.7	三重	99.8	長野	99.7	新潟	99.8	長野	99.8	愛媛	99.8	4
5	青森	99.7	山形	99.7	愛知	99.6	山形	99.7	三重	99.7	福井	99.7	群馬	99.7	青森	99.8	秋田	99.8	福井	99.8	5
6	鳥取	99.7	香川	99.6	山口	99.6	京都	99.7	山形	99.7	新潟	99.7	山梨	99.7	秋田	99.8	香川	99.8	栃木	99.8	6
7	島根	99.7	群馬	99.6	愛媛	99.6	秋田	99.7	青森	99.6	青森	99.7	青森	99.7	和歌山	99.8	愛媛	99.8	山形	99.8	7
8	福井	99.7	栃木	99.6	福島	99.6	香川	99.7	香川	99.6	宮崎	99.7	鳥取	99.7	宮崎	99.8	大分	99.8	長野	99.8	8
9	山形	99.7	山口	99.6	島根	99.6	福井	99.6	福井	99.6	福島	99.6	山形	99.7	群馬	99.7	山梨	99.8	大分	99.8	9
10	三重	99.6	長崎	99.6	京都	99.6	三重	99.6	福井	99.6	香川	99.6	香川	99.7	愛媛	99.7	和歌山	99.8	青森	99.8	10
11	群馬	99.6	佐賀	99.5	三重	99.6	群馬	99.6	群馬	99.6	長野	99.6	石川	99.7	福井	99.7	青森	99.8	香川	99.8	11
12	熊本	99.5	福岡	99.5	秋田	99.6	新潟	99.6	和歌山	99.6	秋田	99.6	和歌山	99.7	鳥取	99.7	山梨	99.8	和歌山	99.8	12
13	宮崎	99.5	東京	99.5	新潟	99.5	宮崎	99.6	宮崎	99.6	大分	99.6	福井	99.7	熊本	99.7	福井	99.8	宮城	99.8	13
14	岩手	99.5	三重	99.5	大分	99.5	山口	99.6	佐賀	99.5	石川	99.6	三重	99.7	三重	99.7	栃木	99.8	秋田	99.8	14
15	佐賀	99.5	熊本	99.5	栃木	99.5	青森	99.6	秋田	99.5	沖縄	99.6	長崎	99.7	長野	99.7	鳥取	99.7	静岡	99.8	15
16	静岡	99.4	愛知	99.5	長崎	99.5	青森	99.6	佐賀	99.6	秋田	99.5	群馬	99.6	秋田	99.7	島根	99.7	宮崎	99.8	16
17	石川	99.4	島根	99.5	和歌山	99.5	福島	99.6	愛媛	99.5	和歌山	99.6	宮崎	99.7	長崎	99.7	新潟	99.7	山梨	99.8	17
18	京都	99.4	石川	99.5	山形	99.5	栃木	99.6	宮城	99.5	長崎	99.6	東京	99.6	宮城	99.7	東京	99.7	鹿児島	99.7	18
19	愛知	99.4	鳥取	99.5	熊本	99.5	石川	99.5	京都市	99.4	山梨	99.5	山口	99.6	山梨	99.7	静岡	99.7	三重	99.7	19
20	栃木	99.4	和歌山	99.5	福井	99.5	和歌山	99.5	京都	99.4	山梨	99.5	島根	99.6	山梨	99.7	鹿児島	99.7	島根	99.7	20
21	秋田	99.4	宮崎	99.5	宮城	99.5	愛媛	99.5	東京	99.4	熊本	99.5	大分	99.6	東京	99.7	三重	99.7	熊本	99.7	21
22	長野	99.4	宮城	99.4	長野	99.5	宮城	99.5	愛知	99.4	東京	99.5	愛知	99.5	福島	99.6	宮城	99.7	新潟	99.7	22
23	大分	99.4	秋田	99.4	静岡	99.5	長崎	99.5	熊本	99.4	愛知	99.4	静岡	99.5	大分	99.6	石川	99.7	愛知	99.7	23
24	東京	99.3	静岡	99.4	鳥取	99.4	熊本	99.5	長野	99.4	静岡	99.4	宮城	99.5	茨城	99.6	島根	99.7	兵庫	99.7	24
25	長崎	99.3	福井	99.4	東京	99.4	長野	99.5	山口	99.4	埼玉	99.4	鹿児島	99.5	鹿児島	99.6	長崎	99.7	山口	99.7	25
26	和歌山	99.3	長野	99.4	佐賀	99.4	富山	99.5	大分	99.4	千葉	99.4	愛媛	99.5	山口	99.6	兵庫	99.6	京都	99.7	26
27	岡山	99.3	大分	99.4	大阪	99.4	静岡	99.5	千葉	99.4	高知	99.4	兵庫	99.5	石川	99.6	熊本	99.6	岡山	99.7	27
28	愛媛	99.3	岩手	99.4	山梨	99.4	大阪	99.4	静岡	99.4	富山	99.4	茨城	99.5	兵庫	99.6	山口	99.6	長崎	99.7	28
29	香川	99.3	北海道	99.3	岡山	99.3	千葉	99.4	山梨	99.4	福島	99.3	高知	99.5	静岡	99.6	茨城	99.6	鳥取	99.7	29
30	鹿児島	99.2	埼玉	99.3	岩手	99.3	神奈川	99.4	埼玉	99.4	広島	99.3	富山	99.5	岡山	99.6	岡山	99.6	東京	99.7	30
31	埼玉	99.2	岡山	99.3	神奈川	99.3	山梨	99.3	富山	99.4	岡山	99.3	熊本	99.5	愛知	99.5	埼玉	99.6	福島	99.7	31
32	宮城	99.2	沖縄	99.3	富山	99.3	岡山	99.3	沖縄	99.4	神奈川	99.3	千葉	99.4	埼玉	99.5	愛知	99.6	埼玉	99.6	32
33	神奈川	99.2	鹿児島	99.3	鹿児島	99.3	岐阜	99.3	神奈川	99.3	愛媛	99.3	佐賀	99.4	千葉	99.5	福島	99.5	大阪	99.6	33
34	高知	99.2	愛媛	99.3	埼玉	99.3	広島	99.3	岩手	99.3	大阪	99.3	埼玉	99.4	佐賀	99.5	高知	99.5	石川	99.6	34
35	滋賀	99.2	神奈川	99.2	高知	99.2	沖縄	99.3	栃木	99.3	岩手	99.3	京都	99.4	高知	99.5	富山	99.5	茨城	99.6	35
36	大阪	99.2	広島	99.2	北海道	99.2	埼玉	99.3	岡山	99.3	佐賀	99.3	岡山	99.4	京都	99.4	奈良	99.5	高知	99.6	36
37	富山	99.1	高知	99.2	広島	99.2	滋賀	99.3	茨城	99.3	宮城	99.2	岐阜	99.4	富山	99.4	京都	99.5	福岡	99.5	37
38	茨城	99.1	千葉	99.2	兵庫	99.2	高知	99.3	鹿児島	99.2	岐阜	99.2	福岡	99.3	岩手	99.4	大阪	99.4	富山	99.5	38
39	北海道	99.1	富山	99.2	茨城	99.1	鹿児島	99.2	北海道	99.2	鹿児島	99.2	福島	99.3	神奈川	99.4	千葉	99.4	千葉	99.5	39
40	広島	99.1	山梨	99.1	岐阜	99.1	茨城	99.2	高知	99.2	茨城	99.2	広島	99.3	福岡	99.3	福岡	99.4	神奈川	99.5	40
41	千葉	99.0	茨城	99.1	沖縄	99.1	奈良	99.1	広島	99.2	福岡	99.2	神奈川	99.2	大分	99.3	岐阜	99.4	広島	99.4	41
42	沖縄	99.0	岐阜	99.1	福岡	99.1	東京	99.1	岐阜	99.1	滋賀	99.2	北海道	99.2	広島	99.3	佐賀	99.3	佐賀	99.4	42
43	山梨	99.0	滋賀	99.0	石川	99.0	岩手	99.1	奈良	99.1	兵庫	99.1	奈良	99.2	奈良	99.3	神奈川	99.3	岐阜	99.4	43
44	岐阜	99.0	福岡	99.0	滋賀	99.0	兵庫	99.1	大阪	99.1	京都	99.1	栃木	99.2	岐阜	99.2	広島	99.3	岩手	99.3	44
45	奈良	98.9	兵庫	98.8	群馬	98.8	大分	99.0	福岡	99.0	奈良	99.1	大阪	99.2	滋賀	99.2	岩手	99.2	奈良	99.2	45
46	福岡	98.8	大阪	98.6	千葉	98.8	福岡	99.0	滋賀	99.0	栃木	99.1	岩手	99.1	山形	99.1	滋賀	99.1	北海道	99.2	46
47	兵庫	98.6	奈良	98.4	奈良	98.8	北海道	99.0	兵庫	98.9	北海道	99.0	滋賀	99.1	北海道	99.0	北海道	98.9	滋賀	99.2	47
合計		99.3	合計	99.3	合計	99.3	合計	99.4	合計	99.3	合計	99.4	合計	99.5	合計	99.5	合計	99.6	合計	99.6	

個人都道府県民税（均等・所得割）を除く全税目徴収率推移 [現滞計]

別紙 4

順位	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		順位		
	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	県名	徴収率	
1	新潟	99.2	新潟	99.1	福島	99.2	鳥取	99.3	鳥取	99.4	鳥取	99.4	鳥取	99.4	鳥取	99.5	鳥取	99.5	青森	99.6	青森	99.6	1
2	鳥取	99.1	青森	99.1	山口	99.1	福島	99.2	鳥根	99.1	鳥根	99.2	香川	99.2	香川	99.3	青森	99.4	三重	99.5	三重	99.5	2
3	福島	99.1	福島	99.1	青森	99.1	愛知	99.1	福島	99.0	三重	99.1	三重	99.1	三重	99.3	香川	99.4	宮崎	99.5	宮崎	99.5	3
4	山口	99.0	山口	99.0	香川	99.0	山口	99.1	青森	99.0	青森	99.0	山口	99.1	新潟	99.3	三重	99.4	鳥取	99.5	鳥取	99.5	4
5	青森	98.9	鳥取	98.9	新潟	98.9	山口	98.9	香川	99.0	香川	99.0	青森	99.1	青森	99.2	宮崎	99.3	宮城	99.5	宮城	99.5	5
6	岩手	98.9	岩手	98.9	鳥取	98.9	香川	99.0	福井	98.9	福井	99.0	長崎	99.0	長崎	99.2	新潟	99.3	山口	99.4	山口	99.4	6
7	徳島	98.8	香川	98.8	徳島	98.9	青森	99.0	佐賀	98.9	徳島	98.9	宮崎	99.0	山口	99.2	宮城	99.3	群馬	99.4	群馬	99.4	7
8	山形	98.8	山形	98.8	三重	98.8	佐賀	99.0	三重	98.9	宮崎	98.9	鳥根	99.0	宮崎	99.2	山口	99.3	福井	99.4	福井	99.4	8
9	群馬	98.6	徳島	98.8	岩手	98.8	山形	99.0	徳島	98.8	山形	98.9	徳島	99.0	宮城	99.2	徳島	99.3	香川	99.4	香川	99.4	9
10	鳥根	98.6	群馬	98.8	宮崎	98.8	新潟	98.9	新潟	98.8	新潟	98.9	福井	98.9	鳥根	99.1	長崎	99.2	新潟	99.4	新潟	99.4	10
11	三重	98.6	東京	98.7	愛知	98.8	三重	98.9	山形	98.8	山口	98.8	山形	98.9	福井	99.1	福井	99.2	山形	99.4	山形	99.4	11
12	三京	98.5	京都	98.7	愛田	98.8	富山	98.9	富山	98.9	山口	98.8	長崎	98.8	新潟	98.9	徳島	99.1	鳥根	99.2	沖縄	99.4	12
13	秋田	98.4	三重	98.6	富山	98.8	宮崎	98.9	山口	98.7	富山	98.7	富山	98.9	岩手	99.0	和歌山	99.2	徳島	99.4	徳島	99.4	13
14	富山	98.4	佐賀	98.6	山形	98.7	徳島	98.9	富山	98.7	岩手	98.7	佐賀	98.8	佐賀	99.0	群馬	99.2	鳥根	99.4	鳥根	99.4	14
15	佐賀	98.4	富山	98.6	東京	98.7	秋田	98.9	秋田	98.6	福島	98.7	和歌山	98.8	和歌山	99.0	沖縄	99.1	愛知	99.4	愛知	99.4	15
16	神奈川	98.3	鳥根	98.6	鳥根	98.7	京都	98.7	長崎	98.5	佐賀	98.6	和歌山	98.7	福島	98.9	静岡	99.1	和歌山	99.4	和歌山	99.4	16
17	静岡	98.3	愛知	98.5	佐賀	98.7	静岡	98.7	岩手	98.5	秋田	98.5	愛知	98.7	熊本	98.9	愛知	99.1	長崎	99.3	長崎	99.3	17
18	香川	98.3	秋田	98.5	京都	98.6	岩手	98.6	宮城	98.4	愛知	98.5	岩手	98.6	富山	98.9	長野	99.1	静岡	99.3	静岡	99.3	18
19	京都	98.2	神奈川	98.5	大分	98.6	神奈川	98.6	静岡	98.3	熊本	98.4	静岡	98.6	岡山	98.9	熊本	99.0	熊本	99.3	熊本	99.3	19
20	愛知	98.2	静岡	98.4	静岡	98.6	熊本	98.5	和歌山	98.2	和歌山	98.4	秋田	98.6	愛知	98.8	富山	99.0	長野	99.3	長野	99.3	20
21	熊本	98.1	大分	98.4	神奈川	98.6	長崎	98.5	愛知	98.2	静岡	98.4	熊本	98.6	長野	98.8	岡山	99.0	岡山	99.3	岡山	99.3	21
22	大分	98.1	熊本	98.4	熊本	98.5	広島	98.5	神奈川	98.2	長野	98.4	宮城	98.6	静岡	98.8	秋田	99.0	兵庫	99.2	兵庫	99.2	22
23	広島	98.1	広島	98.4	鳥根	98.5	宮城	98.5	熊本	98.2	神奈川	98.4	沖縄	98.5	秋田	98.8	山梨	99.0	栃木	99.2	栃木	99.2	23
24	長野	98.1	宮崎	98.3	広島	98.4	和歌山	98.4	広島	98.2	宮城	98.3	福島	98.5	沖縄	98.8	岩手	99.0	富山	99.2	富山	99.2	24
25	宮崎	98.1	石川	98.3	長野	98.4	石川	98.3	京都	98.2	東京	98.3	岡山	98.5	神奈川	98.7	佐賀	99.0	山梨	99.2	山梨	99.2	25
26	石川	98.0	長崎	98.2	宮城	98.3	東京	98.3	愛媛	98.1	広島	98.3	高知	98.2	神奈川	98.5	東京	98.7	兵庫	98.9	埼玉	99.1	26
27	長崎	97.9	長野	98.2	愛媛	98.2	長野	98.3	長野	98.1	高知	98.2	神奈川	98.5	兵庫	98.7	東京	98.9	福島	99.1	福島	99.1	27
28	宮城	97.7	和歌山	98.1	和歌山	98.2	愛媛	98.2	東京	98.1	沖縄	98.1	東京	98.4	埼玉	98.6	埼玉	98.9	佐賀	99.1	佐賀	99.1	28
29	大阪	97.6	宮城	97.9	岡山	98.1	岐阜	98.2	石川	98.0	岡山	98.1	広島	98.4	山梨	98.6	福島	98.9	東京	99.1	東京	99.1	29
30	北海道	97.6	北海道	97.9	群馬	98.1	岡山	98.2	高知	97.9	石川	98.1	石川	98.3	高知	98.6	鹿児島	98.8	岩手	99.1	岩手	99.1	30
31	岡山	97.6	岡山	97.8	石川	98.0	大分	98.1	岡山	97.9	埼玉	98.0	兵庫	98.3	鹿児島	98.5	神奈川	98.7	高知	99.0	高知	99.0	31
32	和歌山	97.6	埼玉	97.8	大阪	98.0	大阪	98.0	埼玉	97.8	愛媛	98.0	京都	98.3	福岡	98.5	高知	98.7	鹿児島	99.0	鹿児島	99.0	32
33	滋賀	97.6	栃木	97.7	北海道	98.0	滋賀	98.0	岐阜	97.8	千葉	97.9	山梨	98.2	山形	98.5	福岡	98.7	秋田	99.0	秋田	99.0	33
34	岐阜	97.4	岐阜	97.7	埼玉	97.9	群馬	98.0	鹿児島	97.7	岐阜	97.9	埼玉	98.2	石川	98.5	広島	98.7	福岡	99.0	福岡	99.0	34
35	鹿児島	97.4	千葉	97.6	岐阜	97.9	埼玉	97.9	大分	97.6	京都	97.8	岐阜	98.2	広島	98.4	栃木	98.7	神奈川	99.0	神奈川	99.0	35
36	千葉	97.3	滋賀	97.6	高知	97.8	高知	97.9	北海道	97.6	大分	97.8	福岡	98.2	千葉	98.4	石川	98.7	広島	99.0	広島	99.0	36
37	埼玉	97.2	鹿児島	97.6	滋賀	97.8	栃木	97.7	沖縄	97.6	滋賀	97.8	千葉	98.2	京都	98.4	愛媛	98.6	愛媛	99.0	愛媛	99.0	37
38	茨城	97.0	茨城	97.4	栃木	97.8	兵庫	97.7	群馬	97.5	鹿児島	97.8	愛媛	98.1	愛媛	98.4	千葉	98.6	京都	98.9	京都	98.9	38
39	愛媛	97.0	愛媛	97.4	鹿児島	97.7	北海道	97.7	茨城	97.5	福岡	97.8	鹿児島	98.0	栃木	98.3	京都	98.6	千葉	98.9	千葉	98.9	39
40	栃木	97.0	大阪	97.3	福岡	97.6	千葉	97.6	兵庫	97.4	兵庫	97.7	滋賀	97.9	茨城	98.3	山形	98.6	茨城	98.8	茨城	98.8	40
41	福岡	96.8	福岡	97.3	茨城	97.6	茨城	97.6	兵庫	97.4	山梨	97.7	北海道	97.9	岐阜	98.3	茨城	98.5	大阪	98.8	大阪	98.8	41
42	山梨	96.6	沖縄	97.0	千葉	97.4	福岡	97.5	千葉	97.3	北海道	97.6	大分	97.9	大分	98.1	岐阜	98.4	石川	98.8	石川	98.8	42
43	沖縄	96.3	山梨	96.8	山梨	97.3	鹿児島	97.5	滋賀	97.3	群馬	97.5	茨城	97.8	滋賀	98.0	大分	98.3	岐阜	98.6	岐阜	98.6	43
44	高知	96.2	兵庫	96.7	沖縄	97.2	沖縄	97.5	大阪	97.2	栃木	97.5	栃木	97.7	大阪	97.9	大分	98.3	大分	98.6	大分	98.6	44
45	兵庫	95.9	高知	96.5	兵庫	97.2	山梨	97.5	山梨	97.0	大阪	97.5	群馬	97.6	北海道	97.9	滋賀	98.1	北海道	98.4	北海道	98.4	45
46	奈良	95.7	奈良	96.4	奈良	96.5	奈良	96.7	栃木	96.8	茨城	97.4	大阪	97.6	群馬	97.8	北海道	98.0	滋賀	98.4	滋賀	98.4	46
47	福井	92.4	福井	92.8	福井	93.2	福井	93.0	奈良	96.7	奈良	96.9	奈良	97.1	奈良	97.3	奈良	97.8	奈良	97.9	奈良	97.9	47
	合計	97.9	合計	98.1	合計	98.3	合計	98.2	合計	97.9	合計	98.1	合計	98.3	合計	98.6	合計	98.8	合計	99.1	合計	99.1	

### 3. 平成 26 年度税制改正（地方法人税の創設等）

平成 26 年 3 月 31 日に公布された地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）により、地方法人税が創設された。

財務省から公表されたパンフレットによれば、地方法人税（国税）について、「地方団体の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引き下げにあわせて地方法人税を創設し、その税込額を交付税原資化します」とある。

具体的には、平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から、道府県民税法人税割の標準税率を 1.8%（5.0%から 3.2%）引き下げ、及び市町村民税法人税割の標準税率を 2.6%（12.3%から 9.7%）引き下げ、合計 4.4%引き下げることにあわせて、基準法人税額を課税標準とする税率 4.4%の地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税の財源とする制度である。

これに伴ない、県税の税率が変更された。

以下の表は県が公表している税率表である。

#### [法人事業税]

法人及び課税標準等の区分		税 率						
		H20.10.1～		H26.10.1～		H27.4.1～		
①電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	収入金額		0.7%		0.9%		0.9%	
②3以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う上記①以外の外形法人（※1）	普通法人	所得金額	2.9%		4.3%		3.1%	
		付加価値割（付加価値額）	0.48%		0.48%		0.72%	
		資本割（資本金等の額（※5））	0.2%		0.2%		0.3%	
③上記①②以外の法人で資本金の額又は出資金の額（※2）が1,000万円以上で3以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	上記以外の普通法人	所得金額	5.3%		6.7%		6.7%	
	特別法人（※3）	所得金額	3.6%		4.6%		4.6%	
④上記①②③以外の法人（軽減税率適用法人）	普通法人		外形法人（※1）	左記以外	外形法人（※1）	左記以外	外形法人（※1）	左記以外
		所得のうち年400万円以下の金額（※4）	1.5%	2.7%	2.2%	3.4%	1.6%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額（※4）	2.2%	4.0%	3.2%	5.1%	2.3%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額（※4）	2.9%	5.3%	4.3%	6.7%	3.1%	6.7%
		付加価値割（付加価値額）	0.48%	-	0.48%	-	0.72%	-
		資本割（資本金等の額（※5））	0.2%	-	0.2%	-	0.3%	-
	特別法人（※3）	所得のうち年400万円以下の金額（※4）	2.7%		3.4%		3.4%	
		所得のうち年400万円を超える金額（※4）	3.6%		4.6%		4.6%	
特別法人（※3）で、特定大規模協同組合等に該当する法人の所得のうち、年10億円を超える金額（※4）			4.3%		5.5%		5.5%	



[地方法人特別税] 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

課税標準の区分	税率		
	H20. 10. 1~	H26. 10. 1~	H27. 4. 1~
所得金額を課税標準として法人事業税を課税される法人の所得割額(税額)	81%	43.2%	43.2%
収入金額を課税標準として法人事業税を課税される法人の収入割額(税額)	81%	43.2%	43.2%
外形法人(※1)の所得割額(税額)	148%	67.4%	93.5%

[法人県民税]

区 分			税率	
			右記以前	H26. 10. 1~
法人 税 割	平成28年4月30日までに終了する事業年度分	①資本金の額又は出資金の額(※2)が1億円を超える法人 ②保険業法に規定する相互会社 ③資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円(※4)を超えるもの	5.8%	4.0%
		④上記のいずれにも該当しない法人	5.0%	3.2%

区 分		税率 ※6	
		右記以前	H20. 4. 1~※7
均 等 割	①次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。) ロ 人格のない社団等(法人税法施行令第5条に列記されている収益事業を行う者) ハ 一般社団法人及び一般財団法人 ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除きます。) ホ 資本金等の額(※5)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除きます。以下、この均等割の表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	20,000円	21,400円
	②資本金等の額(※5)が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	53,500円
	③資本金等の額(※5)が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	139,100円
	④資本金等の額(※5)が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	577,800円
	⑤資本金等の額(※5)が50億円を超える法人	800,000円	856,000円

- ※1 「外形法人」とは、「資本金の額又は出資金の額（※2）」が1億円を超える法人。
- ※2 「資本金の額又は出資金の額」は、各事業年度終了の日における額を基準にします。
- ※3 地方税法第72条の24の7第5項に掲げられている法人のことをいい、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、森林組合、農林中央金庫、医療法人等が該当します。
- ※4 事業年度が1年に満たない法人にあつては、“年〇〇円”とあるところは、 $〇〇円 \times 当該事業年度の月数 \div 12$  の計算式によって得られた額になります。この場合、月数の計算で1月に満たない端数は切り上げて1月として計算します。
- ※5 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額、連結法人にあつては、法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）をいい、各事業年度終了の日における額を基準にします。
- ※6 事業年度が1年に満たない法人の均等割については、 $上記年額 \times 当該事業年度の月数 \div 12$  の計算式によって得られた額になります。この場合、（例1）事業年度の月数が1月を超える場合で1月に満たない端数があるときはその端数を切り捨て、（例2）当該事業年度の月数自体が1月に満たないときはこれを1月として計算します。
- （例1）7月と25日間→7月      （例2）10日間→1月
- ※7 平成20年4月1日以後に開始する事業年度分から「とちぎの元気な森づくり県民税」（従前の均等割の7%相当額）を創設しました。

### III. 個別的事項

#### 1. 個人県民税

##### (1) 個人県民税の概要

###### ① 趣旨等

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民に負担してもらい（負担分任性）、地方自治への関心を高めようという趣旨で設けられた税であり、個人にかかるものを個人県民税という。市町村には、個人市町村民税があり、個人県民税と合わせて通常「個人住民税」と呼んでいる。

###### ② 構成

個人県民税は、均等割、所得割、配当割及び株式等譲渡所得割から構成される。

###### ③ 納税義務者

均等割	・1月1日現在、県内に住所がある個人 ・1月1日現在、県内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で、その市町に住所がない人
所得割	・1月1日現在、県内に住所がある個人
配当割	・県内に住所を有し、株式会社などから配当等（一定の上場株式等の配当等）の支払を受ける人
株式等譲渡所得割	・県内に住所を有し、証券会社等から株式等の譲渡益（源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額）の支払を受ける人

###### ④ 非課税

均等割	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の者 ・前年中の合計所得金額が非課税限度額以下の者
所得割	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の所得が125万円以下の者 ・前年中の総所得金額が非課税限度額以下の者

⑤ 納税額

均等割	2,200 円
所得割	課税所得金額×4/100
配当割	支払を受ける配当等の額×5/100
株式等譲渡所得割	支払を受ける株式等譲渡益の額×5/100

(注)・均等割のうち 700 円は「とちぎの元気な森づくり県民税」である。

- ・平成 26 年度から平成 35 年度までの間、東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保することを目的として、均等割 500 円が加算されている。
- ・退職所得と土地建物などの譲渡による所得は、別の方法で計算される。

所得割の計算方法（一般的な例）

<p>前年の収入－必要経費（給与所得者は給与所得控除額）－各種所得控除額 ＝課税所得金額</p> <p>課税所得金額×税率－調整控除額－税額控除額＝所得割額</p>
--

所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 (i) (損失額－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) (ii) (災害関連支出の金額－保険等により補填される金額)－50,000 円
医療費控除	(医療費－保険等により補填される金額)－(総所得金額等の合計額×5/100 又は 10 万円のいずれか低い額) (限度額 200 万円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	(i) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 12,000 円以下 …………… 支払った金額 12,000 円超 32,000 円以下 …… 支払った金額×1/2+6,000 円

生命保険料控除	<p>32,000円超 56,000円以下 …… 支払った金額×1/4+14,000円  56,000円超 …………… 28,000円  ※それぞれの適用限度額は28,000円</p> <p>(ii) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が  15,000円以下 …………… 支払った金額  15,000円超 40,000円以下 …… 支払った金額×1/2+7,500円  40,000円超 70,000円以下 …… 支払った金額×1/4+17,500円  70,000円超 …………… 35,000円  ※それぞれの適用限度額は35,000円</p> <p>※(i)の新契約と(ii)の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は28,000円  ※各種保険料の控除を合計した適用限度額は70,000円</p>
地震保険料控除	<p>(i) 支払った地震保険料×1/2(限度額25,000円)  (ii) 平成18年12月31日までに契約した長期損害保険(支払った保険料のうち5,000円までの部分の全額) + (5,000円を超える部分の金額×1/2)(限度額10,000円)  (i)と(ii)の合計の限度額25,000円</p>
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円。控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円)
寡婦(寡夫)控除	26万円(扶養親族である子があり、かつ、前年所得が500万円以下の寡婦は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	一般……………33万円 70歳以上……………38万円
配偶者特別控除	最高33万円(配偶者に所得があれば、所得に応じて減額される。)
扶養控除	一般……………33万円 70歳以上……………38万円 特定(注)……………45万円 同居老親等……………45万円
基礎控除	33万円

(注) 平成24年度から、特定扶養親族は、19歳から22歳までとなった。

## 税額控除

項目	控除額
寄附金税額控除	<p>地方公共団体等に対し、2,000円を超える寄附を行った場合、申告により県民税及び市町村民税の控除が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）</li> <li>・住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部</li> <li>・条例で指定した寄附金（社会福祉法人や学校法人等）</li> </ul> <p>控除額  <math>(\text{寄附金} - 2,000 \text{円}) \times 4\%</math>（市町村民税 6%）            ※ふるさと納税の場合は上記に加え、特例控除（所得割額の2割を上限）が受けられる。</p>
住宅借入金等特別税額控除	<p>所得税について住宅ローン控除を受けた場合、所得税から控除しきれなかった額が、翌年分の県民税及び市町村民税から控除される。</p> <p>対象            平成11年から平成18年まで、又は平成21年から平成31年6月までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった控除額がある場合</p>

## ⑥ 申告と納税

均等割と所得割	3月15日までに住所地の市町に申告書を提出する。ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は必要ない。	
	納税については以下の通りである。	
	給与所得者	6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から差し引かれる。
	65歳以上の公的年金受給者	4月から翌年2月までの6回に分けて、公的年金から差し引かれる。
	上記以外	市町から送付される納税通知書（納付書）により、6月、8月、10月、1月の年4回に分けて市町村民税と併せて納める。
配当割	配当等の支払をする株式会社などが毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納める。	
株式等譲渡所得割	株式等の譲渡益の支払をする証券会社等が年間の損益を通算し、翌年の1月10日までに申告し、納める。	

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	66,790,646	70,818,116	72,454,946
	収入額 (b)	65,015,406	69,046,224	70,805,298
	不納欠損額 (c)	5,546	4,729	1,602
	収入未済額 (a-b-c)	1,769,692	1,767,162	1,648,045
	徴収率 (b÷a)	97.3	97.5	97.7
滞納繰越分	調定額 (a)	7,072,241	6,619,028	6,150,641
	収入額 (b)	1,446,502	1,507,459	1,478,041
	不納欠損額 (c)	739,862	760,258	675,973
	収入未済額 (a-b-c)	4,886,120	4,351,310	3,996,653
	徴収率 (b÷a)	20.5	22.8	24.0
現滞計	調定額 (a)	73,862,887	77,437,144	78,605,588
	収入額 (b)	66,461,909	70,553,683	72,283,340
	不納欠損額 (c)	745,409	764,987	677,575
	収入未済額 (a-b-c)	6,655,812	6,118,473	5,644,699
	徴収率 (b÷a)	90.0	91.1	92.0

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,335,985	21,791,632	2,716	541,636	97.6
	繰越	1,976,621	408,726	192,451	1,375,604	20.7
鹿沼	現年	5,496,723	5,301,303	314	195,105	96.4
	繰越	763,871	192,309	63,003	508,639	25.2
真岡	現年	4,203,020	4,093,657	196	109,166	97.4
	繰越	469,379	86,719	50,622	332,040	18.5
栃木	現年	15,149,964	14,718,168	945	430,850	97.1
	繰越	1,616,473	275,148	197,140	1,144,183	17.0
矢板	現年	5,003,080	4,896,391	265	106,423	97.9
	繰越	449,536	120,045	34,339	295,151	26.7
大田原	現年	6,592,852	6,417,368	317	175,166	97.3
	繰越	774,841	172,746	76,666	525,428	22.3
安足	現年	8,009,019	7,796,884	791	211,344	97.4
	繰越	1,021,517	190,806	125,637	705,072	18.7

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	66,790,646	65,015,406	5,546	1,769,692	97.3
	繰越	7,072,241	1,446,502	739,862	4,886,120	20.5

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	25,751,892	25,234,938	3,468	513,485	98.0
	繰越	1,923,041	451,988	233,995	1,247,056	23.5
鹿沼	現年	5,523,427	5,337,474	14	185,938	96.6
	繰越	703,546	199,841	79,858	423,846	28.4
真岡	現年	4,295,389	4,179,454	-	115,934	97.3
	繰越	438,330	78,347	52,420	307,561	17.9
栃木	現年	15,424,812	14,968,727	735	455,349	97.0
	繰越	1,539,793	313,749	184,185	1,041,858	20.4
矢板	現年	5,060,840	4,957,582	150	103,107	98.0
	繰越	400,205	110,921	34,501	254,782	27.7
大田原	現年	6,675,862	6,490,089	281	185,491	97.2
	繰越	699,885	158,445	69,730	471,709	22.6
安足	現年	8,085,891	7,877,956	78	207,856	97.4
	繰越	914,226	194,164	115,564	604,496	21.2
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	70,818,116	69,046,224	4,729	1,767,162	97.5
	繰越	6,619,028	1,507,459	760,258	4,351,310	22.8

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	26,837,735	26,355,528	1,271	480,935	98.2
	繰越	1,748,784	419,239	170,199	1,159,359	24.0
鹿沼	現年	5,622,195	5,445,822	64	176,308	96.9
	繰越	610,039	191,981	59,961	358,109	31.5
真岡	現年	4,311,454	4,204,901	58	106,494	97.5
	繰越	432,524	82,899	53,705	295,919	19.2



栃木	現年	15,609,232	15,207,373	-	401,859	97.4
	繰越	1,532,503	347,346	177,795	1,007,362	22.7
矢板	現年	5,089,232	4,982,357	154	106,720	97.9
	繰越	358,003	98,300	27,955	231,746	27.5
大田原	現年	6,755,991	6,575,450	26	180,514	97.3
	繰越	657,721	168,827	58,359	430,534	25.7
安足	現年	8,229,104	8,033,864	26	195,213	97.6
	繰越	811,065	169,447	127,995	513,621	20.9
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	72,454,946	70,805,298	1,602	1,648,045	97.7
	繰越	6,150,641	1,478,041	675,973	3,996,653	24.0

### ③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成24年度	97.3	47	20.5	41	90.0	47
平成25年度	97.5	47	22.8	38	91.1	46
平成26年度	97.7	47	24.0	37	92.0	47

### ④ 市町別の徴収率等

(単位：%、位)

市町	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	徴収率	順位	徴収率	順位	徴収率	順位
宇都宮市	90.8	15	91.4	16	92.3	13
上三川町	94.4	4	93.9	7	95.2	4
鹿沼市	88.3	20	89.4	18	91.3	16
日光市	87.1	23	88.3	22	89.4	21
真岡市	87.5	22	88.2	23	89.2	22
益子町	90.5	17	91.2	17	91.4	15
茂木町	95.3	2	94.9	4	94.6	6
市貝町	92.1	11	92.2	14	92.6	12
芳賀町	92.8	8	92.8	11	91.1	17
栃木市	89.4	18	89.3	19	90.8	18
小山市	85.9	25	86.9	25	87.6	24
下野市	94.2	5	94.6	6	95.3	3
壬生町	91.6	13	92.2	13	93.1	10
野木町	94.9	3	95.5	3	96.0	2

岩舟町	93.5	7	99.4	1	-	-
矢板市	88.1	21	88.6	21	89.8	20
さくら市	92.1	12	92.8	10	92.9	11
那須烏山市	92.3	10	93.7	8	94.5	7
塩谷町	93.6	6	94.6	5	94.7	5
高根沢町	95.6	1	96.2	2	96.3	1
那珂川町	91.1	14	92.1	15	91.8	14
大田原市	92.8	9	93.2	9	93.9	9
那須塩原市	88.5	19	89.2	20	89.9	19
那須町	84.2	26	85.3	26	87.5	25
足利市	86.7	24	87.6	24	88.3	23
佐野市	90.7	16	92.4	12	94.0	8

(注) 徴収率＝収入額÷調定額

現年度分と滞納繰越分の合計額にて算定

岩舟町は平成26年4月5日に栃木市と合併

⑤ 業務フロー

年間業務の大まかな流れ

業務・処理名	入力時期または処理時期	入力内容・処理内容・出力内容（※ 説明中の年度は例示）
例月報告書入力	前月分を翌月 10 日頃 例) 3月実績分・・・4/10～ 4月実績分・・・5/10～ 5月実績分・・・6/10～ (4, 5月実績は2カ年分あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該実績月の区市町村民税「調定」「収入済」「還付未済」「不納欠損」入力 → 当該実績月の県「調定」「欠損」算出（適用あん分率を乗する）</li> <li>当該実績月「区市町村徴収金の合計額」入力 → 当該実績月「払込すべき額」算出（適用あん分率を乗する）</li> <li>当該実績月時点の「送納過不足」を計算・表示</li> </ul>
調定額変更報告書入力	4/1～年度決算前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定あん分率の算出 (H26年度 H27年4, 5月実績分、H27年度 H27年4, 5月実績分に適用)</li> </ul>
(払込精算チェック)	年度決算前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市町村の、H26年度中の、例月報告書入力漏れをチェック (H27年度の4, 5月実績が入力済みかどうかチェック)</li> </ul>
払込精算	年度決算時(6月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市町村の、H26年度の送納過不足額を確定。「払込精算一覧」を出力。</li> </ul>
例月決算	毎月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村別調定収入状況調」を出力</li> </ul>
年度決算	6月中旬	
繰越処理	年度決算後(6月中旬)	
徴収状況報告書入力	繰越処理後	<ul style="list-style-type: none"> <li>H26年度 調定額、収入額、収入未済額等の徴収状況入力</li> </ul>
調定額報告書入力	徴収状況報告書入力後	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定あん分率の算出 (6月実績分以降の現滞に適用)</li> </ul>
(定例5月、7月処理)		<ul style="list-style-type: none"> <li>各種集計表を出力 調定額変更報告書、徴収状況報告書、調定額報告書の入力内容</li> </ul>
※( )は電算内部処理		

## 2. 法人県民税

### (1) 法人県民税の概要

#### ① 趣旨等

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民に負担してもらい（負担分任性）、地方自治への関心を高めようという趣旨で設けられた税であり、法人にかかるものを法人県民税という。市町村には、法人市町村民税があり、法人県民税と合わせて通常「法人住民税」と呼んでいる。

#### ② 構成

法人県民税は、均等割、法人税割から構成される。

#### ③ 納税義務者

均等割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内に事務所や事業所を有する法人</li><li>・ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの</li><li>・ 県内に寮など（寮、宿泊所、クラブ等）を有する法人で県内に事務所や事業所を有しないもの</li></ul>
法人税割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内に事務所や事業所を有する法人</li><li>・ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの</li></ul>

#### ④ 非課税

- ・ 公共法人で、地方税法第 25 条第 1 項第 1 号に掲げるもの
- ・ 地方税法第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる公益法人のうち、収益事業を行わないもの

#### ⑤ 納税額

##### (i) 均等割

法人の資本金等の額に応じて定額

※平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分から「とちぎの元気な森づくり県民税」として従前の均等割額の 7%が加算されている。

次の税率は、加算後のものである

下記以外の法人	年額 21,400 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人	年額 53,500 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 139,100 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 577,800 円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 856,000 円

(注) 資本金等の額とは、法人税法第 2 条第 16 号又は第 17 号の 2 に規定する額をいう。

## (ii)法人税割

法人税額×次の税率

区分	税率	
	平成 26 年 9 月 30 日まで (改正前)	平成 26 年 10 月 1 日から (改正後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人</li> <li>・法人税額が年 1 千万円を超える法人</li> <li>・保険業法に規定する相互会社</li> </ul>	5.8%	4.0%
上記以外の法人	5.0%	3.2%

(注) ・法人県民税法人税割の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用される。

- ・平成 26 年度地方税制改正において、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割（県民税、市町村民税）の税率を引下げ、その引下げ分に相当する額については、地方法人税（国税）を創設し、地方交付税原資とすることになった。地方法人税は、法人税を納める義務のある法人が、法人税額を課税標準とし、法人税の申告期限までに、国（税務署）に申告納付する。税率は 4.4%である。

⑥ 申告と納税

法人の県民税と法人の事業税を併せて申告し、納める。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
①中間申告 (法人税で中間申告の義務がある法人、収入金額課税法人及び外形標準課税法人)	予定申告	前事業年度の法人税割額 ×6／前事業年度の月数 +均等割額	事業年度開始の日 以後6か月を経過 した日から2か月 以内
	仮決算に 基づく中 間申告	法人税額×税率+均等割 額	
②確定申告 (③④に該当するものを除 く)		(法人税額×税率+均等 割額)－中間納付額	事業年度終了の日 から2か月以内。 ただし、会計監査 法人の監査を受け ることなどの理由 によって決算が確 定しない法人にあ っては、3か月(連 結法人は4か月) 以内
③解散法人の申 告	清算中 の事業年 度が終了 した場合 の申告	法人税額×税率+均等割 額	事業年度終了の日 から2か月以内
	残余財 産が確定 した場合 の申告	法人税額×税率+均等割 額	残余財産確定の日 から1か月以内 (注1)
④公共法人、公益法人等で法 人税が課税されないもの		均等割額	4月30日

(注1) 残余財産確定の日から1か月以内に、残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで

※ 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	11,194,768	11,593,806	13,128,024
	収入額 (b)	11,169,053	11,572,221	13,113,470
	不納欠損額 (c)	250	258	1,198
	収入未済額 (a-b-c)	26,515	21,778	13,938
	徴収率 (b÷a)	99.8	99.8	99.9
滞納繰越分	調定額 (a)	108,885	90,764	71,961
	収入額 (b)	26,254	22,673	16,524
	不納欠損額 (c)	17,923	17,262	26,347
	収入未済額 (a-b-c)	64,754	50,852	29,141
	徴収率 (b÷a)	24.1	25.0	23.0
現滞計	調定額 (a)	11,303,653	11,684,570	13,199,985
	収入額 (b)	11,195,307	11,594,894	13,129,995
	不納欠損額 (c)	18,174	17,520	27,545
	収入未済額 (a-b-c)	91,270	72,630	43,079
	徴収率 (b÷a)	99.0	99.2	99.5

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	5,051,516	5,040,049	47	11,651	99.8
	繰越	42,047	8,753	5,190	28,129	20.8
鹿沼	現年	772,516	770,281	-	2,293	99.7
	繰越	6,648	2,168	238	4,242	32.6
真岡	現年	889,447	888,241	39	1,166	99.9
	繰越	5,226	1,188	536	3,502	22.7
栃木	現年	1,672,308	1,668,344	41	4,635	99.8
	繰越	25,362	7,155	7,010	11,218	28.2
矢板	現年	504,090	503,591	-	498	99.9
	繰越	2,451	755	112	1,584	30.8
大田原	現年	1,280,513	1,277,815	-	2,703	99.8
	繰越	18,342	2,539	2,355	13,447	13.8
安足	現年	1,024,376	1,020,729	122	3,566	99.6
	繰越	8,805	3,695	2,480	2,630	42.0

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	11,194,768	11,169,053	250	26,515	99.8
	繰越	108,885	26,254	17,923	64,754	24.1

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	5,263,945	5,255,854	107	8,020	99.8
	繰越	39,692	10,148	12,918	16,647	25.6
鹿沼	現年	802,588	800,849	-	1,824	99.8
	繰越	6,518	1,509	463	4,544	23.2
真岡	現年	837,175	835,574	-	1,600	99.8
	繰越	4,668	1,033	1,593	2,041	22.1
栃木	現年	1,952,896	1,949,320	30	3,678	99.8
	繰越	15,792	3,370	725	11,698	21.3
矢板	現年	497,550	496,841	-	708	99.9
	繰越	2,083	617	491	974	29.7
大田原	現年	1,357,586	1,355,654	-	2,111	99.9
	繰越	16,144	2,163	585	13,394	13.4
安足	現年	882,064	878,125	120	3,833	99.6
	繰越	5,865	3,830	483	1,552	65.3
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	11,593,806	11,572,221	258	21,778	99.8
	繰越	90,764	22,673	17,262	50,852	25.0

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	6,294,853	6,289,855	94	5,112	99.9
	繰越	24,171	7,029	7,693	9,469	29.1
鹿沼	現年	768,258	767,021	-	1,394	99.8
	繰越	6,291	1,484	1,528	3,281	23.6
真岡	現年	896,868	895,547	12	1,308	99.9
	繰越	3,597	1,093	252	2,251	30.4



栃木	現年	2,289,476	2,287,111	21	2,397	99.9
	繰越	15,352	3,241	5,625	6,485	21.1
矢板	現年	492,762	492,158	-	766	99.9
	繰越	1,670	622	200	874	37.3
大田原	現年	1,390,279	1,388,708	7	1,562	99.9
	繰越	15,506	1,769	10,614	3,123	11.4
安足	現年	995,525	993,067	1,062	1,395	99.8
	繰越	5,371	1,282	432	3,656	23.9
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	13,128,024	13,113,470	1,198	13,938	99.9
	繰越	71,961	16,524	26,347	29,141	23.0

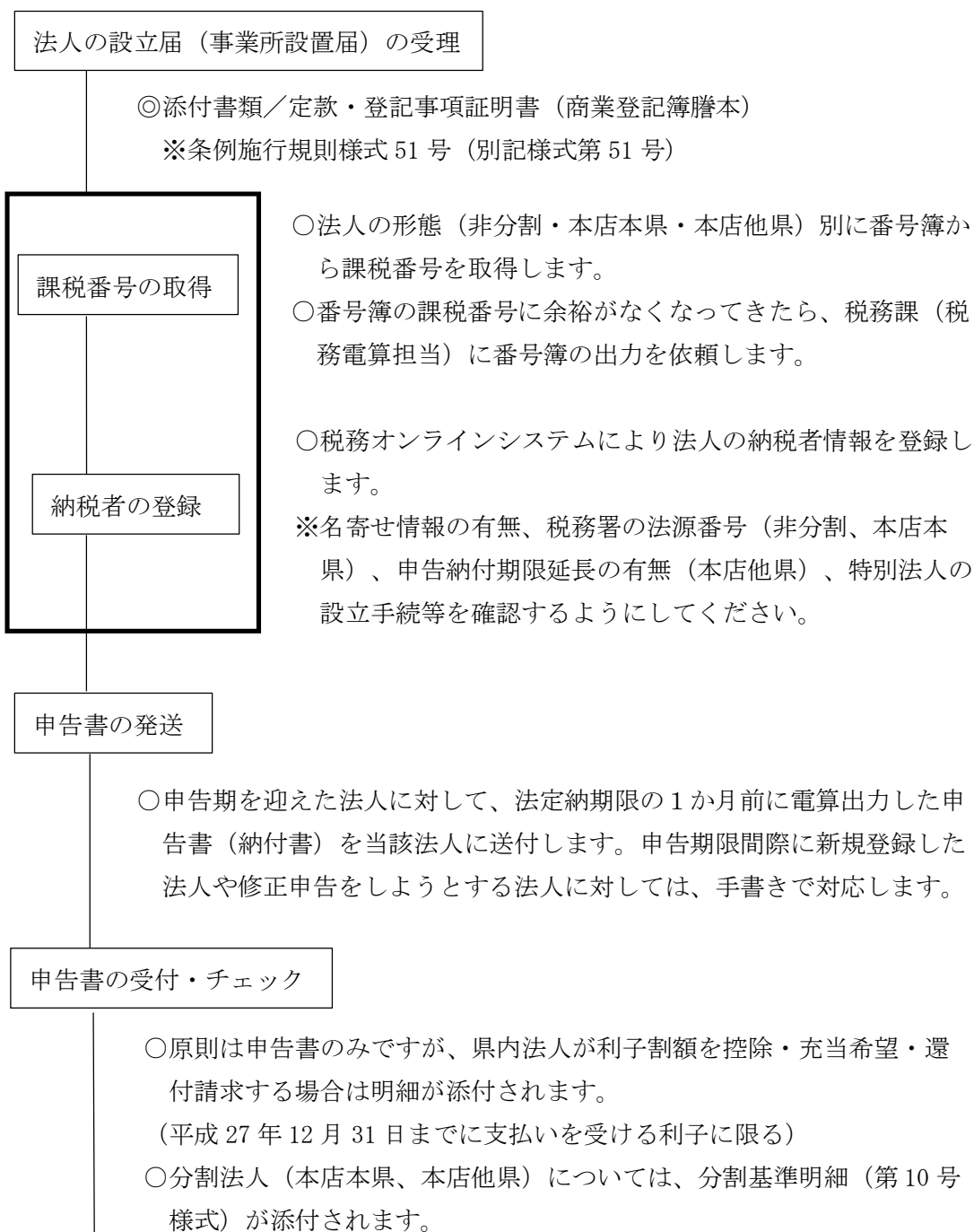
③ 徴収率と全国順位

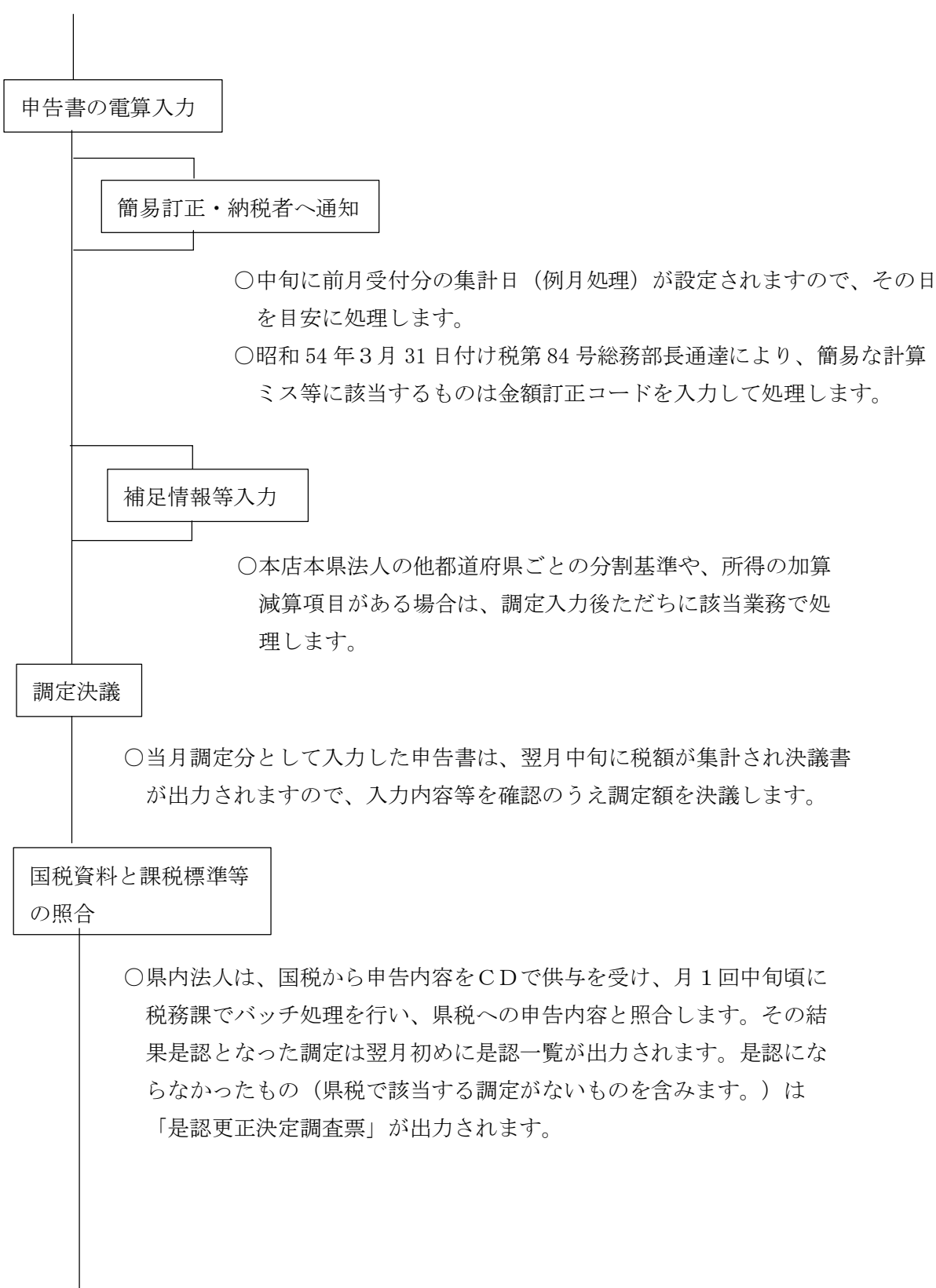
(単位：%、位)

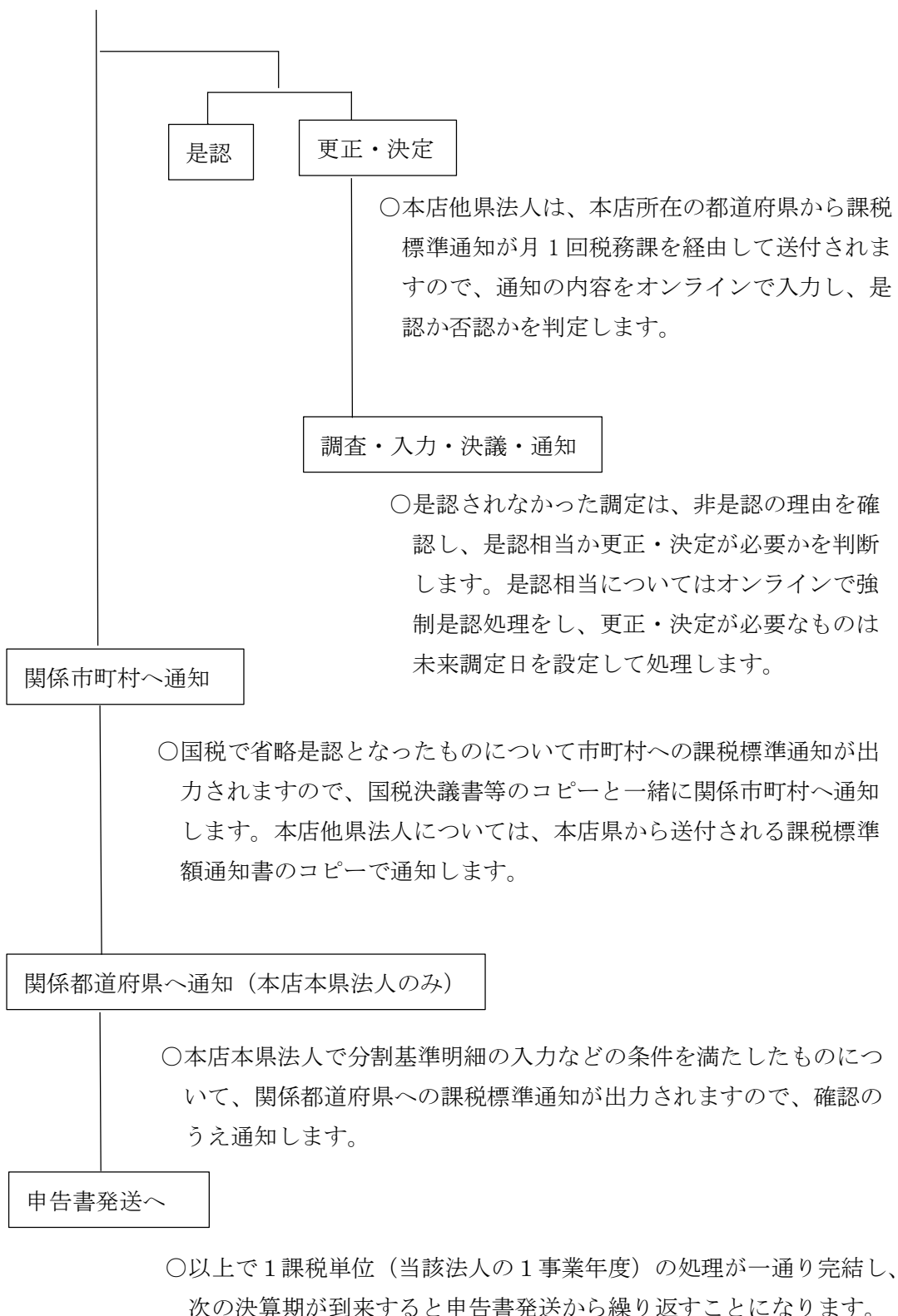
	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.8	27	24.1	34	99.0	34
平成 25 年度	99.8	26	25.0	30	99.2	32
平成 26 年度	99.9	16	23.0	41	99.5	31

#### ④ 業務フロー

### 法人県民税・法人事業税の事務概要（申告書処理に係る一連の流れ）







### 3. 県民税利子割

#### (1) 県民税利子割の概要

##### ① 趣旨等

県民税利子割は、県内の金融機関などから利子等の支払を受ける際に課される税金である。

##### ② 納税義務者

県内の金融機関などから利子等（公社債及び預貯金の利子のほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金の給付補填金などの金融類似商品の収益も含む。）の支払を受ける人

※ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となる。（特定公社債とは国債、地方債、外国債、公募公社債等である。）

※ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人は除外される。

##### ③ 非課税

##### (i) 障害者等に対する利子

- ・ 少額預金の利子……………元本 350 万円まで
- ・ 少額公債の利子……………元本 350 万円まで
- ・ 郵便貯金の利子……………元本 350 万円まで（郵政民営化前に預け入れられた定期性郵便貯金に限る。）

##### (ii) 財形住宅・財形年金貯蓄の利子…合計貯蓄額 550 万円まで

##### ④ 納税額

支払を受ける利子等の額×5/100

##### ⑤ 申告と納税

利子等の支払をする金融機関などが毎月 10 日までに前月分をまとめて申告し、納める。

##### ⑥ その他

県民税利子割のうち、個人が納めた部分の 59.4/100 が市町に交付される。

## 4. 個人事業税

### (1) 個人事業税の概要

#### ① 趣旨等

事業税は、事業者が収益活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を負担すべきであるという考え方によるもので、個人の事業に対して課税されるものを個人事業税という。

#### ② 納税義務者

県内に事務所・事業所を持ち第一種事業、第二種事業、第三種事業を行う個人

#### ③ 非課税

林業、鉱物の掘採事業

#### ④ 納税額

前年中の事業の総収入額－事業の必要経費（専従者控除額を含む）＝所得金額

所得金額－事業主控除（年 290 万円）＝課税所得金額

課税所得金額×税率＝税額

#### 税率

区分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	所得×5/100
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	所得×4/100
第三種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、	所得×5/100

第三種事業	不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	
	あんま・マッサージ・はり・きゅう等の業、装蹄師業	所得×3/100

#### 専従者控除

- ・青色事業専従者……支払給与額
- ・白色事業専従者……50万円まで（配偶者の場合には86万円まで）

#### 事業の判定基準

事業	用途・種類等		数量
不動産貸付業	住宅用	一戸建て	10棟以上
		一戸建て以外	10室以上
		土地	貸付契約件数が10件以上又は貸付面積が2,000平方メートル以上
	住宅用以外	一戸建て	5棟以上
		一戸建て以外	10室以上
		土地	貸付契約件数が10件以上
住宅用・住宅用以外	一戸建て	収入金額が年800万円以上かつ建物の延床面積600㎡以上	
	一戸建て以外		
	土地		
駐車場貸付業	建築物でない駐車場		収容可能台数が10台以上
	建築物である駐車場		収容可能台数の如何に関わらず事業と認定
	駐車台数の把握が困難な駐車場		総面積300㎡以上

#### ⑤ 申告

国税準拠個人	3月15日までに申告しなければならない。ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人の事業税の申告書を提出する必要はない。 年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1か月以内に申告する。
自主決定個人	医業等を行う個人で、社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の適用を受ける者、事業税を課されない事業とその他の事業（事業税を課される事業）とを併せて行う個人等については、調査によって所得を決定し事業税を課する。

⑥ 納税

・8月と11月に県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	1,625,913	1,719,824	1,793,758
	収入額 (b)	1,599,906	1,696,369	1,772,784
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	26,064	23,512	20,974
	徴収率 (b÷a)	98.4	98.6	98.8
滞納繰越分	調定額 (a)	168,584	138,849	120,517
	収入額 (b)	29,515	28,229	32,463
	不納欠損額 (c)	26,343	13,195	5,211
	収入未済額 (a-b-c)	112,833	97,438	82,858
	徴収率 (b÷a)	17.5	20.3	26.9
現滞計	調定額 (a)	1,794,497	1,858,673	1,914,276
	収入額 (b)	1,629,422	1,724,599	1,805,247
	不納欠損額 (c)	26,343	13,195	5,211
	収入未済額 (a-b-c)	138,898	120,951	103,832
	徴収率 (b÷a)	90.8	92.8	94.3

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	610,786	605,709	-	5,076	99.2
	繰越	86,645	11,529	4,565	70,648	13.3
鹿沼	現年	133,047	129,383	-	3,710	97.2
	繰越	10,402	2,986	324	7,092	28.7
真岡	現年	88,210	87,639	-	570	99.4
	繰越	9,630	1,258	1,212	7,160	13.1
栃木	現年	330,331	321,962	-	8,369	97.5
	繰越	26,496	7,239	3,230	16,026	27.3
矢板	現年	102,893	102,456	-	449	99.6
	繰越	2,715	1,538	-	1,176	56.7



大田原	現年	159,327	157,748	-	1,579	99.0
	繰越	7,664	2,464	855	4,355	32.1
安足	現年	201,316	195,006	-	6,309	96.9
	繰越	25,027	2,499	16,154	6,373	10.0
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	1,625,913	1,599,906	-	26,064	98.4
	繰越	168,584	29,515	26,343	112,833	17.5

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	638,144	627,967	-	10,209	98.4
	繰越	75,725	9,725	7,423	58,586	12.8
鹿沼	現年	143,747	141,332	-	2,440	98.3
	繰越	10,802	3,026	116	7,659	28.0
真岡	現年	98,923	98,216	-	707	99.3
	繰越	7,731	2,522	1,126	4,082	32.6
栃木	現年	338,535	334,784	-	3,751	98.9
	繰越	24,395	5,159	3,487	15,747	21.2
矢板	現年	111,935	111,330	-	605	99.5
	繰越	1,625	615	111	903	37.9
大田原	現年	168,640	167,724	-	915	99.5
	繰越	5,886	1,575	693	3,617	26.8
安足	現年	219,896	215,014	-	4,882	97.8
	繰越	12,683	5,605	236	6,841	44.2
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	1,719,824	1,696,369	-	23,512	98.6
	繰越	138,849	28,229	13,195	97,438	20.3

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	666,231	659,029	-	7,202	98.9
	繰越	68,796	12,730	4,195	51,885	18.5

鹿沼	現年	149,508	147,922	-	1,585	98.9
	繰越	9,666	2,791	68	6,806	28.9
真岡	現年	99,754	98,374	-	1,379	98.6
	繰越	4,790	2,170	192	2,427	45.3
栃木	現年	364,537	360,953	-	3,583	99.0
	繰越	19,499	6,285	248	12,965	32.2
矢板	現年	115,118	114,479	-	639	99.4
	繰越	1,508	608	317	582	40.3
大田原	現年	171,073	170,055	-	1,018	99.4
	繰越	4,533	1,474	108	2,949	32.5
安足	現年	227,535	221,969	-	5,565	97.6
	繰越	11,723	6,401	81	5,240	54.6
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	1,793,758	1,772,784	-	20,974	98.8
	繰越	120,517	32,463	5,211	82,858	26.9

③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	98.4	34	17.5	43	90.8	43
平成 25 年度	98.6	36	20.3	38	92.8	42
平成 26 年度	98.8	28	26.9	23	94.3	40

#### ④ 業務フロー

### 個人事業税 事務処理の概要

#### 所得税の資料収集

##### ○定期賦課分の国税資料収集（2月～）

国税連携により受信したデータについて、出力条件を満たしたものを税務課で印刷し、各県税事務所へ帳票を引き継ぎます。

事業税の申告書を提出することとなっていますが、所得税の申告書をもって事業税申告書の提出とみなす規定があるため。

##### ○青色決算書、収支内訳書の収集

次の業種については、青色決算書、収支内訳書を収集します。なお、下記以外にも必要に応じて収集します。また、医業については、附表も収集します。

###### (1) 不動産貸付業

貸付不動産の内容把握のため。

###### (2) 医業（課税対象所得の把握）

社会保険診療分と自由診療分の区分のため。

社会保険診療分については収入金不算入であり、実質上非課税のため。

##### ○随時賦課分、減額分（毎月）

定期賦課同様、税務課から引き継がれる帳票と、月に一回程度、前月に申告のあった所得税の確定申告書を転写します。

###### (1) 期限後申告

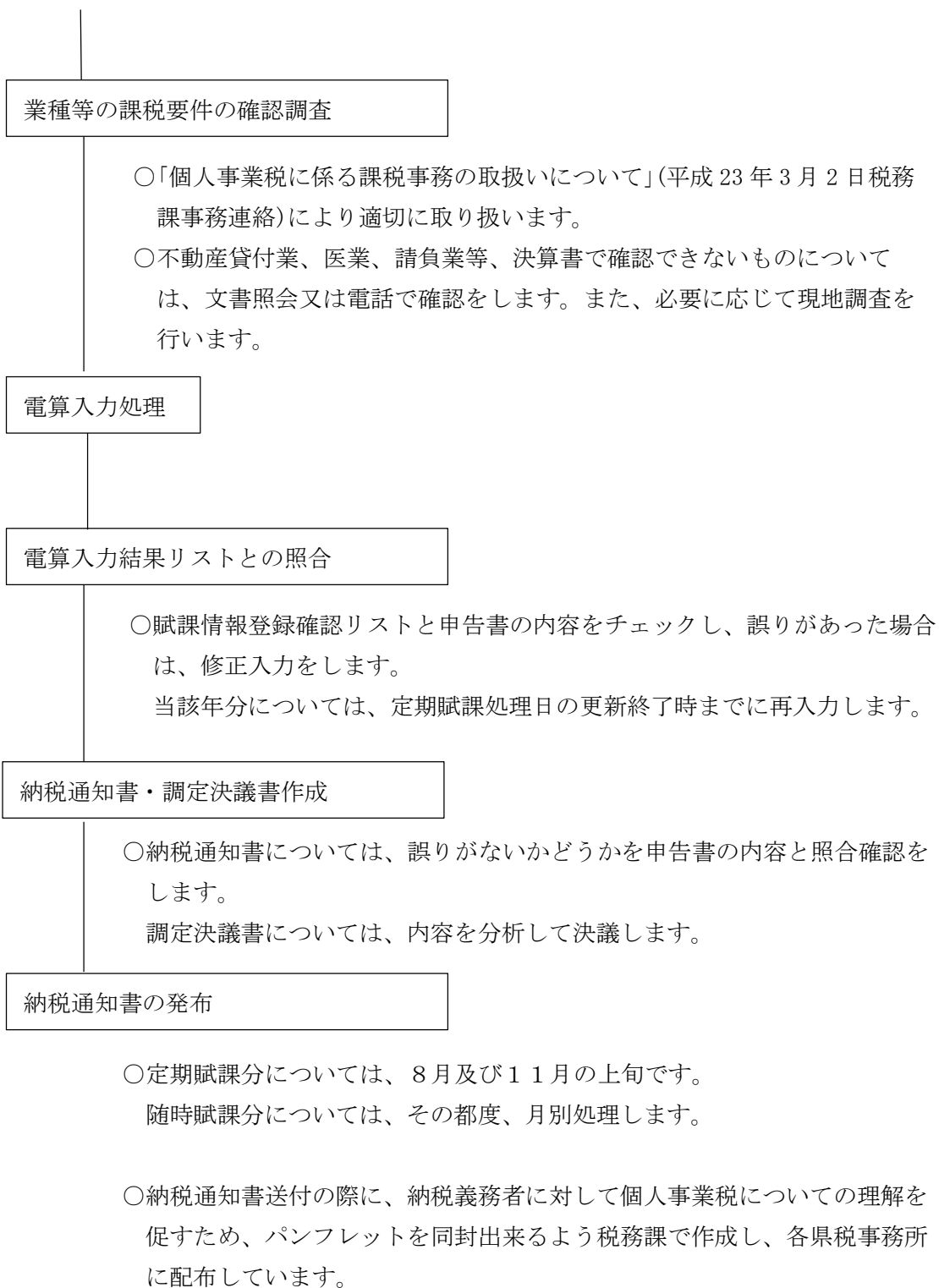
###### (2) 年の中途における廃業・死亡等

年の中途において事業を廃止若しくは法人成りした者は、その廃止等の日から1月以内に当該事業に係る所得等の申告をしなければなりません。

但し、事業廃止が死亡によるものの場合には、その廃止の日から4月以内。

###### (3) 所得税の修正申告

###### (4) 所得税の更正・決定決議書



※ 課税調査者一覧（電算出力帳票）を定期賦課までの間に見直し、課税漏れを防ぎます。

## 5. 法人事業税

### (1) 法人事業税の概要

#### ① 趣旨等

事業税は、事業者が収益活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を負担すべきであるという考え方によるもので、法人が行う事業に対して課税されるものを法人事業税という。

#### ② 構成

法人事業税は、所得割、収入割、付加価値割及び資本割から構成される。

#### ③ 納税義務者

- ・ 県内に事務所や事業所を設けて、事業を行っている法人
- ・ 県内に事務所、事業所を設けている法人でない社団や財団で、代表者の定めがあり、収益事業を行っているもの

#### ④ 納税額

区分	法人の種類	課税標準等の区分	税率		
			平成 26年9 月30 日 まで	平成 26年 10月1 日から	平成 27年4 月1日 から
①所得金額 課税法人 (②及び③ 以外の法 人)	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	5.1%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	6.7%
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	5.3%	6.7%	6.7%
	特別法人(農業協同組合、信用	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.6%

①所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	金庫、医療法人等)	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得		3.6%	4.6%	4.6%
②収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	0.9%
③外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(収入金額課税法人、公益法人、特別法人等を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%
			所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	2.9%	4.3%	3.1%
	付加価値割	付加価値額	0.48%		0.72%	
資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%		

平成26年度地方税制改正において、地方法人特別税の概ね3分の1を法人事業税に還元することになった。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用される。

平成27年度地方税制改正において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に導入されている外形標準課税を、2年間で現行の4分の1から2分の1に拡大することになった。

#### 分割基準

法人事業税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数、事務

所・事業所と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した額を申告し、納めることになっている。

なお、法人事業税の分割基準は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から次のとおりになっている。

事業		分割基準
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業、建設業等	課税標準の1/2：事務所・事業所数 課税標準の1/2：従業者数
製造業		従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事務所・事業所の固定資産の価額
電気供給業		課税標準の3/4：事務所・事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所・事業所の固定資産の価額

#### ⑤ 申告と納税

法人の県民税と法人の事業税を併せて申告し、納める。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
①中間申告 （法人税で中間申告の義務がある法人、収入金額課税法人及び外形標準課税法人）	予定申告	前事業年度の税額／前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得（収入）金額×税率  ※仮決算の所得割（収入割）、付加価値割及び資本割の合算額	
②確定申告 （③に該当するものを除く）		所得（収入）金額×税率－中間納付額  ※（各事業年度に係る所得割（収入割）、付加価値割及び資本割の合算額）－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内。 ただし、会計監査法人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人にあっては、3か月（連結法人は4か月）以内

③解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得（収入）金額×税率 ※清算中の事業年度に係る所得割（収入割）及び付加価値割の合算額	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産が確定した場合の申告	所得金額×税率	残余財産確定の日から1か月以内 (注1)

※は、外形標準課税対象法人に適用

(注1) 残余財産確定の日から1か月以内に、残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで

## (2) 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の概要

### ① 趣旨等

平成20年度地方税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するための暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」が創設された。

平成26年度地方税制改正において、地方法人特別税の概ね3分の1を法人事業税に復元することになった。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、改正後の税率が適用される。

### ② 納税額

法人事業税（所得割・収入割）の税額を課税標準とし、次の税率を乗じる。

	区分	平成26年	平成26年	平成27年
		9月30日まで	10月1日から	4月1日から
地方法人特別税の税率	所得金額課税法人	81%	43.2%	43.2%
	収入金額課税法人	81%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%

### ③ 申告と納税

法人事業税と併せて都道府県に申告し、納める。

### ④ その他

地方法人特別税の税収は、人口（1/2）及び従業者数（1/2）であん分され、国から都道府県に譲与される。



(3) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	33,132,876	38,186,679	44,077,938
	収入額 (b)	33,097,725	38,148,146	44,062,465
	不納欠損額 (c)	19,984	5	3,798
	収入未済額 (a-b-c)	35,849	38,696	12,572
	徴収率 (b÷a)	99.9	99.9	99.9
滞納繰越分	調定額 (a)	285,664	231,936	170,635
	収入額 (b)	32,292	26,369	27,711
	不納欠損額 (c)	54,759	70,914	105,662
	収入未済額 (a-b-c)	198,636	134,652	46,931
	徴収率 (b÷a)	11.3	11.4	16.2
現滞計	調定額 (a)	33,418,541	38,418,615	44,248,573
	収入額 (b)	33,130,017	38,174,516	44,090,176
	不納欠損額 (c)	54,779	70,919	109,460
	収入未済額 (a-b-c)	234,486	173,349	59,503
	徴収率 (b÷a)	99.1	99.4	99.6

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	16,494,824	16,471,029	-	24,415	99.9
	繰越	113,181	17,177	10,457	85,570	15.2
鹿沼	現年	2,110,205	2,107,746	-	2,458	99.9
	繰越	12,155	1,481	-	10,674	12.2
真岡	現年	2,711,643	2,710,926	19	696	99.9
	繰越	10,129	446	268	9,414	4.4
栃木	現年	4,656,609	4,653,532	-	3,088	99.9
	繰越	74,273	4,623	31,680	37,969	6.2
矢板	現年	1,329,098	1,328,981	-	116	99.9
	繰越	880	-	-	880	0.1
大田原	現年	3,293,195	3,292,613	-	581	99.9
	繰越	65,966	2,330	12,186	51,450	3.5
安足	現年	2,537,301	2,532,894	-	4,492	99.8
	繰越	9,076	6,233	166	2,676	68.7

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	33,132,876	33,097,725	19	35,849	99.9
	繰越	285,664	32,292	54,759	198,636	11.3

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	19,007,721	18,998,068	-	9,671	99.9
	繰越	108,976	9,515	60,204	39,256	8.7
鹿沼	現年	2,621,871	2,620,015	-	1,855	99.9
	繰越	13,083	1,570	319	11,193	12.0
真岡	現年	2,752,208	2,751,537	-	671	99.9
	繰越	10,008	548	8,888	571	5.5
栃木	現年	5,873,563	5,871,941	-	1,687	100.0
	繰越	40,835	7,666	398	32,770	18.8
矢板	現年	1,538,446	1,532,703	-	5,743	99.6
	繰越	996	116	867	13	11.7
大田原	現年	3,974,192	3,970,894	-	3,298	99.9
	繰越	52,010	1,332	223	50,454	2.6
安足	現年	2,418,674	2,402,986	5	15,768	99.4
	繰越	6,026	5,620	13	392	93.3
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	38,186,679	38,148,146	5	38,696	99.9
	繰越	231,936	26,369	70,914	134,652	11.4

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,808,182	22,805,019	30	4,030	99.9
	繰越	47,612	18,735	19,955	18,590	39.4
鹿沼	現年	2,481,124	2,480,062	-	1,062	99.9
	繰越	12,446	1,279	8,363	2,803	10.3
真岡	現年	3,264,578	3,264,135	-	443	99.9
	繰越	1,051	429	324	297	40.9

栃木	現年	7,047,597	7,044,517	-	3,079	99.9
	繰越	34,001	4,160	27,225	2,616	12.2
矢板	現年	1,544,319	1,543,509	-	809	99.9
	繰越	5,713	285	3	5,425	5.0
大田原	現年	4,168,318	4,167,261	-	1,057	99.9
	繰越	53,753	2,664	49,791	1,297	5.0
安足	現年	2,763,815	2,757,959	3,767	2,088	99.8
	繰越	16,055	155	-	15,899	1.0
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	44,077,938	44,062,465	3,798	12,572	99.9
	繰越	170,635	27,711	105,662	46,931	16.2

### ③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.9	24	11.3	36	99.1	35
平成 25 年度	99.9	33	11.4	39	99.4	36
平成 26 年度	100.0	6	16.2	33	99.6	35

### ④ 業務フロー

2. 法人県民税の業務フローを参照

## 6. 地方消費税

### (1) 地方消費税の概要

#### ① 趣旨等

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため消費に広く負担を求めるもので、消費税（国税）と同様に取引の各段階で課税される。

#### ② 納税義務者

課税資産の譲渡等を行った事業者 ……………譲渡割（国内取引）

課税貨物を保税地域から引き取る者 ……………貨物割（輸入取引）

※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払が猶予される場所である。

#### ③ 納税額

社会保障の安定財源の確保等を図るため、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられた。

区分	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
消費税	4.0%	6.3%
地方消費税	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)
合計	5.0%	8.0%

#### ④ 申告と納税

- ・譲渡割については当分の間、消費税の申告と併せて所轄の税務署に申告し、納付する。
- ・貨物割については消費税と併せて税関に申告し、納付する。

#### ⑤ その他

- ・国から各都道府県に払い込まれた後、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算する。
- ・都道府県間の清算後の収入額の2分の1が市町村に交付される。

【都道府県間の清算基準】

指標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8
「人口（国勢調査）」	1/8
「従業者数（経済センサス）」	1/8

【市町への交付基準】（注）

指標	ウェイト
「人口（国勢調査）」	1/2
「従業者数（経済センサス）」	1/2

（注）引き上げ分については、全て人口によりあん分する。

（2）本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

（単位：千円、％）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	収入額 (b)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	収入額 (b)	15,976,273	19,432,450	22,506,938
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等（全県分を宇都宮県税事務所で賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	15,976,273	15,976,273	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	15,976,273	15,976,273	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	19,432,450	19,432,450	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					

大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	19,432,450	19,432,450	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

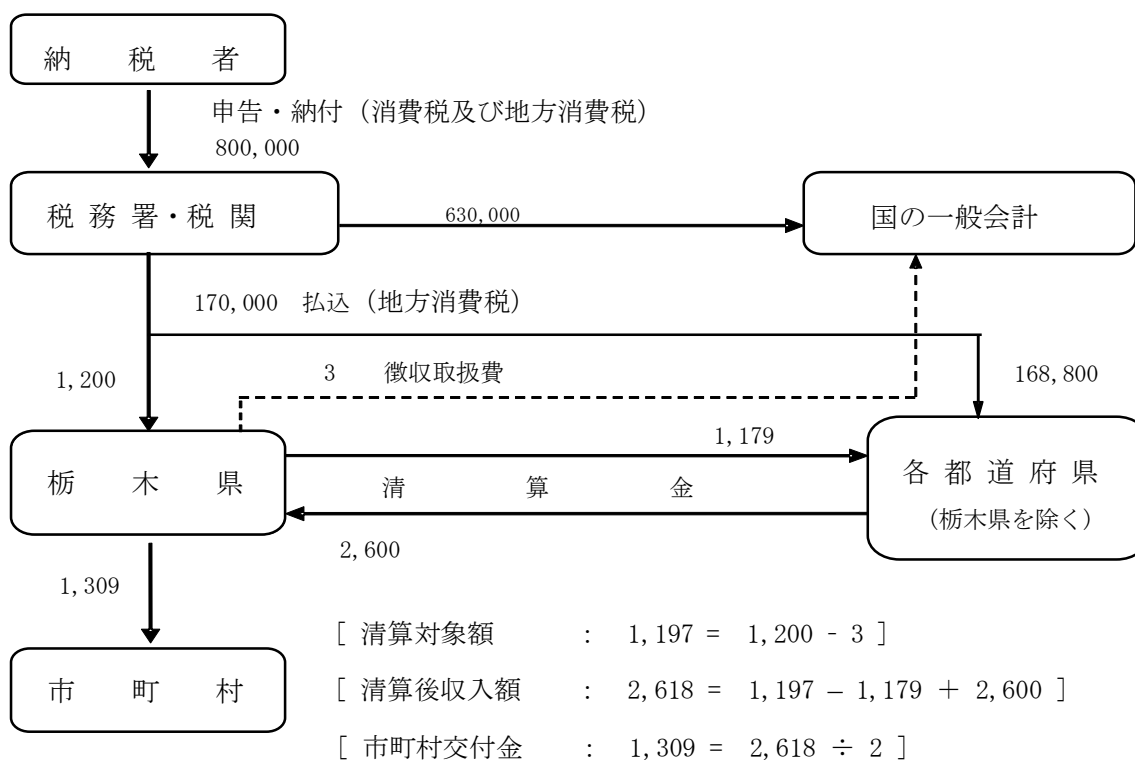
県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,506,938	22,506,938	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,506,938	22,506,938	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

③ 徴収率

(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

④ 業務フロー



- 徴収取扱費支払時期 : 年4回 (通知の日から30日以内)
- 都道府県間清算時期 : 年4回 (5月・8月・11月・2月)
- 市町村交付金交付時期 : 年4回 (6月・9月・12月・3月)



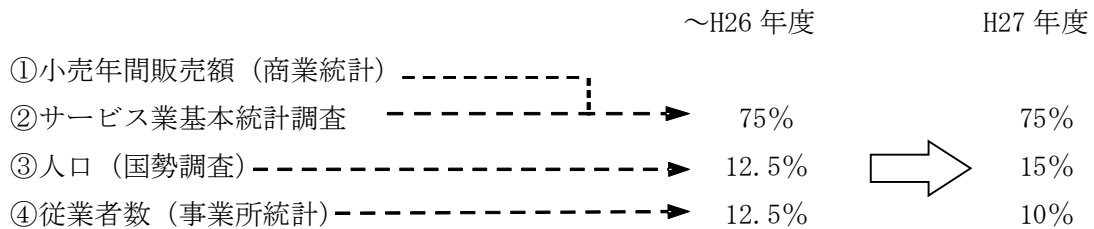
○消費税率引き上げ後の取扱い

- ・引き上げ分は社会保障施策に要する経費に充てるものとされたことから、平成 26 年 4 月 1 日以降、都道府県間の清算及び市町村交付金の交付は従来分と引き上げ分に区分して行う。

年 度	平成 26 年	平成 27・28 年	平成 29 年	平成 30 年
従 来 分	10/12	10/17	10/19	10/22
引き上げ分	2/12	7/17	9/19	12/22

○清算基準

- ・払込額から徴収費を控除した額を消費に関する指数（①～④の指標に基づき算出）である分の上、各都道府県間で清算する。



○交付基準

【従来分】 清算後の額の 1/2 を各市町村の①、②の指標である分の上交付する。

- ①人口（国勢調査） -----▶ 1/2
- ②従業者数（事業所統計） -----▶ 1/2

【引き上げ分】 全て人口である分の上交付する。

## 7. 不動産取得税

### (1) 不動産取得税の概要

#### ① 趣旨等

不動産取得税は、不動産（土地、家屋）の取得に対して課する税金である。

#### ② 納税義務者

- ・土地を売買、贈与、交換、寄附などによって取得した人
- ・家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与などによって取得した人

#### ③ 非課税

- ・相続により不動産を取得したとき
- ・公共の用に供する道路などを取得したとき
- ・法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により不動産を取得したとき
- ・社会福祉法人などが社会福祉法や老人福祉法などに規定する事業（注）用の不動産を取得したとき

#### (注) 事業の例

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業など  
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業など  
障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業など

#### ④ 軽減制度

公共事業のために不動産を収用された人、譲渡した人又は移転補償を受けた人が、一定の期間内に代わりの不動産を取得した場合等においては、不動産取得税の控除又は減額が受けられる。

#### 住宅及び住宅用土地に関する軽減

一定の条件を満たす住宅又はその住宅用の土地を取得した場合には、次のとおり控除又は減額される（取得の申告・減額申請が必要）。

	適用される場合	控除額又は減額
住宅に関する軽減	住宅を新築した場合、新築未使用住宅を購入した場合	1戸につき1,200万円を価格から控除（注1） （共同住宅の場合は1区画ごとの価格から控除）
	個人が中古住宅（注2）を取得した場合	中古住宅の新築当時の住宅控除額を価格から控除

住宅用土地に関する軽減	土地の取得が、住宅の新築前3年以内又は新築後1年以内の場合	土地の税額から次のうち高い方の額を減額 (1) 45,000円 (2) 土地の1㎡当たりの価格(注3) ×住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%
	土地の取得が、中古住宅の取得前1年以内又は取得後1年以内のとき	
	新築後1年以内の土地付き未使用住宅を取得した場合	

(注1) 認定長期優良住宅である住宅の新築又は認定長期優良住宅である新築未使用住宅の購入が、平成21年6月4日から平成28年3月31日までの間に行われた場合は、価格から1,300万円が控除される。なお、認定長期優良住宅の住宅控除(1,300万円)を受けるためには、認定長期優良住宅の証明が必要となる。

認定長期優良住宅とは、一定以上の住宅性能(耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性)を有し、建築に当たって維持保全に関する計画が作成された住宅で、所管する行政庁が認定したものをいう。

(注2) 中古住宅を自己の居住用に取得する場合

(注3) 土地の1㎡当たりの価格は、⑥納税額(注2)の軽減後の額を土地の面積で除した額となる。

#### 一定の条件を満たす住宅

住宅の区分	条件
新築住宅・新築未使用住宅	延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅(注1) (戸建以外の貸家住宅については、1区画の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅)
増築、改築した住宅	増築又は改築後の延床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅
中古住宅(耐震基準適合既存住宅) (一戸建・マンション等)	延床面積が50㎡以上240㎡以下の自己居住用の住宅でかつ昭和57年1月1日以降に新築された住宅(注2)

(注1) 新築及び新築未使用の認定長期優良住宅を含む。

(注2) 昭和57年1月1日以前に新築された住宅は、新耐震基準に適合していることの証明書が必要となる。

※ 個人が耐震基準適合既存住宅でない中古住宅を取得した場合も、一定の要件を満たしたときは、住宅に関する軽減措置を受けられる場合がある。

⑤ 免税点

- ・ 価格が 10 万円未満の土地を取得したとき
- ・ 価格が 23 万円未満の家屋を建築（新築・増築・改築）したとき又は価格が 12 万円未満の家屋を取得（建築を除く）したとき

⑥ 納税額

不動産の価格（課税標準）×税率＝納める額（税額）

	税率
住宅以外の家屋	4%
住宅及び土地	3%（平成 30 年 3 月 31 日までの間の取得に限る。）

（注 1）不動産の価格とは、家屋を建築（新築・増築・改築）した場合には固定資産評価基準により評価した価格となり、土地や家屋を売買・贈与などで取得した場合には、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格となる。

（注 2）宅地等を取得した場合には、不動産の価格（課税標準）が次のとおり軽減される。

平成 30 年 3 月 31 日まで……………2 分の 1

⑦ 申告

不動産を取得した日から 60 日以内に不動産の所在地を管轄する市町税務課又は県税事務所に申告する。

⑧ 納税

県税事務所から送付される納税通知書により定められた期限までに納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	4,563,870	5,025,904	5,246,216
	収入額 (b)	4,480,440	4,987,630	5,213,945
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	83,676	38,653	32,311
	徴収率 (b÷a)	98.2	99.2	99.4
滞納繰越分	調定額 (a)	535,538	467,151	295,729
	収入額 (b)	112,539	108,296	98,637
	不納欠損額 (c)	26,875	72,882	43,263
	収入未済額 (a-b-c)	396,123	286,022	153,828
	徴収率 (b÷a)	21.0	23.2	33.4
現滞計	調定額 (a)	5,099,409	5,493,055	5,541,945
	収入額 (b)	4,592,979	5,095,927	5,312,583
	不納欠損額 (c)	26,875	72,882	43,263
	収入未済額 (a-b-c)	479,800	324,675	186,140
	徴収率 (b÷a)	90.1	92.8	95.9

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	1,366,953	1,324,108	-	43,091	96.9
	繰越	86,805	20,058	8,240	58,507	23.1
鹿沼	現年	332,694	307,265	-	25,429	92.4
	繰越	136,130	40,132	3,269	92,727	29.5
真岡	現年	268,656	264,246	-	4,409	98.4
	繰越	35,237	1,441	8,338	25,458	4.1
栃木	現年	961,844	958,949	-	2,895	99.7
	繰越	35,514	8,451	1,049	26,014	23.8
矢板	現年	286,757	286,382	-	374	99.9
	繰越	114,877	9,222	67	105,586	8.0
大田原	現年	867,337	861,381	-	5,955	99.3
	繰越	100,735	21,703	4,294	74,736	21.5
安足	現年	479,627	478,106	-	1,520	99.7
	繰越	26,236	11,528	1,615	13,092	43.9

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	4,563,870	4,480,440	-	83,676	98.2
	繰越	535,538	112,539	26,875	396,123	21.0

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	1,525,937	1,509,329	-	16,608	98.9
	繰越	94,076	34,051	15,400	44,625	36.2
鹿沼	現年	368,585	366,757	-	2,203	99.5
	繰越	115,975	9,055	23,714	83,204	7.8
真岡	現年	484,615	483,388	-	1,227	99.7
	繰越	29,868	19,357	2,288	8,222	64.8
栃木	現年	931,023	922,593	-	8,430	99.1
	繰越	28,726	4,679	1,070	22,975	16.3
矢板	現年	475,084	474,460	-	624	99.9
	繰越	105,960	10,399	25,598	69,963	9.8
大田原	現年	652,006	646,768	-	5,241	99.2
	繰越	79,171	26,214	4,522	48,435	33.1
安足	現年	588,651	584,332	-	4,319	99.3
	繰越	13,371	4,538	288	8,594	33.9
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	5,025,904	4,987,630	-	38,653	99.2
	繰越	467,151	108,296	72,882	286,022	23.2

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	1,544,591	1,537,423	-	7,178	99.5
	繰越	53,679	12,743	5,577	35,359	23.7
鹿沼	現年	381,581	375,824	-	5,757	98.5
	繰越	66,611	49,318	4,574	12,718	74.0
真岡	現年	281,685	281,372	-	323	99.9
	繰越	9,358	2,623	3,047	3,687	28.0

栃木	現年	1,349,442	1,344,987	-	4,475	99.7
	繰越	31,319	7,898	12,633	10,787	25.2
矢板	現年	481,604	480,477	-	1,127	99.8
	繰越	70,392	5,465	439	64,488	7.8
大田原	現年	593,012	580,468	-	12,544	97.9
	繰越	52,269	16,494	16,390	19,385	31.6
安足	現年	614,298	613,393	-	905	99.9
	繰越	12,097	4,094	601	7,401	33.8
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	5,246,216	5,213,945	-	32,311	99.4
	繰越	295,729	98,637	43,263	153,828	33.4

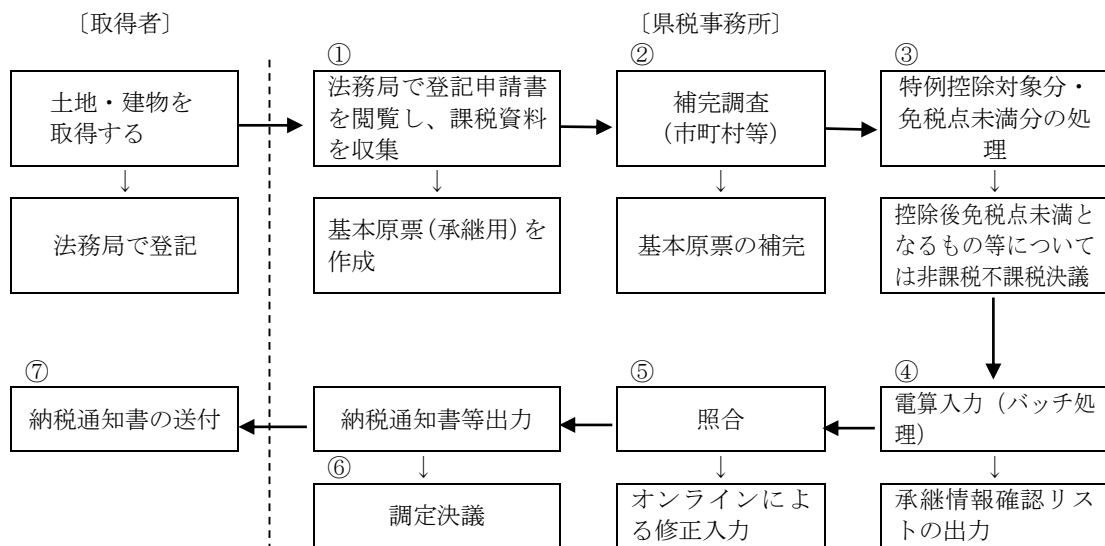
③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	98.2	23	21.0	34	90.1	40
平成 25 年度	99.2	6	23.2	27	92.8	33
平成 26 年度	99.4	5	33.4	14	95.9	23

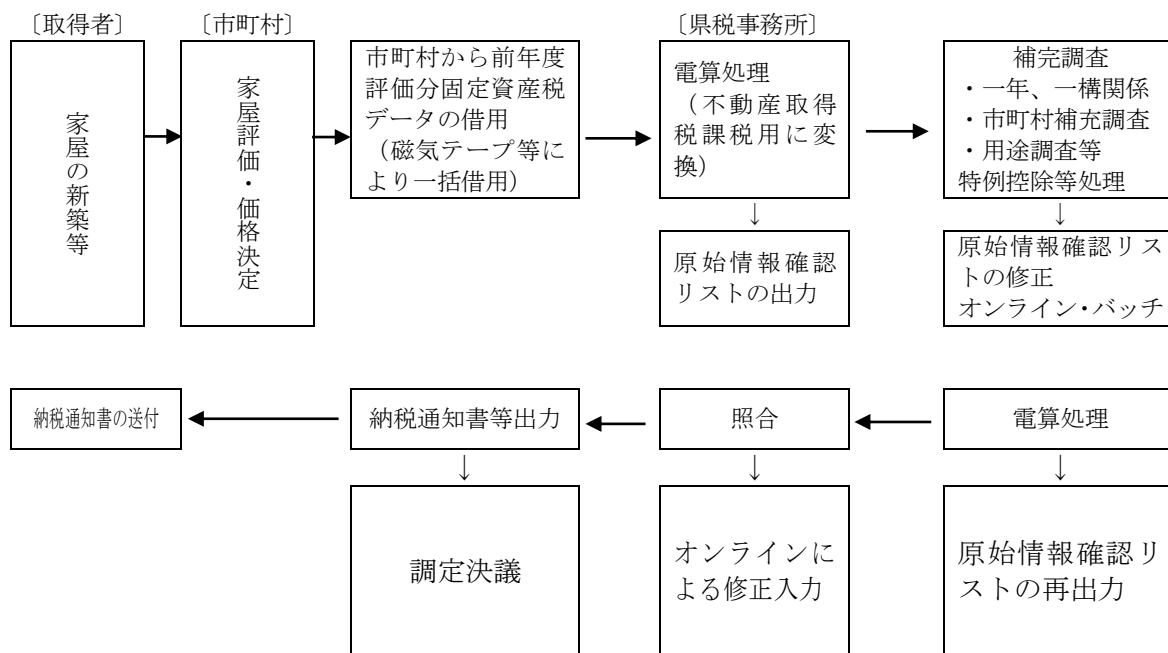
④ 業務フロー

承継……前所有者から不動産（土地・建物）を承継取得していること。  
原則として、法務局の不動産登記申請書から資料収集する。



原始……不動産の新築、増築、改築等による取得  
市町村評価分（旧小口原始）

…市町村が固定資産税課税のため、前年度評価したもの  
比較的小規模（500㎡以下）の非木造家屋、一般住宅等  
原則として、年1回7月課税





## 8. 県たばこ税

### (1) 県たばこ税の概要

#### ① 趣旨等

県たばこ税は、たばこの消費に対して課税される県の税金である。

#### ② 納税義務者

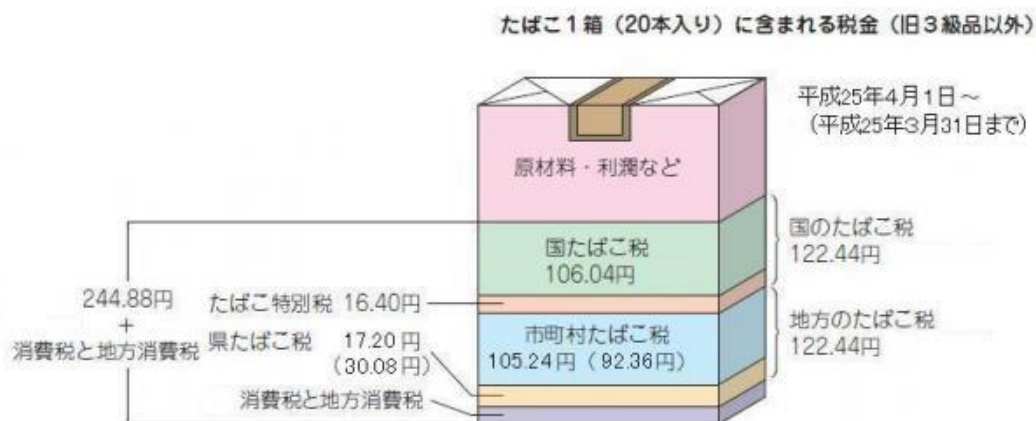
日本たばこ産業株式会社、特定販売業者（たばこの輸入業者）及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）

※県たばこ税は、たばこの小売価格に含まれているので、最終的にはたばこの消費者が負担することになる。

#### ③ 納税額

売り渡した紙巻たばこの本数 1,000 本あたり 860 円

旧 3 級品（注）のたばこについては、411 円となる。



(注) 旧 3 級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの 6 品目である。

平成 27 年度税制改正において、旧 3 級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を、次のとおり、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で引き上げ、廃止することになった。

(税率：円/1,000本)

	現行	改正			
		平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
地方のたばこ税	2,906	3,406	3,906	4,656	6,122
都道府県たばこ税	411	481	551	656	860
市町村たばこ税	2,495	2,925	3,355	4,000	5,262
(参考) 国のたばこ税	2,906	3,406	3,906	4,656	6,122

## ④ 申告と納税

卸売販売業者等が、原則として、毎月末日までに前月分を宇都宮県税事務所に申告し、納める。

## ⑤ その他

たばこには、県たばこ税のほかにも、国や市町のたばこ税が課税されている。

## (2) 本県の状況

## ① 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	調定額 (a)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	収入額 (b)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	収入額 (b)	4,785,606	2,808,290	2,529,556
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等（全県分を宇都宮県税事務所で賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	4,785,606	4,785,606	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	4,785,606	4,785,606	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	2,808,290	2,808,290	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					

大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,808,290	2,808,290	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

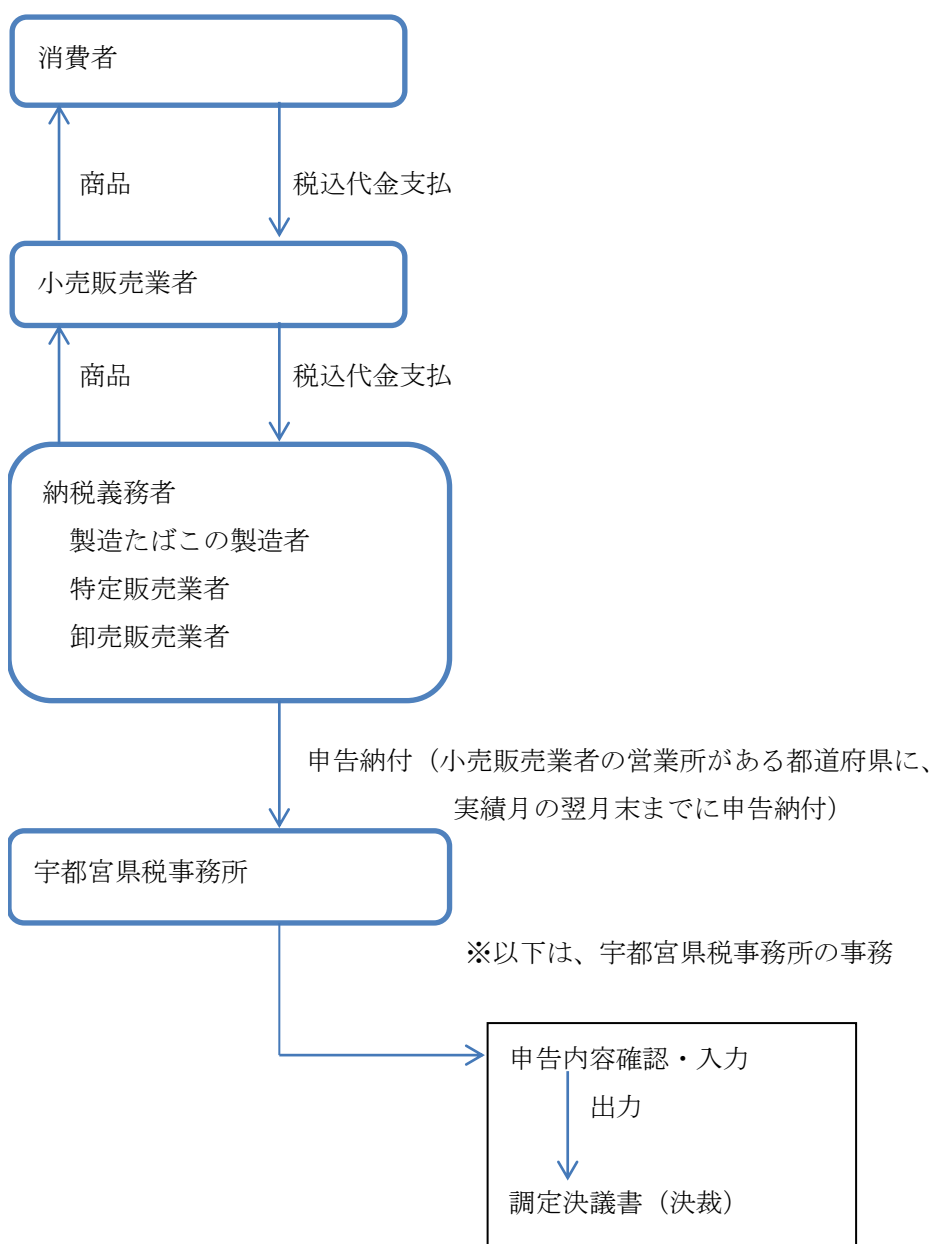
県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	2,529,556	2,529,556	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,529,556	2,529,556	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

③ 徴収率

(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

④ 業務フロー



## 9. ゴルフ場利用税

### (1) ゴルフ場利用税の概要

#### ① 趣旨等

ゴルフ場を利用したときに課税される税金である。

#### ② 納税義務者

ゴルフ場を利用した人

#### ③ 非課税

次の方が利用する場合は、非課税となる。

- ・ 年齢 18 歳未満又は 70 歳以上の者
- ・ 身体等に障害がある人（知的・精神障害、戦傷病者等を含む。）
- ・ 学生又は生徒等（公認の課外活動等として利用するときに限られる。）
- ・ 国民体育大会の出場選手

#### ④ 税率の特例

次の方が利用する場合は、税率が 2 分の 1 に軽減される。

- ・ 年齢 65 歳以上 70 歳未満の者
- ・ 早朝等の利用者（承認を受けているゴルフ場で 9 ホールまでの利用に限られる。）

(注) 非課税、税率の軽減（早朝等を除く。）とも、ゴルフ場に申請の上、必要事項について運転免許証・学生証・身体障害者手帳・写真付き住民基本台帳カード等により証明することが必要である。

#### ⑤ 納税額

1 人 1 日につき……………300 円～1,200 円

ゴルフ場ごとに、利用料金や規模に応じて決定される。

#### ⑥ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月 15 日までに前月分をまとめて申告し、納める。

#### ⑦ その他

収入額の 70% がゴルフ場所在の市町に交付される。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	2,739,442	2,627,230	2,491,147
	収入額 (b)	2,737,530	2,624,820	2,491,147
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	1,911	2,410	-
	徴収率 (b÷a)	99.9	99.9	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	8,844	7,518	4,526
	収入額 (b)	3,238	1,748	3,118
	不納欠損額 (c)	-	3,652	-
	収入未済額 (a-b-c)	5,606	2,116	1,407
	徴収率 (b÷a)	36.6	23.3	68.9
現滞計	調定額 (a)	2,748,287	2,634,748	2,495,674
	収入額 (b)	2,740,768	2,626,569	2,494,266
	不納欠損額 (c)	-	3,652	-
	収入未済額 (a-b-c)	7,518	4,526	1,407
	徴収率 (b÷a)	99.7	99.7	99.9

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	188,642	188,642	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	466,033	466,033	-	-	100.0
	繰越	4,096	2,688	-	1,407	65.6
真岡	現年	273,749	273,749	-	-	100.0
	繰越	2,839	-	-	2,839	-
栃木	現年	669,689	669,689	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	502,301	501,107	-	1,193	99.8
	繰越	1,908	550	-	1,358	28.8
大田原	現年	281,126	281,126	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	357,900	357,182	-	718	99.8
	繰越	-	-	-	-	-

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,739,442	2,737,530	-	1,911	99.9
	繰越	8,844	3,238	-	5,606	36.6

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	181,590	181,590	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	445,556	443,146	-	2,410	99.5
	繰越	1,407	-	-	1,407	-
真岡	現年	277,789	277,789	-	-	100.0
	繰越	2,839	-	2,839	-	-
栃木	現年	639,085	639,085	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	471,521	471,521	-	-	100.0
	繰越	2,552	1,030	813	708	40.4
大田原	現年	272,650	272,650	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	339,036	339,036	-	-	100.0
	繰越	718	718	-	-	100.0
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,627,230	2,624,820	-	2,410	99.9
	繰越	7,518	1,748	3,652	2,116	23.3

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	177,213	177,213	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	421,328	421,328	-	-	100.0
	繰越	3,818	2,410	-	1,407	63.1
真岡	現年	251,312	251,312	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-



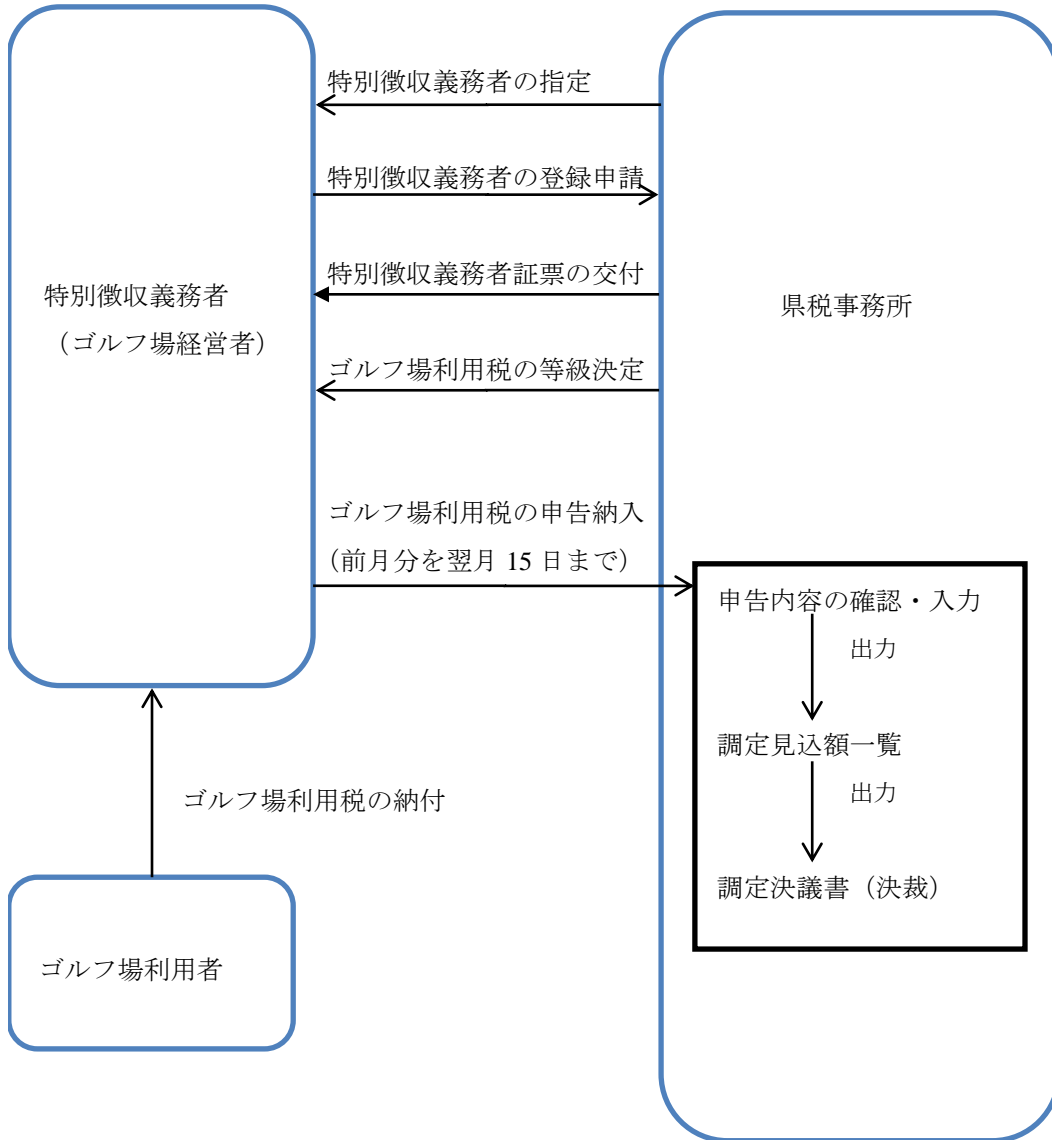
栃木	現年	630,304	630,304	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	432,609	432,609	-	-	100.0
	繰越	708	708	-	-	100.0
大田原	現年	256,582	256,582	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	321,795	321,795	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	2,491,147	2,491,147	-	-	100.0
	繰越	4,526	3,118	-	1,407	68.9

③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.9	32	36.6	13	99.7	28
平成 25 年度	99.9	34	23.3	17	99.7	31
平成 26 年度	100.0	1	68.9	9	99.9	31

④ 業務フロー



## 10. 自動車取得税

### (1) 自動車取得税の概要

#### ① 趣旨等

自動車取得税は、自動車の取得に対して課税される税で、道路特定財源に充てるために目的税として創設されたが、平成21年度の道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税に改められた。

#### ② 納税義務者

自動車を取得した人（ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主）

#### ③ 減免

心身に障害がある人などが足がわりに使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は申請により減免される。申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証等の提示が必要となる。

#### ④ 免税点

取得したときの価額が50万円以下のとき

#### ⑤ 納税額

車種	軽自動車以外の自動車		軽自動車
	営業用	自家用	
税率	取得価額の 2/100	取得価額の 3/100	取得価額の 2/100

#### ⑥ 申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局等に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、納める。

#### ⑦ その他

収入額の66.5%が市町村に交付される。

#### ⑧ 特例措置

自動車取得税の軽減に係る特例措置の概要は以下のとおり。

(i) 低燃費自動車や低公害車等の自動車取得税軽減に係る特例措置

該当車種及び軽減内容について

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)

乗用車

対象自動車			新車	中古車		
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額		
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円		
天然ガス（平成 21 年排ガス規制から NOx10%低減）						
プラグインハイブリッド車						
低排出ガスディーゼル乗用車（クリーンディーゼル車）						
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（☆☆☆）	平成 32 年度燃費基準 +20%達成	80%軽減	35 万円		
		平成 32 年度燃費基準 +10%達成				
		平成 32 年度燃費基準達成			60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成			40%軽減	15 万円
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成			20%軽減	5 万円

車両総重量 2.5 t 以下のバス・トラック

対象自動車			新車	中古車		
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額		
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円		
天然ガス（ポスト新長期規制から NOx10%低減）						
プラグインハイブリッド車						
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車						
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（☆☆☆）	平成 27 年度燃費基準 +25%達成	80%軽減	35 万円		
		平成 27 年度燃費基準 +20%達成				
		平成 27 年度燃費基準 +15%達成			60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成			40%軽減	15 万円
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成			20%軽減	5 万円

車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック

対象自動車			新車	中古車
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円
天然ガス（ポスト新長期規制から NOx10%低減）				
プラグインハイブリッド車				
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成（☆☆☆）	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成		
		平成 27 年度燃費基準達成		
	平成 17 年排出ガス基準 50% 低減達成（☆☆）	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	60%軽減	25 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成		
		平成 27 年度燃費基準達成		
ディーゼルハイブリッド車、ディーゼル車	平成 21 年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	非課税	—
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成		
		平成 27 年度燃費基準達成		
	平成 21 年排ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	—
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成		
		平成 27 年度燃費基準達成		

車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック

対象自動車			新車	中古車
車種	排ガス要件	燃費要件	軽減内容	取得価額からの控除額
電気自動車、燃料電池車			非課税	45 万円
天然ガス（ポスト新長期規制から NOx10%低減）				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車、ディーゼル車	平成 21 年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成		
		平成 27 年度燃費基準達成		
	平成 21 年排ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 +15%達成	80%軽減	35 万円
		平成 27 年度燃費基準 +10%達成		
		平成 27 年度燃費基準 +5%達成		

(ii) バリアフリー対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置

該当車種及び軽減内容について

（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

対象車種（新車新規登録のみ）		取得価額からの控除額
ノンステップバス		1,000 万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除

(iii) 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容

上記対象装置のうち 1 装置を装着・・・・・・・・取得価額から 350 万円控除

上記対象装置のうち両装置装着・・・・・・・・取得価額から 525 万円控除

対象車種及び対象期間

対象自動車（新車新規登録のみ）		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5 t 超 22 t 以下	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
バス	5 t 超 12 t 以下	

（注 1）けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

（注 2）車両総重量 20 t 超 22 t 以下のトラックについて 1 装置装着の特例期間は平成 28 年 10 月 31 日まで、平成 28 年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

（注 3）車両総重量 5 t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

(2) 本県の状況

① 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	調定額 (a)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	収入額 (b)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	収入額 (b)	3,708,580	3,231,145	1,741,843
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等（全県分を自動車税事務所です賦課徴収している）

平成 24 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年	3,708,580	3,708,580	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	3,708,580	3,708,580	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 25 年度

（単位：千円、％）

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					



大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年	3,231,145	3,231,145	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	3,231,145	3,231,145	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年	1,741,843	1,741,843	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	1,741,843	1,741,843	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

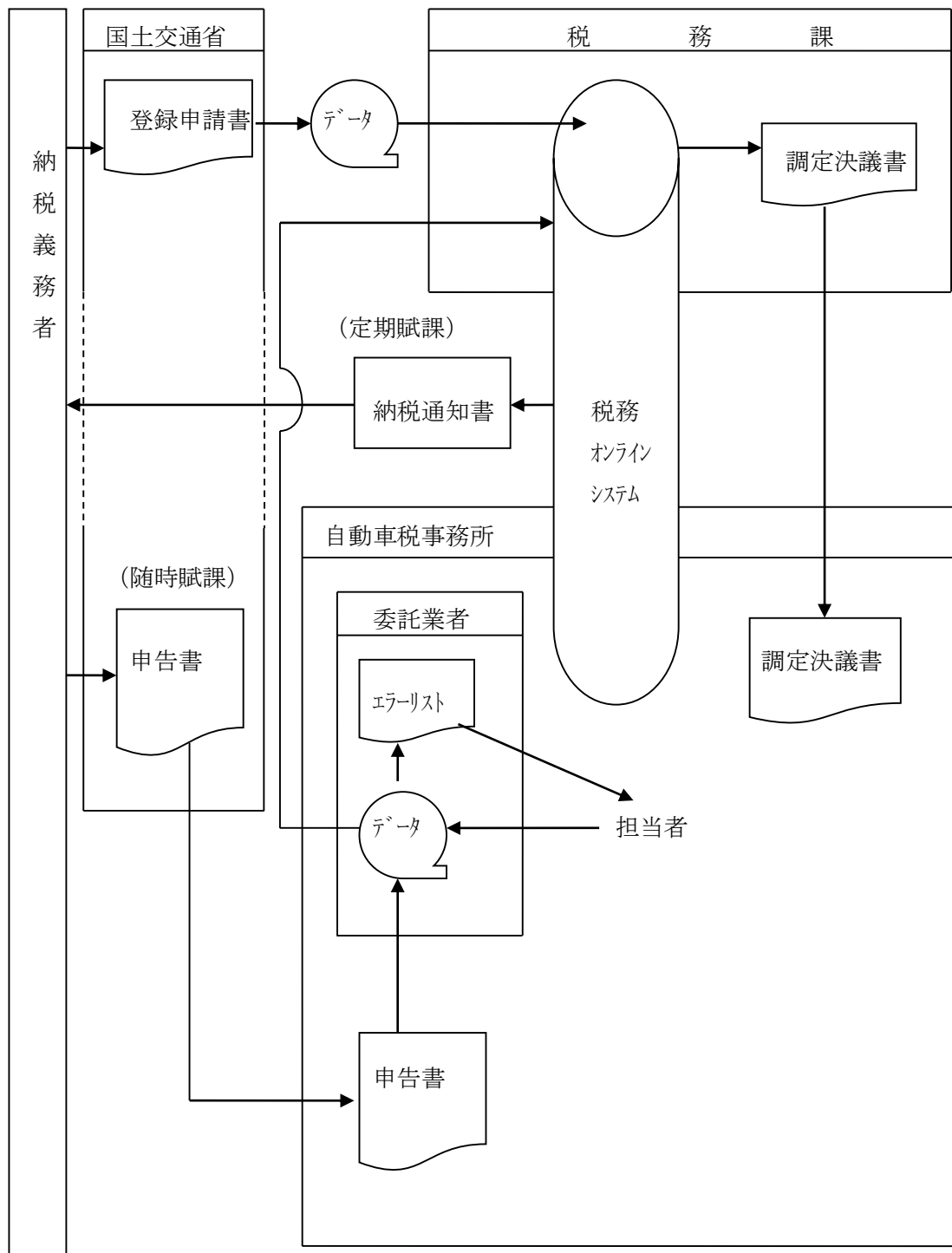
③ 徴収率

(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

④ 業務フロー

○自動車税・自動車取得税 業務フロー



## 1 1. 軽油引取税

### (1) 軽油引取税の概要

#### ① 趣旨等

軽油引取税は、元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うものに対して課される税金であり、道路特定財源に充てるために目的税として創設されたが、平成 21 年度の道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税に改められた。

#### ② 納税義務者

- ・特約業者又は元売業者から軽油の引取りをした人
- ・販売業者などが、自動車の燃料として灯油などを販売した場合や軽油を輸入した場合には、その販売又は輸入した人

※ 軽油引取税は、軽油代金に含まれているため、最終的には軽油の消費者が負担する。

#### ③ 減免

自動車の燃料以外で農業用、林業用などの法律で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、県税事務所に申請して免税証の交付を受け、これと引き換えに軽油を購入したときに限り免税となる。

#### ④ 納税額

1 キロリットルにつき……………32,100 円

#### ⑤ 申告と納税

軽油の納入地所在の都道府県（栃木県は栃木県税事務所）に毎月末日までに前月分をまとめて申告し、納める。また、軽油を輸入する人は、輸入の許可の時までに、その都度申告して納める。

⑥ 罰則

軽油引取税を脱税した場合	懲役 10 年以下 罰金 1,000 万円以下
製造等の承認を受けずに軽油を作ったり、軽油に灯油などを混和した場合	懲役 10 年以下 罰金 1,000 万円以下 (法人重科) 3 億円以下
不正軽油を製造するための原料や薬品、施設などを提供した場合	懲役 7 年以下 罰金 700 万円以下 (法人重科) 2 億円以下
不正軽油を運搬、保管、取得した場合	懲役 3 年以下 罰金 300 万円以下 (法人重科) 1 億円以下

⑦ その他

次のような場合には、知事の承認が必要になる。

- ・軽油に灯油や重油などを混和するとき。
- ・灯油と重油を混和することなどによって軽油を製造するとき。
- ・灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡するとき。
- ・灯油や重油などを自動車の燃料として消費するとき。

(2) 本県の状況

① 直近 3 年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	調定額 (a)	22,338,096	22,740,264	22,620,123
	収入額 (b)	22,257,471	22,638,297	22,524,892
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	80,625	101,967	96,310
	徴収率 (b÷a)	99.6	99.6	99.6
滞納繰越分	調定額 (a)	693,758	89,965	110,284
	収入額 (b)	684,375	81,418	100,385
	不納欠損額 (c)	-	192	7,536
	収入未済額 (a-b-c)	9,383	8,353	2,361
	徴収率 (b÷a)	98.6	90.5	91.0
現滞計	調定額 (a)	23,031,855	22,830,229	22,730,407
	収入額 (b)	22,941,846	22,719,716	22,625,278
	不納欠損額 (c)	-	192	7,536
	収入未済額 (a-b-c)	90,008	110,321	98,672
	徴収率 (b÷a)	99.6	99.5	99.5

- ② 県税事務所別の調定額等（全県分を平成 24 年度は宇都宮県税事務所、平成 25 年度以降は栃木県税事務所で賦課徴収している）

平成 24 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	22,338,096	22,257,471	-	80,625	99.6
	繰越	693,758	684,375	-	9,383	98.6
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,338,096	22,257,471	-	80,625	99.6
	繰越	693,758	684,375	-	9,383	98.6

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年	22,740,264	22,638,297	-	101,967	99.6
	繰越	89,965	81,418	192	8,353	90.5

矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,740,264	22,638,297	-	101,967	99.6
	繰越	89,965	81,418	192	8,353	90.5

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年					
	繰越					
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年	22,620,123	22,524,892	-	96,310	99.6
	繰越	110,284	100,385	7,536	2,361	91.0
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	22,620,123	22,524,892	-	96,310	99.6
	繰越	110,284	100,385	7,536	2,361	91.0

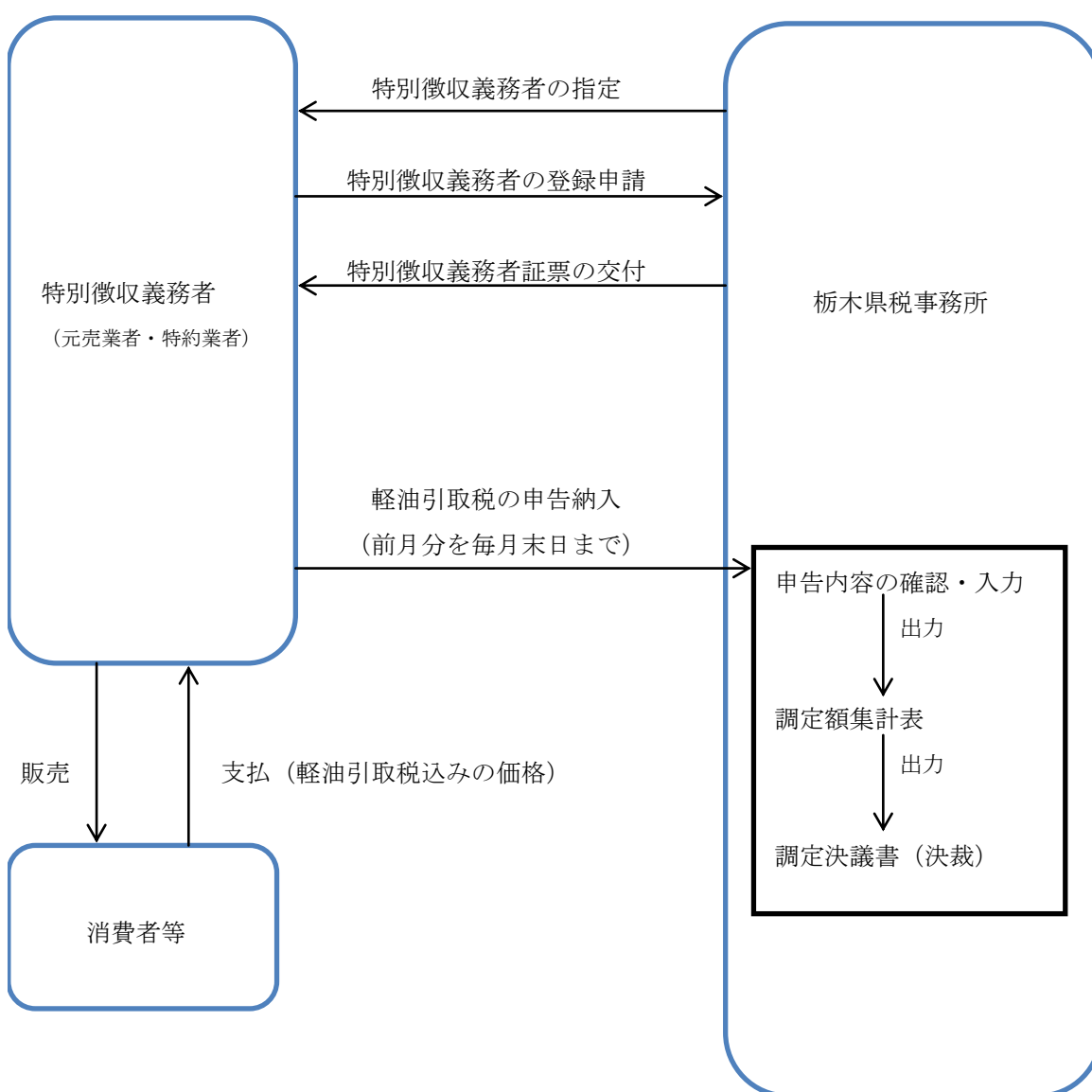
### ③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.6	19	98.6	28	99.6	18
平成 25 年度	99.6	16	90.5	36	99.5	16
平成 26 年度	99.6	17	91.0	33	99.5	16

### ④ 業務フロー

軽油引取税に係る事務の流れ



## 12. 自動車税

### (1) 自動車税の概要

#### ① 趣旨等

自動車税は、自動車の所有に対して課税される税金である。

なお、軽自動車等に対して課されるのは、軽自動車税（市町村税）となる。

#### ② 納税義務者

自動車の所有者（ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主）

※ 4月1日現在の所有者は、その自動車が抹消登録されない限り、1年分の納税義務を負う。

#### ③ 減免

心身に障害がある人などが足がわりに使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は申請により減免される。申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証等の提示が必要となる。

#### ④ 納税額

主なものは次のとおりである。

区分		税率		
		自家用	営業用	
乗用車	総排気量 10以下	29,500 円	7,500 円	
	" 10超 1.50以下	34,500 円	8,500 円	
	" 1.50超 20以下	39,500 円	9,500 円	
	" 20超 2.50以下	45,000 円	13,800 円	
	" 2.50超 30以下	51,000 円	15,700 円	
	" 30超 3.50以下	58,000 円	17,900 円	
	" 3.50超 40以下	66,500 円	20,500 円	
トラック	貨客兼用車 (積載量 1 トン以下)	総排気量 10以下	13,200 円	10,200 円
		" 10超 1.50以下	14,300 円	11,200 円
		" 1.50超	16,000 円	12,800 円
	最大積載量 1 トン以下		8,000 円	6,500 円
	" 1 トン超 2 トン以下		11,500 円	9,000 円
	" 2 トン超 3 トン以下		16,000 円	12,000 円
	" 3 トン超 4 トン以下		20,500 円	15,000 円



バス	乗車定員 30 人以下	33,000 円	12,000 円
----	-------------	----------	----------

#### ⑤ 申告と納税

- ・自動車税事務所から送付される納税通知書により毎年 4 月 1 日現在の所有者が 5 月末日までに納める。
- ・4 月 1 日以後に新しく自動車を購入するなど年度の途中で納税の義務が発生した場合は、運輸支局に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、月割による額を納める。

#### ⑥ 特例措置

##### 自動車税のグリーン化特例

排出ガス性能と燃費性能の両方が優れている環境負荷の小さい自動車は新車新規登録の翌年度の 1 年間に限り税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くするしくみ（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）が導入されている。

##### 税率が軽減される自動車（軽課）

平成 26 年度及び平成 27 年度に新車新規登録された次の自動車（軽課期間は、新車新規登録の翌年度の 1 年間）

対象自動車	軽減率
電気自動車（燃料電池車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車	おおむね 75%軽減
天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減）	
「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」（平成 32 年度燃費基準達成車）	
「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27 年度燃費基準+20%以上達成車」（平成 32 年度燃費基準未達成車）	おおむね 50%軽減
「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」	

※ 「平成 27 年度燃費基準+10%以上達成車」及び「平成 27 年度燃費基準達成車」である場合、車検証の備考欄にその旨が記載される。

※ 「低排出ガス車☆☆☆☆」：低排出ガスの認定を受けた自動車で、「平成 17 年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx75%以上低減達成」した自動車である。

税率が重くなる自動車（重課）

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車については、次のとおり自動車税の税率が重くなる。

平成26年度に重課される自動車

対象自動車	重課率
平成13年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車又はLPG車	概ね10%重課
平成15年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車	

平成27年度に重課される自動車

対象自動車	重課率
平成14年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車又はLPG車	概ね15%重課（注）
平成16年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車	

（注）バス、トラックについて、重課率は概ね10%のままとなる。

- ※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は、重課の対象から除かれる。
- ※ 重課対象となった自動車の税率は、抹消登録されるまで適用される。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	36,141,617	35,842,271	35,401,300
	収入額 (b)	35,950,961	35,701,985	35,314,004
	不納欠損額 (c)	247	699	543
	収入未済額 (a-b-c)	191,351	140,844	88,273
	徴収率 (b÷a)	99.5	99.6	99.8
滞納繰越分	調定額 (a)	754,331	647,398	512,446
	収入額 (b)	198,873	176,335	134,828
	不納欠損額 (c)	94,500	95,591	89,199
	収入未済額 (a-b-c)	461,131	375,573	288,525
	徴収率 (b÷a)	26.4	27.2	26.3
現滞計	調定額 (a)	36,895,948	36,489,669	35,913,746
	収入額 (b)	36,149,834	35,878,321	35,448,832
	不納欠損額 (c)	94,747	96,291	89,743
	収入未済額 (a-b-c)	652,482	516,418	376,798
	徴収率 (b÷a)	98.0	98.3	98.7

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	9,961,314	9,903,848	21	57,826	99.4
	繰越	235,859	52,418	29,608	153,863	22.2
鹿沼	現年	3,318,965	3,301,611	6	17,493	99.5
	繰越	51,677	17,011	4,014	30,706	32.9
真岡	現年	2,772,493	2,756,663	-	15,875	99.4
	繰越	73,108	16,481	7,309	49,324	22.5
栃木	現年	7,567,790	7,526,531	14	41,444	99.5
	繰越	169,126	51,278	22,489	95,419	30.3
矢板	現年	2,986,810	2,969,078	-	17,817	99.4
	繰越	57,526	16,795	4,541	36,205	29.2
大田原	現年	3,717,805	3,695,014	-	22,842	99.4
	繰越	94,545	27,037	14,512	52,996	28.6
安足	現年	4,467,916	4,449,692	205	18,049	99.6
	繰越	72,486	17,851	12,024	42,615	24.6

自動車	現年	1,348,520	1,348,520	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	36,141,617	35,950,961	247	191,351	99.5
	繰越	754,331	198,873	94,500	461,131	26.4

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	9,913,519	9,865,986	291	47,678	99.5
	繰越	210,438	47,240	31,859	131,362	22.4
鹿沼	現年	3,272,674	3,261,544	108	11,184	99.7
	繰越	47,720	13,912	3,818	30,026	29.2
真岡	現年	2,737,078	2,726,861	10	10,216	99.6
	繰越	64,947	17,637	12,744	34,566	27.2
栃木	現年	7,530,133	7,498,770	55	31,668	99.6
	繰越	135,587	38,326	18,636	78,658	28.3
矢板	現年	2,963,058	2,951,907	58	11,176	99.6
	繰越	53,349	20,345	5,434	27,575	38.1
大田原	現年	3,701,125	3,686,468	32	14,764	99.6
	繰越	75,125	21,878	10,272	42,976	29.1
安足	現年	4,429,383	4,415,148	142	14,155	99.7
	繰越	60,229	16,994	12,826	30,407	28.2
自動車	現年	1,295,298	1,295,298	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	35,842,271	35,701,985	699	140,844	99.6
	繰越	647,398	176,335	95,591	375,573	27.2

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	9,828,739	9,798,119	77	30,977	99.7
	繰越	177,891	42,238	37,703	97,975	23.7
鹿沼	現年	3,219,807	3,211,997	37	8,043	99.8
	繰越	40,924	8,978	3,187	28,778	21.9
真岡	現年	2,692,389	2,685,322	62	7,127	99.7
	繰越	44,632	12,578	11,758	20,295	28.2

栃木	現年	7,491,263	7,473,763	210	17,523	99.8
	繰越	108,883	28,914	16,190	63,823	26.6
矢板	現年	2,922,695	2,915,293	23	7,497	99.7
	繰越	38,450	12,955	3,667	21,827	33.7
大田原	現年	3,669,165	3,661,170	-	8,156	99.8
	繰越	57,447	16,382	9,666	31,403	28.5
安足	現年	4,368,114	4,359,213	132	8,946	99.8
	繰越	44,216	12,780	7,025	24,420	28.9
自動車	現年	1,209,124	1,209,124	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
合計	現年	35,401,300	35,314,004	543	88,273	99.8
	繰越	512,446	134,828	89,199	288,525	26.3

### ③ 徴収率と全国順位

(単位：％、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	99.5	17	26.4	29	98.0	18
平成 25 年度	99.6	12	27.2	32	98.3	20
平成 26 年度	99.8	4	26.3	39	98.7	16

### ④ 業務フロー

10. 自動車取得税の業務フローを参照

### 1 3. 鉱区税

#### (1) 鉱区税の概要

##### ① 趣旨等

鉱区税は、地下の埋蔵鉱物を掘採するという権利（鉱業権）が与えられていることに対して課税されるものである。

##### ② 納税義務者

県内に鉱区を持っている鉱業権者

##### ③ 納税額

区分		税率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年額 200 円
	採掘鉱区	〃 年額 400 円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	上記税率の 2/3
	採掘鉱区	
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000 メートルごとに年額 600 円
	その他のもの	面積 100 アールごとに年額 200 円

##### ④ 申告

鉱業権の取得・消滅又は住所などを変更した日から 7 日以内に宇都宮県税事務所に申告する。

##### ⑤ 納税

宇都宮県税事務所から送付される納税通知書により毎年 4 月 1 日現在の鉱業権者が 5 月末日までに納める。

年度の中途に納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	8,874	8,047	7,358
	収入額 (b)	8,874	8,047	7,316
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	42
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	99.4
滞納繰越分	調定額 (a)	134	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	134	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	9,008	8,047	7,358
	収入額 (b)	8,874	8,047	7,316
	不納欠損額 (c)	134	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	42
	徴収率 (b÷a)	98.5	100.0	99.4

② 県税事務所別の調定額等 (全県分を宇都宮県税事務所で賦課徴収している)

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	8,874	8,874	-	-	100.0
	繰越	134	-	134	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					

自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	8,874	8,874	-	-	100.0
	繰越	134	-	134	-	-

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	8,047	8,047	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					
栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	8,047	8,047	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	7,358	7,316	-	42	99.4
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年					
	繰越					
真岡	現年					
	繰越					



栃木	現年					
	繰越					
矢板	現年					
	繰越					
大田原	現年					
	繰越					
安足	現年					
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	7,358	7,316	-	42	99.4
	繰越	-	-	-	-	-

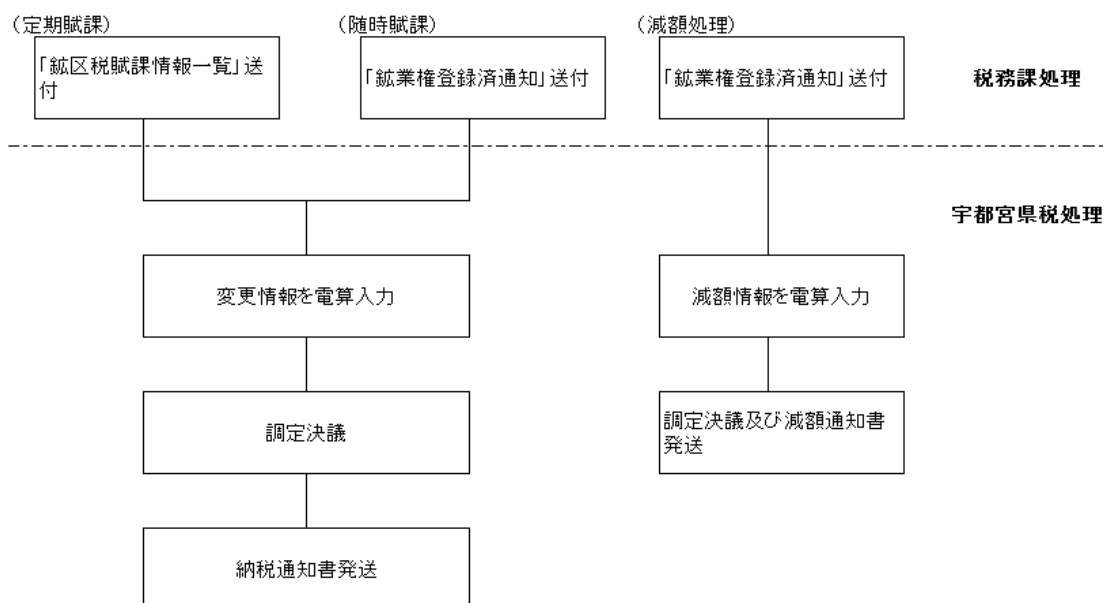
③ 徴収率と全国順位

(単位：%、位)

	現年課税分		滞納繰越分		現滞計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
平成 24 年度	100.0	1	0	17	98.5	26
平成 25 年度	100.0	1	0	19	100.0	1
平成 26 年度	99.4	34	0	13	99.4	26

④ 業務フロー

鉾区税の事務処理フロー



## 14. 狩猟税

### (1) 狩猟税の概要

#### ① 趣旨等

狩猟税は、鳥獣の保護や狩猟の適正化に関する費用に充てられる目的税である。

#### ② 納税義務者

狩猟者の登録を受ける人

#### ③ 減免

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、次のとおり狩猟者登録に係る軽減措置が設けられている。

狩猟登録者	特例措置	適用期限
対象鳥獣捕獲員	非課税	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の狩猟者登録
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	非課税	平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間の狩猟者登録
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者	税率2分の1	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の狩猟者登録

#### ④ 納税額

狩猟免許の種類	区分	税率(注2)
第1種銃猟免許(注1) (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割の納付を要する人	16,500円
	県民税の所得割の納付を要しない人(注3)	11,000円
網猟免許 わな猟免許 (なげ網、わな等)	県民税の所得割の納付を要する人	8,200円
	県民税の所得割の納付を要しない人(注3)	5,500円
第2種銃猟免許(空気銃)	—	5,500円

(注1) 第1種銃猟免許を持つ人が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には、第1種銃猟免許に係る登録についてのみ納税となる。

(注2) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、税率が1/4に軽減される。

(注3) 県民税の所得割の納付を要しない人であっても、所得割の納付を要する人の扶養を受けている人(農林・水産業に従事している人を除く。)はそれぞれ16,500円、8,200円になる。

⑤ 申告と納税

狩猟者の登録を受ける際に県の証紙を貼って納める。

(2) 本県の状況

① 直近3年間の調定額等の推移

(単位：千円、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
現年度分	調定額 (a)	44,418	43,582	41,186
	収入額 (b)	44,418	43,582	41,186
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0
滞納繰越分	調定額 (a)	-	-	-
	収入額 (b)	-	-	-
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	-	-	-
現滞計	調定額 (a)	44,418	43,582	41,186
	収入額 (b)	44,418	43,582	41,186
	不納欠損額 (c)	-	-	-
	収入未済額 (a-b-c)	-	-	-
	徴収率 (b÷a)	100.0	100.0	100.0

② 県税事務所別の調定額等

平成24年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷a)
宇都宮	現年	14,737	14,737	-	-	100.0
	繰越					
鹿沼	現年	8,845	8,845	-	-	100.0
	繰越					
真岡	現年	2,125	2,125	-	-	100.0
	繰越					
栃木	現年	4,389	4,389	-	-	100.0
	繰越					
矢板	現年	4,755	4,755	-	-	100.0
	繰越					

大田原	現年	4,469	4,469	-	-	100.0
	繰越					
安足	現年	5,096	5,096	-	-	100.0
	繰越					
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	44,418	44,418	-	-	100.0
	繰越					

平成 25 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	13,925	13,925	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
鹿沼	現年	8,901	8,901	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
真岡	現年	2,273	2,273	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
栃木	現年	4,348	4,348	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	4,744	4,744	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
大田原	現年	4,375	4,375	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	5,013	5,013	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	43,582	43,582	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

平成 26 年度

(単位：千円、%)

県税事務所		調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	収入未済額 (a-b-c)	徴収率 (b÷ a)
宇都宮	現年	12,973	12,973	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

鹿沼	現年	8,525	8,525	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
真岡	現年	2,204	2,204	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
栃木	現年	4,127	4,127	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
矢板	現年	4,424	4,424	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
大田原	現年	4,136	4,136	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
安足	現年	4,793	4,793	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-
自動車	現年					
	繰越					
合計	現年	41,186	41,186	-	-	100.0
	繰越	-	-	-	-	-

③ 徴収率

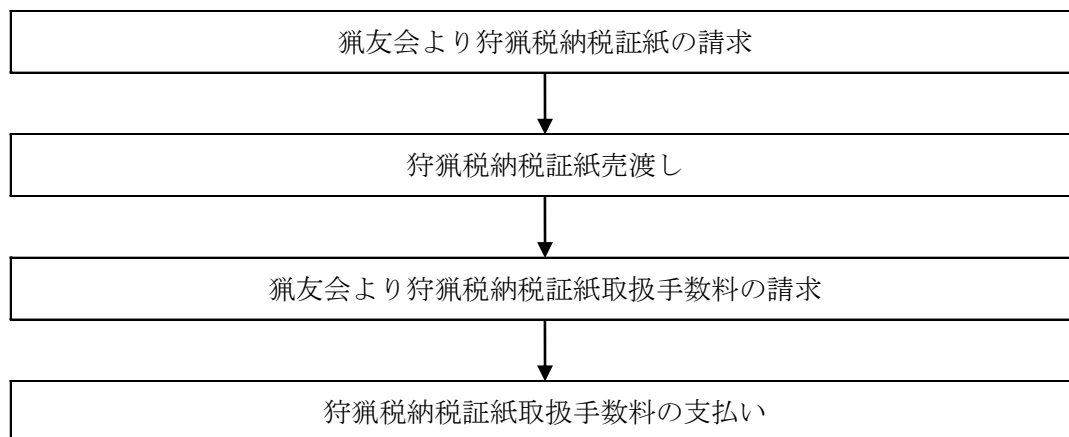
(単位：%)

	現年課税分	滞納繰越分	現滞計
平成 24 年度	100.0	-	100.0
平成 25 年度	100.0	-	100.0
平成 26 年度	100.0	-	100.0

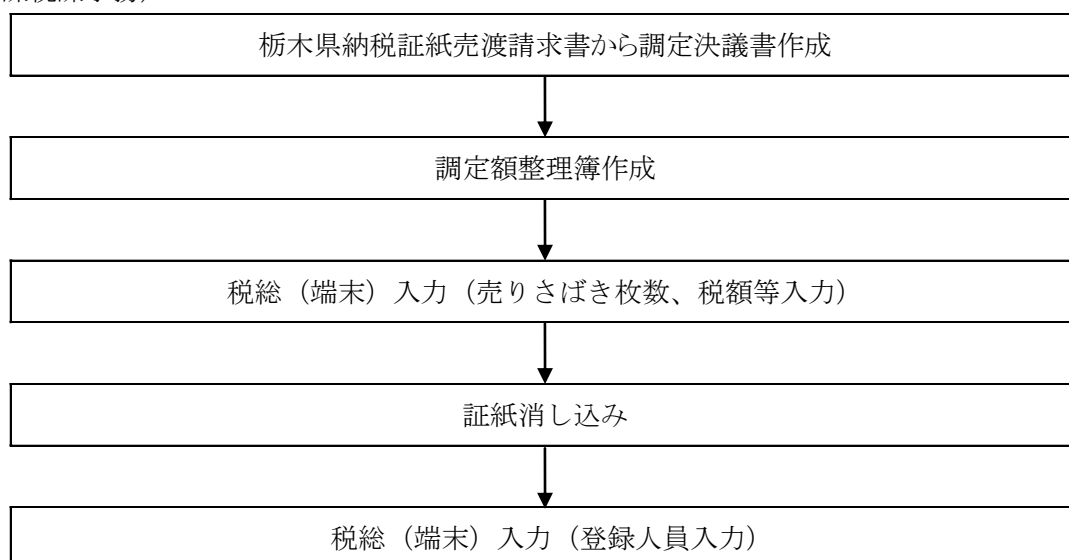
#### ④ 業務フロー

狩猟税事務処理の流れ

(管理課事務)



(課税課事務)



## IV. 監査の結果

### 1. 個人県民税

#### (1) 地方税協働徴収担当業務について（指摘事項）

個人の市町村民税・県民税に滞納のある者に対し、県税事務所が市町村から徴収業務を引き継ぎ、道府県の徴税吏員が市町村に代わって徴収が出来る[地方税法第48条1項]。栃木県では、県税事務所の収税課が従来行っていたが、平成25年度から地方税協働徴収担当が行っている。

##### 地方税法第48条1項

市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について（中略）、道府県の徴税吏員は、（中略）徴収し、又はこれについて、国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

##### 地方税協働徴収担当が実施する地方税法48条に基づく個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関する事務処理要領第3条

県税事務所長は、（中略）次の各号のいずれかに該当する滞納者に係るものについて、地方税法第48条の規定に基づき、市町村から引継を受けるものとする。

- (1) 各市町村における個人の住民税の滞納税額が大口の滞納者で、長期滞納となるおそれがあるもの
- (2) 財産の隠蔽等により徴収が著しく困難な滞納者で、長期滞納となるおそれがあるもの
- (3) 県内の他市町村への転居等により、徴収が困難な滞納者で、長期滞納となるおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特殊な滞納処分等を必要とするなど協働徴収担当による処理が必要であると認めるもの

包括外部監査の手続として、本規定に基づく徴収業務の妥当性等を検討した。地方税協働徴収担当業務の関連書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行った。

(地方税協働徴収担当業務の事例)

納税者	滞納市県民税	交渉内容等
A氏	2,581,572円 (うち延滞金 1,645,100円)	平成27年7月16日に同年8月より年金支給日に4万円を納税する誓約書を交わす。8月9日、10月1日にそれぞれ4万円の納付がされている。
B氏	373,896円 (うち督促手数料700円)	平成26年10月5日に毎月3万円納付する誓約書を交わす。分納誓約書提出以降、3回納付があった。平成27年2月20日以降の納付なし。給与収入が月20万円～30万円程度ある。
C氏	568,700円 (うち督促手数料1,800円)	平成25年9月18日に毎月2万円の分納誓約。以降の納付は、1回5千円のみ。平成27年3月に勤務先に給与差押通知書を発送。平成27年4月2日に勤務先より退職したとの連絡。
D氏	1,150,300円 (うち延滞金228,500円)	平成21年度以降の市県民税の納付がない。平成27年1月15日に勤務先に差押目的に給与照会を行うが、勤務先からの応答なし。
E氏	658,800円 (うち延滞金149,900円)	平成26年5月7日に毎月1万円の分納誓約。以降の納付9回で9万6千円納税。最終納付日が平成27年5月25日。平成27年3月26日に勤務先に給与照会。以降の手続はない。
F氏	250,169円 (うち延滞金41,600円)	平成27年5月20日に同年5月から毎月末までに3万円の分納誓約を電話にて交わす。誓約書徴取のための関係書類を送付したが返信なし。6月に3万円の納付があったがその後の納付なし。県税事務所も誓約書返信依頼等の連絡をしていない。



#### 地方税協働徴収担当業務に関する意見

A氏：延滞金も含めた未納額が約2,581千円と過大である。誓約書に基づいた年金支給月の納税スケジュールによると、完納までに10年以上の期間を要する。このように未納額が過大になる前に市町と連絡を密にして、協働徴収を早期に着手すべきである。

#### 地方税協働徴収担当業務に関する指摘事項

B氏：誓約書不履行であり、納税意識が欠如している。県は、最後に納付のあった平成27年2月20日以降、約8か月間催告をしていない。差押等を検討すべきである。

C氏：平成27年4月2日以降の徴税手続をしていない。聴取した携帯電話番号への連絡を行い、現状把握と催告を行うべきである。

D氏：平成27年1月15日に勤務先に給与照会を行い応答がなく、約9か月間、特に手続を行っていない。勤務先への照会書回答の送付依頼、滞納者の現況把握のための臨宅等を行うべきである。

E氏：平成27年5月25日の納付以降、誓約履行がない。県は催告等の手続をしていない。滞納者の現状把握を行い、催告や給与照会に基づく差押を行うべきである。

F氏：誓約書の返信未入手のままで約5か月経過している。電話連絡をして誓約書を早期に入手すべきである。平成27年5月20日以降、徴税手続を行っていないが催告を行い、給与差押等を検討すべきである。

## (2) 個人住民税徴収業務における県と市町の協力強化について（意見）

### ① 概要

個人県民税は、各市町が個人市町村民税と合わせて個人住民税として賦課徴収を行う。各市町の徴収方法は、納税義務者が直接金融機関等で納付することによって徴収する普通徴収もしくは納税義務者本人から直接徴収し納付させるのではなく、当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金を代わって預かりその徴収すべき税金を納入することによって徴収する特別徴収により行われている。

各市町では、管轄する県税事務所に対して毎月ごとに個人県民税例月報告書を提出し、個人県民税に相当する金額を県に納めている。各県税事務所では、各市町から提出された個人県民税例月報告書を受けてその内容について確認し、報告書と実際の入金額との一致を確認している。

報告先	対象となる市町
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町
安足県税事務所	足利市、佐野市

通常通り納付されている個人住民税は、上記の一連の流れにより県の歳入として処理される。しかし、納税者が滞納しており市町で徴収ができない場合には個人県民税も未納となってしまう。

上記を受けて県では、平成 19 年度から「市町村税収入確保対策」を定め、平成 25 年度からは 3 か所の県税事務所に地方税協働徴収担当を配置し業務を実施している。

現在県は、地方税法第 48 条に基づき、個人住民税の徴取引継を実施しており、「市町村税収入確保対策」に基づき選定対象について、高額・徴収困難案件を中心に引き継ぐよう市町に要請し、市町の実情に応じ引き継ぎ案件の協議を実施している。

平成26年度の地方税法第48条の規定に基づく引受結果は以下の通りである。

(単位:千円)

県 税	市 町	引受件数 (人)	引受額 A	市町返還 B	徴収額 C	収入未済額 D=A-B-C	徴収率 E=C/(A-B)	執行停止相当 F	整理率 G=(C+F)/(A-B)
宇都宮	宇都宮市	140	147,633	0	49,089	98,544	33.3%	1,158	34.0%
	上三川町	32	9,786	0	5,414	4,372	55.3%	1,085	66.4%
鹿 沼	鹿沼市	62	41,636	0	23,839	17,797	57.3%	516	58.5%
	日光市	54	46,664	0	11,905	34,759	25.5%	6,773	40.0%
真 岡	真岡市	84	54,326	1,066	15,175	38,085	28.5%	1,801	31.9%
	益子町	30	12,549	0	4,970	7,579	39.6%	574	44.2%
	茂木町	12	2,698	0	1,296	1,402	48.0%	0	48.0%
	市貝町	21	7,859	0	2,925	4,934	37.2%	507	43.7%
	芳賀町	25	15,564	0	5,132	10,432	33.0%	550	36.5%
県 央 計(注1)		460	338,717	1,066	119,745	217,907	35.5%	12,963	39.3%
栃 木	栃木市	162	70,209	0	21,275	48,934	30.3%	1,833	32.9%
	小山市	115	44,920	0	20,712	24,208	46.1%	1,613	49.7%
	下野市	115	63,375	0	23,219	40,156	36.6%	8,871	50.6%
	壬生町	119	63,382	0	18,017	45,365	28.4%	1,113	30.2%
	野木町	81	23,138	0	7,819	15,319	33.8%	161	34.5%
安 足	足利市	157	62,962	0	23,905	39,057	38.0%	0	38.0%
	佐野市	83	34,760	0	10,266	24,494	29.5%	574	31.2%
県 南 計(注2)		832	362,747	0	125,214	237,533	34.5%	14,165	38.4%
矢 板	矢板市	103	77,072	0	15,016	62,056	19.5%	10,760	33.4%
	さくら市	61	32,770	22	10,603	22,145	32.4%	3,361	42.6%
	那須烏山市	43	13,870	204	5,316	8,350	38.9%	1,825	52.3%
	塩谷町	27	7,498	0	2,258	5,240	30.1%	1,104	44.8%
	高根沢町	23	6,284	0	1,752	4,532	27.9%	1,228	47.4%
	那珂川町	32	10,008	0	2,215	7,793	22.1%	632	28.4%
大田原	大田原市	92	38,831	0	15,661	23,170	40.3%	5,154	53.6%
	那須塩原市	140	87,307	331	31,165	55,811	35.8%	6,497	43.3%
	那須町	61	21,817	0	9,503	12,314	43.6%	760	47.0%
県 北 計(注3)		582	295,457	557	93,489	201,411	31.7%	31,321	42.3%
合 計		1,874	996,921	1,623	338,448	656,851	34.0%	58,449	39.9%

(注1) 県央は宇都宮県税事務所で一括して実施している。鹿沼県税事務所・真岡県税事務所は宇都宮県税事務所に徴収業務の引き継ぎをしている。

(注2) 県南は栃木県税事務所で一括して実施している。安足県税事務所は栃木県税事務所に徴収業務の引き継ぎをしている。

(注3) 県北は矢板県税事務所で一括して実施している。大田原県税事務所は矢板県税事務所に徴収業務の引き継ぎをしている。

## ②意見

県が市町から個人住民税の徴収を引受けた平成26年度の実施状況を確認したところ以下のものが散見された。

- ・滞納をしている期間が5年超と長期にわたるもの
- ・滞納期間が長期にわたっていることから過年度分については時効が成立しているもの
- ・数年前まではそれなりの所得があったが、現在は資力がないと県が判断し執行停止処分したもの

また、滞納期間が長期にわたるもので、県が引き継いで徴収に至ったものがあるが、地方税協働徴収担当の担当者にヒアリングを実施したところ以下のような経緯で徴収に至っている。

- ・県が納税者に連絡を取ったところ、納税者が自主的に対応
- ・給与差押実施による徴収
- ・財産差押実施による徴収 等

これは、市町でも実施できるものであるが長期間にわたり滞納となってしまうのが現状である。また、執行停止処分に至った中にはもう少し早く引き継いでいれば、徴収できる可能性も生じていたといえる。

それゆえ、今後は以下のような対応により県と市町の協力関係の強化を図っていくべきである。

### (i) 県と市町の徴取引受対象の協議について

市町から県への徴取引受は、高額・徴収困難案件を中心に引き継ぐよう県が市町に要請を行っているが、最終的には市町が選定したものを引き受けることになる。

徴収率をあげるためには、県が市町に要請している高額・徴収困難案件を積極的に引き受け、滞納期間が長期化する以前に徴収することで徴収実績をあげていくことが重要である。

しかし、県は市町から滞納者の総件数及び滞納税額の総額について報告を受けているが、全ての個人別の詳細については把握していない。今後は、市町と個人別の詳細な情報の共有をさらに進展させ、徴取引受対象とすべき高額・徴収困難案件の取りこぼしが無いよう県と市町の徴取引継ぎ対象の協議の強化を図っていくべきである。

## (ii) 市町との情報共有化について

上記の徴取引受対象の選定を効率的に行っていくためには、市町の保有する税情報の有効活用などにより、市町と協力して基礎情報の共有化を図っていくことが望ましい。

## (3) 特別徴収の一斉指定への対応について（意見）

給与所得に係る個人住民税については、地方税法第 321 条の 3 及び第 321 条の 4 の規定により、所得税の源泉徴収義務者（給与の支払者）が特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収（給与引落し）を行うこととされている。

県では県内全市町において、平成 27 年度から給与の支払いを行い、所得税の源泉徴収を行っている事業者を、特別徴収義務者として一斉指定することになった。

これに伴い、従来普通徴収により納税義務者が納付していたところ、給与支給額から天引きし事業者が納税義務者に代わって納入することになるので徴収率が上がるのが期待される。

しかし、なかには事業者が特別徴収への対応を失念してしまうことも考えられ、そうなると滞納期間が長期化し徴収が困難となる。そこで、県は市町と個人住民税の特別徴収義務者一斉指定の事務に係る情報交換会を実施している。情報交換会では滞納整理方針について協議し、特別徴収実施指導や滞納繰越のある特別徴収義務者に対する地方税法第 48 条での引き継ぎ等の施策を掲げている。

今後、実働段階において滞納期間の長期化を避けるため、県が積極的に関与できるように体制の強化を図っていくことを期待する。

## 2. 法人県民税・事業税

### (1) 税務オンラインシステムへの入力及びチェックについて（指摘事項）

收受された申告書は、職員により税務オンラインシステムに入力されるが、入力後のチェックも入力した職員自身が行っている。具体的にどの職員が入力及びチェックを行ったのかは、各職員が自身の入力をチェックする際に用いる蛍光ペンの色により判明するとのことであった。

各申告書に入力担当者が個人印を押印するなどして、入力担当者名の記録を明確に残すべきである。

また入力事項のチェックは、必ず入力者とは別の職員が行うとともに、チェック担当者名についても、その記録を明確に残すことにより、誤入力防止策を講じるのみならず、その責任の所在も明確にするべきである。

### (2) 「是認更正決定調査票」等の是認か否認かの判定について（指摘事項）

県内に本店のある法人については、税務オンラインシステムに入力された申告内容が国税から提供を受けた資料と照合され、照合の結果是認とならなかった場合は「是認更正決定調査票」が出力される。また、本店が県外にある法人は、本店所在の都道府県から送付される課税標準額等の通知の内容により、是認か否認かの判定を行い、是認すべきものについて、税務オンラインシステムに入力し、是認登録を行う。

更正・決定の判定では、担当者及び上席者によるチェックが行われているが、是認については担当職員が行っており、上席者によるチェックが行われていない。上席者による二重チェックを行うとともに、判定を行った担当者名とそのチェック者名の記録を明確に残すべきである。

### (3) 更正の未実施について（指摘事項）

法人税申告書で当期欠損を計上しているにも関わらず、事業税申告書では所得ゼロとなっている申告が散見された。このような申告に対し、県では手続省略を理由として是認処理を行っている。

地方税法第72条の39第1項では、「道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるものが申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る所得割の課税標準である所得が、当該法人の当該所得割の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得を基準として算定した所得割の課税標準である所得と異なることを発見したときは、当該所得割の基準課税標準により、当該申告又は修正申告に係る所得割の計算の基礎となった所得及び

所得割額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、所得割額を更正するものとする。」と定められている。

地方税法の規定によれば、所得割が 0 のまま変わらない場合であっても本来は所得割の計算の基礎となった所得を更正すべきである。

#### (4) 納税者に対する自主申告の催告手続等について（意見）

法人税の更正や決定がされた場合、税務署から県税務課を経由して2か月後に各県税事務所に更正や決定がされた内容が文書で通知される。各県税事務所は、文書による通知を受けた後、法人県民税の更正や決定を行い文書で納税者に通知している。

各県税事務所では、当該通知前に、法人税の更正や決定がされたことを把握できた場合は、電話連絡等によって自主的に修正申告又は確定申告するよう催告すべきである。

#### (5) 未申告法人への対応について（指摘事項）

未申告法人の対応について、法人実態等調査書を閲覧した。

以下、3事例への対応について指摘及び意見を述べる。

事例	内容	県税事務所の対応	県の対応
事例①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2期連続未申告</li> <li>・本店所在地が県外</li> <li>・a市内のショッピングモールにテナント設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が平成26年1月までa市内に事業所を設けて営業をしていたことを電話により確認している</li> <li>・平成27年2月、県は2期分の申告を行うように申告書納付書一式を本店に送付済である</li> </ul>	継続調査
事例②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は4月決算</li> <li>・国税申告は毎年期限内に行っている</li> <li>・県税は2期連続で未申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月期分を平成26年10月16日決定</li> <li>・平成25年4月期分を平成27年2月17日決定</li> </ul>	決定
事例③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は4月決算</li> <li>・平成24年4月期分以降3期連続未申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人現地調査、電話連絡、代表者個人の市民税調査を実施済</li> <li>・代表者の親族に電話連絡し、代表者本人が病气入院中であり事業休止中であることを把握している</li> <li>・事業再開の見通しは不明</li> </ul>	継続調査

事例① 申告催促手続について（指摘事項）

電話により a 市内に事業所が存在したことを確認し、平成 27 年 2 月に申告書一式を本店に送付している。それ以降、電話連絡等行っていない。定期的に連絡を入れて、申告の催促を行うべきである。

事例② 決定の順序について（指摘事項）

平成 26 年 4 月期分を先に決定し、遡及して平成 25 年 4 月期分の決定を約 4 か月後に行っている。決定は、平成 25 年 4 月期分を先に行うべきである。

事例③ 事業所の詳細な把握について（意見）

事業拠点がどこで、どのような事業を行っている（いた）かについて、実態等調査書からは、詳細が不明である。実態等調査書は、必要な内容について定型化して記載を行うべきである。

(6) 大型商業施設で営業する法人の未登録調査の継続実施について（指摘事項）

栃木県内には大型商業施設が多数存在するが、入居するテナントへの法人未登録調査は、数年に 1 回の実施であり継続的に行っていない。大型商業施設では多くのテナントの入退去があり、毎年継続して大型商業施設での法人未登録調査を実施すべきである。

(7) 保養所を取得した法人に対し、法人県民税を課税留保した案件について（指摘事項）

法人が、別荘地として b 町の土地付き建物を取得したが、事業所や保養所の要件を具備しているか判断できずに、法人県民税が課税留保のままとなっている案件があった。不動産取得者との対応履歴の主要な内容は、以下の通りである。

平成 27 年	申告指導事項主要なやり取り等
1 月 15 日	会社代表者宅に保養所に該当するかの照会文書送付。
2 月 12 日	会社代表者から当該不動産は、会社従業員の福利厚生施設として取得した旨の説明の電話があった。県税側は、保養所としての扱いになる旨説明。
2 月 12 日	会社代表者から着電。保養所についても法人県民税が課税される旨の説明を行う。会社代表者からは司法書士と相談する旨の回答。
2 月 18 日	会社代表者から着電。保養所が課税される旨説明した。会社代表者から「必要な書類をそろえて提出する」との回答。



3月23日	会社代表者より「何度も電話をもらって申し訳ない」「放射線量が高くて現在使用していない」現在売却検討中であるとの電話。
4月27日	法人宛て電話連絡。代表者不在のため後日連絡することとした。
5月20日	法人宛て電話連絡。代表者不在のため後日連絡することとした。

この事例では、不動産取得税の課税案件から不動産を取得した法人が、保養所として利用している可能性があり、調査を行ったケースである。地図で所在地を確かめたが、該当地域が広大で所在地の地番がなかった。A 県税事務所では、これら電話連絡等を行ない継続調査としていた。

b 町や c 市等には多くの別荘地が存在する。県税職員数は限られており、法人が取得した全ての別荘等について実態調査することが困難であることは理解できる。

しかし、上記のように会社代表者から会社従業員の福利厚生施設として取得した旨の説明を受けている場合にまで、課税留保とすべきではない。必要に応じて、現地調査を行い、利用状況を確認法人県民税の課税の要否判断を的確に行うべきである。

#### (8) 事業者登録調査の経緯、結論及び記録保存について（意見）

県税事務所に申告された法人二税申告書のうち外形標準課税に係る添付書類から栃木県内に事業所を有すると思われるテナント賃借事業者を抜き出し、事業者登録の有無を調査している。この方法による事業者登録の調査は、平成 26 年度より B 県税事務所で実施している。

調査は、以下の方法で行われている。外形標準課税に係る添付書類から、栃木県内に拠点をもつテナント賃借事業者を調査し、登記事項証明書の取得、ホームページの閲覧、事業者へ電話連絡を行う。また、必要に応じて訪問を行い事業所の有無を確認する。

調査記録簿には、調査記録や調査実施者のメモ書き等が綴られていたが、誰が、いつ、どのような調査手続をしたのか等の記録を定型化しておらず、また、結論に至った経緯が明瞭でない。

収集した資料の綴りを保存するだけでなく、担当者以外の職員が閲覧しても理解できるように定型化して明瞭な状態で記録保存し、さらに結論に至った経緯を記載すべきである。

(9) 新規法人事業所把握において、内容に疑義のあるものに対する現地調査の必要性について（意見）

C 県税事務所管内で年内に不動産を取得した法人のうち、事業所登録のない法人に照会文書を郵送し、ファックス回答による調査を行っている。実態調査の結果は以下の通りである。

平成 26 年度の実態調査結果

総調査件数（文書送付件数）	有回答件数	無回答件数	摘要
43 件	28 件	15 件	無回答 15 件には、電話連絡を行い、うち 4 件について現地調査を実施した

人員等の制約があり現地調査を全件行うことが不可能であることは理解できるが、ファックスや電話連絡による回答を鵜呑みにせず、内容に疑義のあるものについては現地調査を行い実態に則した課税を行うべきである。

(10) 電気供給業を行う法人の法人事業税の申告について（意見）

電気供給業を行う法人の法人事業税は、収入金額を課税標準とする収入割を申告することとなっている。ここで電気供給業とは、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かにかかわらず、現に電気を供給しているという実態のある事業をいう。

例えば、電気供給業以外に主たる事業を営む法人が、太陽光発電設備を設置して売電収入を得ている場合、その売電収入金額が主たる事業の売上金額の 1 割程度を超える場合には、区分計算を行い、電気供給業に係る収入金額に基づいて法人事業税の収入割の申告を行う必要がある。

法人事業税の申告書には、国税である法人税の申告のように法人の決算書等の添付が要求されていないため、現状では、電気供給業に係る収入金額の有無及びそれが主たる事業の売上金額の 1 割程度を超えるか否かを確認する手段がない。

法人事業税の一般的な課税標準である所得割よりも、収入割による課税の方が事業税の金額が大きくなる場合が多いことから、電気供給業に係る収入金額の有無及びそれが主たる事業の売上金額の 1 割程度を超えるか否かを何らかの方法で確認することで課税漏れを防ぐことができる。

今後、電気供給業に係る法人事業税の収入割の課税漏れが起らないように、これらの確認方法を十分検討すべきである。

(1 1) 医療法人等の調査について（指摘事項）

介護保険法の規定に基づく診療報酬については、益金又は個別帰属益金額に算入されるものと不算入のものがあるため、介護保険法の規定に基づくサービスを行う医療法人等については、介護保険診療報酬を課税所得と非課税所得とに分類する必要がある。

医療法人等の調査は机上で行っており、基本的には、申告書と添付資料の整合性を確認し、課税所得と非課税所得に適切に分類されているかを確認している。

しかし、介護保険診療報酬のサービスごとの内訳が不明なため、課税所得と非課税所得との分類計算の正確性をチェックできない申告書が散見された。このような申告について、介護保険診療報酬の内訳書などの追加提出を納税者へ求めておらず、十分にチェックできていないと見受けられた。

「医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引」にて、確定申告書に介護保険診療報酬の内訳書等を添付するよう依頼したうえで、介護保険診療報酬のサービスごとの内訳が不明な申告については、少なくとも内訳の提出を依頼し、分類が適正に行われているかチェックすべきである。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

		介護給付費等支払決定額 内訳書の印字	計上区分	
			社会保険分の 医療収入	その他の 収入
指定居宅サ ービス	訪問 通所	(予防) 訪問介護		○
		(予防) 訪問入浴介護		○
		(予防) 訪問看護	○	
		(予防) 訪問リハビリ	○	
		(予防) 通所介護		○
		(予防) 通所リハビリ	○ (注)	○ (注)
		(予防) 福祉用具貸与		○
	短期 入所	(予防) 短期入所生活介護		○
		(予防) 短期入所老健施設	○ (注)	○ (注)
		(予防) 短期入所医療施設	○ (注)	○ (注)
		(予防) 居宅療養管理指導	○	
	(予防) 特定施設生活介護		○	
指定居宅介 護支援	居宅介護支援		○	

指定施設 サービス等	介護福祉施設		○
	介護保健施設	○（注）	○（注）
	介護医療施設	○（注）	○（注）
地域密着型 サービス	種々		○

（注）平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「その他の収入」となる。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入」となる。

#### （12）自主決定法人の更正処分について（意見）

医業に係る自主決定法人の更正処分件数が多い。

更正処分の多い主要因は、税制改正の趣旨を理解していなかった医療法人が多く、改正に従った申告がされていないことがあげられる。県税事務所では税理士会例会等を通じて改正点等の周知を行っているが、より一層の周知徹底を図り、更正処分件数を少なくする努力をすべきである。

#### （13）D 県税事務所から E 県税事務所への調査案件の引き継ぎについて（指摘事項）

法人二税申告書の添付書類から県内に事業所を有している可能性のある事業者を選定し、法人二税の申告がなされているかの調査を行っている。

調査のうち、平成26年3月31日の申告書に関してD県税事務所でE県税事務所への引き継ぎが必要であるにも関わらず、実際には実施されていない案件があった。担当者は、包括外部監査を実施した平成27年6月15日に引き継ぎされていない事に気づき、D県税事務所側で必要な電話連絡等の調査を行った後、E県税事務所に引き継ぎを行っていた。

県税事務所間で密接に連携し、速やかな引き継ぎと調査を行うべきである。

### 3. 個人事業税

#### (1) 個人事業税の判定について（指摘事項）

個人事業税の課税の適否判定の基本的な考え方は、通達等により各県税事務所間で統一がなされているが、判定した際の調書の残し方は各県税事務所異なる。調書の記載内容を見たところどのようにして判定を行っているかが、あいまいとなっているものが散見された。

特に、このような判断に迷う事例については、その判断基準（根拠としたもの）を調書に残していくべきである。

また、税務課が行う各県税事務所に対する事務指導の際、個人事業税の課税の適否判定が適切になされているか、その判断の経緯が調書として残されているかのチェックを行うことで、判断基準履行の徹底化を図っていくべきである。

#### (2) 対象事業の解釈について（指摘事項）

事業税の対象事業は、地方税法及び政令で定めた 70 業種のみとされている。トリマー、エステティシャンなどの新しい形態の業種については、地方税法等で詳細が定められていないため、解釈により対象とするか否か判断する必要がある。

解説書等をもとに担当者が判断し課税課長が承認している状況であり、他県、県税事務所間で取り扱いが異なる可能性がある。例えば、トリマーについては、これまで県では課税対象としていなかったが、他県で課税対象としている実態に合わせて平成 26 年度からトリマーを請負業に位置付けて課税対象としている。

各県税事務所宛てに通達を出した業種もあるが、全ての業種ではないため、県では他県の課税状況の調査をより進めるとともに、県税事務所間での取り扱いの相違がないよう情報共有に努めるべきである。

#### (3) 照会の十分性について（指摘事項）

代理業、請負業、運送業などは事業所得で申告していても実態として給与と同等で事業性がない場合がある。事業性の判定方法は、基本的には申告内容を見て判断しているが、申告件数が膨大になる県税事務所では所得率（所得税確定申告書第一表の事業所得金額が事業収入金額に占める割合）が概ね 7 割を超えていると事業性がないと判断している。さらに申告内容や所得率から判断がつかない場合には文書や電話で納税者に照会している。しかし、ある県税事務所では照会件数が極めて少なく、事業性の判定の正確性が不十分な可能性がある。

当該県税事務所において個人事業税の課税資料となる所得税確定申告書の写しを閲覧したところ、所得率は 7 割を下回っているが、売上先が 1 箇所であっ

たり、毎月の売上が同額であるなど、事業性に疑義が残る納税者に対して事業税が課税されている例が散見された。このような納税者に対しても照会は行っておらず、事業性の判定が誤っていた可能性がある。

事業性に疑義がある場合は、納税者への照会を積極的に行い、適正な課税に努めるべきである。

#### (4) 所得内容の確認について（指摘事項）

個人事業税は農業所得、事業所得や不動産所得がその金額の対象となることから、雑所得の内容については何も確認が行われていなかった。

雑所得で記載されているものの多くが年金収入である。しかし、以下の太陽光発電収入のように本来は事業所得や不動産所得に含まれるものであっても、雑所得として記載されてしまうと課税漏れが生じてしまう可能性もある。

それゆえ、雑所得の内容には注意を払い、疑わしき内容については調査を実施すべきである。

#### <太陽光発電収入の課税漏れが生じている可能性について>

太陽光発電収入を事業所得又は不動産所得で申告した場合には事業税の課税対象となるが、雑所得で申告した場合は対象外となる。

所得区分は社会通念上事業と認められるか否かにより判断することとされており、判断目安は国税庁と経済産業省資源エネルギー庁のホームページで示されており、納税者がこの基準に従って正しく申告していれば問題ない。

しかし、所得区分の調査は税務署に一任している状態であり、県では雑所得の内容を全く調査していないため、本来は事業所得又は不動産所得で申告すべきものが雑所得で申告されている可能性がある。

太陽光発電設備の設置状況を把握し、申告漏れがないことを調査するか、申告方法の案内を納税者に送付するなどの対策が必要である。

売電方法		一般的な所得区分
余剰売電	賃貸アパートの屋上に太陽光発電設備を設置し、これにより発電した電力をその賃貸アパートの共用部分で使用し、その余剰電力を売却している場合	不動産所得
	自宅に設置している場合	雑所得
	事業所得者が事業所に設置している場合	事業所得（付随収入）
全量売電	電気主任技術者の選任を行っている場合（出力量 50kW 以上の場合）	事業所得

	一定の管理を行っている場合 (①土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき、②土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき、③建物の上に設備を設置した場合で当該設備に係る除雪等を行っているとき、④賃借した建物や土地の上に設備を設置したとき、など)	
	上記以外	雑所得

(5) 国税連携データの抽出漏れがある可能性について (指摘事項)

通年事業分は所得 290 万円以上、年の途中で開廃業をしている場合は所得 24 万 1 千円以上を抽出し、個人事業税の課税の有無を判定している。年の途中で開廃業しているかどうかは、確定申告書の「開廃業」欄又は決算書の事業年度で把握しているが、この欄への記入を失念してしまう可能性もあり、抽出漏れが生じている可能性がある。

確定申告書の「開廃業」欄へ忘れずに記入してもらえよう、周知徹底を図るなどの対策が必要である。

(6) 業務フローの統一について (指摘事項)

個人事業税の業務は、各担当者が個別に事業税の計算をするが、最終段階で本来課税すべきものが漏れていないか、本来課税すべきでないものが課税されていないかの確認が行われている。しかし、その業務フローが県税事務所間で異なっていた。例えば、本来課税すべきでないものを課税していないか確認するため、別途作成した繰越損失累計額の一覧表と突き合せを行う業務を実施している県税事務所とそうでない県税事務所とがあった。

基本的な業務フローについては各県税事務所で統一すべきである。

(7) 電算システム等の有効活用について (指摘事項)

上述した、繰越損失累計額の一覧表の作成は、税務課から年に 1 度「繰越損失一覧」として紙で送付される資料に基づき県税事務所が行っている。

紙の資料を受け取り手作業により集計する作業を行っているが非効率であり、データを加工処理するよりも処理誤りが生じやすい。実際に繰越損失累計額の一覧表とは別のデータ(課税失格者一覧)ではあったが県税事務所で独自に作成しているデータ(課税失格者一覧)で拾いもれが散見された。セキュリティの関係から税務課と県税事務所間でのデータのやりとりが行えないとのことである

が、電算システム等を活用することが有用であるものについて精査を行い業務の効率化を図っていくべきである。



#### 4. 不動産取得税

##### (1) 不動産取得税の減免制度の広報について（指摘事項）

不動産取得税については、一定の場合について減免制度が条例で定められているが、減免制度があることについて広報が不十分である。

減免の対象となる不動産の取得者は、開発業者や地方公共団体関連の公益法人が多くを占めるが、一般の個人でもその対象となることがある。

不動産の贈与が親族間で行われ、当該贈与の行われた日から概ね 1 年以内に錯誤等の登記原因により、当該贈与が抹消された場合で一定の要件を満たす場合には、不動産取得税の全額が本人からの申し出により減免される。

このような場合に、減免制度を知らなかったため、減免されないことになってしまう個人の不利益を防止するためにも、また、課税の公平性の観点からも、減免制度の周知を図ることは必要である。

例えば「県税のしおり」に減免制度について記載するなどして、広報に努めるべきである。

##### (2) 不動産取得税の時効について（意見）

時効により課税できない物件が、毎年発生していると推定される。

時効となる課税物件については概ね下記の二つの事例が考えられる。

i 建物の場合年 1 回各県税事務所に、市町より時効物件の書類が提出される。

この中には、不動産取得税の対象となる物件も含まれていると推定される。しかしながら、既に 5 年の時効が経過しているため、課税できていないのが現状である。

建築確認申請の必要のない小規模な未登記の建物の場合、市町がその情報を収集し、県に報告しない限り、課税の対象か否かの判断ができない。

ii 土地についても、売買等により土地の所有権の移動があっても、未登記であれば、課税が漏れてしまう可能性がある。

i については、各市町に、未登記の建物の把握について努力を促す。

ii については、県が未登記物件を把握することは非常に困難である。

しかしながら、課税の公平性という観点からは、時効による不動産取得税の課税漏れは、簡単に容認できるものではなく、時効前に把握する努力を継続する必要がある。

県においては、時効による課税の漏れが生じないように、これまで以上に努力し、課税物件の把握に努めていただきたい。

## 5. ゴルフ場利用税

### (1) ゴルフ場（特別徴収義務者）に対する交付金について（意見）

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して、県は納期限内納入額の1.7%の交付金を支払っている。

その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運用を図るとともに、ゴルフ場の徴収事務に係る負担に配慮したものと考えられる。

しかしながら、ゴルフ場利用税は利用者が負担するものであり、ゴルフ場は一時的に預かっているにすぎず、特別徴収義務者に対し、交付金を払う必要があるのか疑問を感じざるを得ない。

特別徴収事務の導入時ならともかく、広く周知され一般的に特別徴収が行われている現状では、交付基準の見直しや、交付金制度そのものについて再検討が必要である。

### (2) 「ゴルフ場利用料金等変更予定届出書」の提出がない場合の更正について（指摘事項）

上記の場合において、特別徴収義務者が本来適用すべき税率よりも低い税率で申告納入していたにも関わらず更正していない。

平成26年9月のゴルフ場への訪問調査で、本来5級（800円のゴルフ場利用税）で徴収すべきところ、6級（700円）で徴収していた事実が判明した。

この結果、平成26年4月から平成26年8月までの納入額が約95万円不足であったが、平成26年9月からの改善を指導したのみで、不足税額については更正されていない。

ゴルフ場利用税の等級（税率）は、栃木県県税条例において「ゴルフ場の規模、利用料金その他の規則で定める基準により、ゴルフ場ごとに知事が定める。」と規定しており、法令解釈として、「ゴルフ場利用税の等級（税率）は、等級決定によって等級が定まることにより定まるのであって、等級決定がない以上、従前の等級によって算出される税額がゴルフ場利用税の税額となるものである。」という解釈論があるとのことであるが、不足税額を把握しながら、それに対応するすべを持たないのは、課税の公平性や公正性に反すると考えられる。

また、(1)で示した通り、特別徴収義務者であるゴルフ場に対しては、県から交付金が支払われている。

上記事例にある徴収事務が不備であったゴルフ場に対しても、交付金は支払われており、遡って更正できないという現状では、適正に事務を行っているゴルフ場との間には著しい不平等があると言わざるを得ない。

ゴルフ場利用税の等級（税率）決定について、近県と協調して法令解釈を国に協議することなども含め、今一度検討すべきである。

### (3) ゴルフ場利用税の更正について（指摘事項）

#### ① 減額更正

ゴルフ場への訪問調査の結果、非課税適用者を特例税率適用者と誤って申告していた事実を把握した。

これについては、特別徴収義務者の過大納入となっているが納税額の返還をしていない。

金額は僅少ではあるが、減額更正すべきである。

#### ② 増額更正

ゴルフ場への訪問調査の結果、特例税率適用者を非課税適用者と誤って申告していた事実を把握した。

これについては、特別徴収事務者の過少納入となっているが指導にとどめ、更正をしていない。現状では、このように金額が僅少な場合の取扱いはない。

金額は僅少ではあるが、課税の公平性や公正性からして、不足税額を放置しておく正当な理由はなく、更正すべきである。

### (4) 調査結果の通知について（指摘事項）

特別徴収義務者への調査の結果、誤った納税額を把握しているにもかかわらず、「更正又は決定若しくは決定すべきと認められない旨の通知書」を発行している。

たとえ、指導にとどめ更正処分をしなかったとしても、「更正又は決定若しくは決定すべきと認められない旨の通知書」を発行することは、今後の指導にも影響を与えることが懸念される。

### (5) 調査票の記載について（指摘事項）

ゴルフ場へは3年に一度実地調査を行っているが、その際の調査票の記載に、あいまいな記述が散見される。

例えば、ゴルフ場利用税徴収簿と営業日報とに差異を発見したにもかかわらず、その理由が記載されていないために、徴収額が適正であったのか否かの判断ができない事例や、特例適用者と非課税適用者の取り違えがあったのか否かの判断に窮するような、あいまいな記述がなされていた。

調査票の記載については、第三者の的確な判断ができるよう、記載マニュアル等の整備が求められる。

(6) 調査票の統一について（意見）

ゴルフ場へ実地調査した場合に、調査票を県税事務所の担当者が作成しているが、調査票の様式が各県税事務所においてまちまちである。

記載マニュアルの整備とともに調査票の様式も統一して整備すべきである。

## 6. 自動車取得税・自動車税

### (1) 自動車税減免の継続について（意見）

継続して減免となる者については、葉書による使用状況調査のみであり、長期間変更のない者については、改めて資料等の提出を求める必要がある場合がある。

現状では、いつから減免の対象者となったか容易に把握できず、葉書で変更がない旨の回答を得れば、自動車税は継続して減免扱いとなってしまう。

常識的に考えて、あまりにも長期間変更届けがない場合には、何らかの疑いを持つ必要があると考えられる。

税の免除については、公正な判断が求められ、慎重に取り扱う必要がある。

したがって、まずは、いつ認定され、いつ変更届けが提出されたかを把握する体制を整える必要がある。

そのうえで、長期間変更のない者については、改めて必要書類を確認する等の措置を考慮すべきである。

### (2) 減免申請に必要な書類の不備について（指摘事項）

障害を理由とする減免申請を行う場合で、運転者が障害者本人でなく生計同一者である場合には、住民票の提出が必要であるが、住民票が添付されていないケースがあった。

障害者手帳の住所と運転者の免許証の住所とが一致していたため、生計同一者との推定はできるが、住民票の原本の添付が必要である。

結果的に、申請書類に不備があったにもかかわらず、減免を認めたことになってしまった。

申請受付にあたっては、さらなる注意が必要である。

### (3) 自動車税減免の手続について（意見）

減免手続きがすみやかに取られていないケースが多々ある。

自動車税の減免に関する広報は、

- ① 県税のしおり
- ② 自動車税納付書に同封するパンフレット
- ③ 各市町の広報誌（春号）における広報
- ④ 各市町の福祉担当の窓口にも備え置いてもらっているパンフレット

（自動車税の減免、自動車取得税の免除制度について）

等により行っているが、減免対象者にもかかわらず、数か月あるいは数年間に渡って減免手続きを行っていないケースがあった。

県の広報が隅々まで行き渡っていれば、多くの場合、納税者の不利益が解消されたと考えられる。

県のこれまでの広報の努力は認められるが、例えば、自動車販売店にパンフレットを備え置いてもらうなど、より広報活動を強化し、すべての減免対象者が、すみやかに減免手続きを実行できるよう広報活動に努めていただきたい。

#### (4) 統計資料の入り繰りについて（指摘事項）

申告書を受け付けた時点では自動車税が課税されないと判断された車両について、自動車税が課税されることが後日判明し、その修正処理を行う場合、自動車税事務所の職員が修正申告書を作成し、そのデータが税務オンラインシステムへ登録される。自動車税の課税時期がシステムへの修正登録時点より一か月以上前であるケースでは、月を遡ってのシステムへの登録処理が行えないため、修正申告書上は、自動車取得税の税額の欄に自動車税の課税額を記載して、システムへのデータ登録を行っている。

自動車税は月割で賦課されるため課税時期により税額が異なるが、税務オンラインシステム上、月を遡ってその月割計算処理を行えないという制約がある。このため、ある意味止むを得ない処理であり、また個別の税額の計算も正しく行われていることから、その点では問題はない。しかしながら、本来自動車税の調定額として集計されるべき金額が、統計資料上は自動車取得税として集計されてしまっている。

平成 26 年度について、上記のような入り繰りの金額の集計を依頼した結果、全部で 6 件、94,000 円あった。金額は僅少であるが、統計資料の正確性を期すため、このような入り繰りを補正する必要がある。

#### (5) 付加物調査の調査対象者について（指摘事項）

自動車取得税の課税標準には車両本体のほか付加物（ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物）を含めることになっているが、付加物の範囲が比較的複雑なため、付加物の誤申告が生じる可能性がある。県では誤申告を防ぐ目的で、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販協会」という。）の栃木県支部会員の新車販売業者へ現地調査に行っている。

しかし、自販協会栃木県支部の会員はディーラー系の 34 社（平成 26 年 7 月 1 日時点）のみであり、独立系の新車販売業者（サブディーラー）や県外に拠点を置く新車販売業者は調査対象者から外れてしまっている。

自販協会会員の申告は自販協会栃木県支部の登録業務代行センターが代行しており、付加物の範囲に対する見解は統一されているものと推測されるため、会

員の申告については誤申告のリスクは比較的高くないと思われる。むしろ独立系の新車販売業者の方が見解の統一が図られておらず誤申告のリスクが比較的高いと考えられる。

現状では自販協会会員に対して3～4年ごとに巡回して調査を実施しているが、まだ調査を実施していない独立系や県外の新車販売業者に対して調査を実施した方が調査の実効性を高められるはずであり、調査範囲の見直しが必要である。



## 7. 軽油引取税

### (1) 免税軽油使用者から紛失届が提出された場合の対応について（指摘事項）

免税軽油の引き取り等に係る報告書を県がチェックをする際に、納品書や領収書を紛失した免税軽油使用者に対しては、紛失届を提出させ軽油の使用状況を口頭で確認している事例がある。

現状では、紛失届を提出した免税軽油使用者が、過去においても紛失届を提出しているか否かを把握していない県税事務所もある。

仮に頻繁に紛失届を提出する免税軽油使用者がいる場合においては、実地調査を行うことや、過去に紛失届を出しているか状況を把握できるよう、免税軽油使用者証に、紛失届を提出した事実を記載するなどの措置を講ずる必要がある。

### (2) 農業経営者による免税軽油の不正使用について（指摘事項）

農業を営む免税軽油使用者に対する実地調査の結果、圃場内走行用トラックに免税軽油を使用していた事実を把握した。

免税軽油を免税用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を県に納付しなければならない。

当該事例においては、指導にとどめているが、指導にとどめる明確な根拠はなく、本来は軽油引取税を納付させるべきである。

### (3) 調査結果の通知について（指摘事項）

農業を営む免税軽油使用者に対する実地調査の結果、不正使用を把握している若しくは疑わしい事例を把握しているにもかかわらず、「更正又は決定若しくは賦課決定すべきと認められない旨の通知書」を発行している。

たとえ指導にとどめ更正処分をしなかったとしても、このような免税軽油使用者に対し、上記の通知を発行することは、県が容認しているとの誤解を生じることになり、今後の指導にも影響を与えることが懸念される。

したがって、このような免税軽油使用者へは、上記通知を発行すべきではない。

### (4) 調査票の統一について（意見）

免税軽油使用者へ実地調査した場合に、調査票を各県税事務所の担当者が作成しているが、調査票の様式が各県税事務所において異なる。

記載マニュアルの整備とともに調査票の様式も統一して整備すべきである。

## 8. 軽油引取税実額調査

平成 26 年度、栃木県税事務所において各種調査等を端緒として行った実額調査の結果は、次のとおりである。

項 目	税 額	前年度比
混和軽油・燃炭油販売	9,794,279 円	21.3 %
混和軽油・燃炭油消費	1,370,670 円	36.7 %
輸入	101 円	3.6 %
納入地誤謬	2,033,856 円	168.4 %
その他	3,216,900 円	2,530.7 %
計	16,415,806 円	32.1 %

減額更正（更正請求等）	△529,380 円	5.4 %
-------------	------------	-------

合 計	15,886,426 円	38.5 %
-----	--------------	--------

### < 抜取調査 >

#### a. 路上抜取調査

警察署の協力を得て、路上に余裕が有る場所等において、ダンプ、トラック等から燃料をサンプル採取するとともに、購入先等について運転手から聴取するものである。

実施状況は次のとおりである。

区 分	前 期	後 期	計
調査箇所数	7 箇所	7 箇所	14 箇所
調査台数	216 台	186 台	402 台
採取サンプル数	214 件	177 件	391 件
不正軽油数	3 件	1 件	4 件
内他県分	0 件	0 件	0 件
不正率	1.4 %	0.5 %	1.0 % (H25 : 2.3%)

b. 県発注工事現場抜取調査

規模の大きな県発注工事現場において、稼働する建設機械及び出入りするダンプ等から燃料をサンプル採取するとともに、購入先等について現場代理人から聴取するものである。

実施状況は次のとおりである。

調査箇所数	採取サンプル数		不正軽油数		不正率	
	車 両	重 機	車 両	重 機	車 両	重 機
26 箇所	9 件	24 件	0 件	0 件	0.0 % (H25 : 0.0%)	0.0 % (H25 : 3.9%)

c. 事業場内抜取調査

事業者（砕石事業者）の協力を得て、同事業者の事業所敷地内において、出入りするダンプ等から燃料をサンプル採取するとともに、購入先等について運転手から聴取するものである。

実施状況は次のとおりである。

調査事業者数	採取サンプル数	不正軽油数	不正率
18 箇所	125 件	1 件	0.8 % (H25 : 0.9 %)

d. 大口需要家調査

軽油を大量に消費する需要家に臨場してサンプル採取するとともに、不正軽油抑止策として撲滅に係るPRを行うものである。

実施状況は次のとおりである。

調査需要家数	採取サンプル数	不正軽油数	不正率
187 箇所	143 件	1 件	0.7 %

<他県からの発見通知による調査>

他県の調査において不正軽油が発見されたもののうち、課税権が栃木県にあると思われるものについては税務課を通じて通知があり、通知に基づき調査を行ったものである。

通 報	茨城県	2 件
-----	-----	-----

<試買調査による情報提供>

資源エネルギー庁が給油所に対して行っている試買調査において、品質規格上不適合となったものについて、軽油引取税全国協議会を通じて情報提供があったものである。

情報提供数	1 件
-------	-----

<不正軽油 110 番通報>

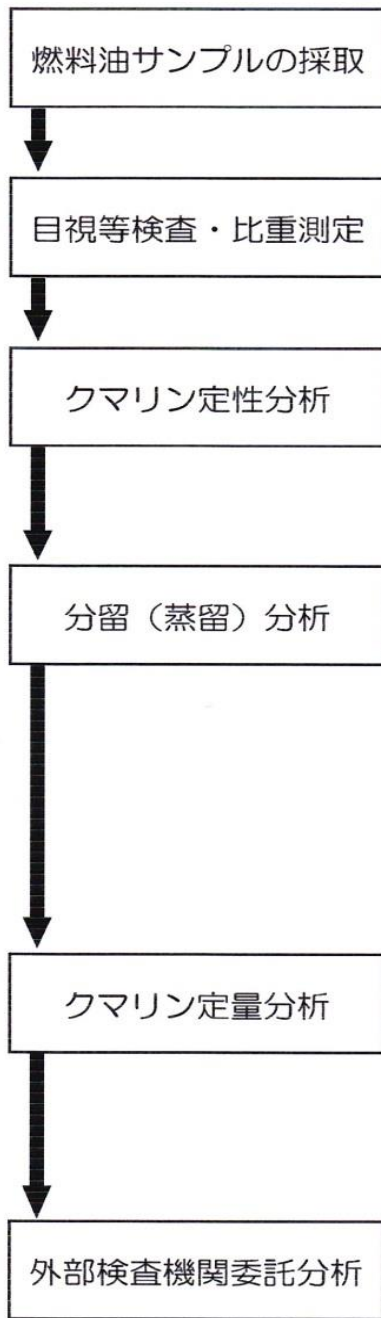
平成 26 年度中に栃木県税事務所の「不正軽油 110 番」他に通報があったものである。

通 報 数	10 件
-------	------

<免税軽油事業所調査>

平成 26 年度中に調査を実施した免税軽油事業所(サンプル分析のみも含む。)である。

栃木県税事務所所管	8 箇所
他県税事務所所管	1 箇所
計	9 箇所



- ・路上抜取調査
- ・販売店等調査(スタンド等)
- ・需要家調査(運送会社等)

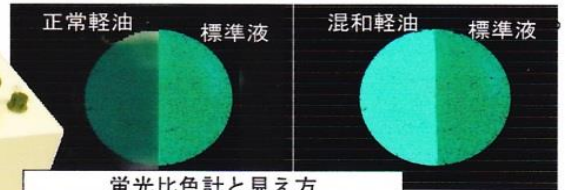


路上抜取調査

- ・外観(色)、臭気、泡切れ
- ・比重計、温度計
- ・軽油比重0.8017~0.8762

目視等検査・比重測定

- ・蛍光比色計



蛍光比色計と見え方

クマリン定性分析

- ・自動蒸留試験器
- ・90%留出温度 267°C超400°C以下

分留(蒸留)分析



自動蒸留試験器

クマリン定量分析

- ・軽油識別剤全自動測定システム
- ・分留、定性分析で疑わしい試料の場合等
- ・クマリン濃度と蛍光強度の関係からクマリンの含まれる量を算出する



軽油識別剤全自動測定システム

外部検査機関委託分析

- ・ガスクロマトグラフ分析
- ・液体クロマトグラフ分析
- ・引火点試験
- ・硫黄化合物の詳細分析等

※1) 分析の順序は固定ではない。また、採取試料の全てについて全部の分析をするものではない。  
 ※2) クマリンは、H3.3.27から、脱税防止のための識別剤として、灯油、A重油に、製油所等の出荷時に添加されている。

地方税法上の軽油規格(いわゆる「軽油4項目」)

項目	規格	規定条項	規定の趣旨	摘要
比重	炭化水素油 0.8017を超え 0.8762まで	法第700条の2 1項1号 法第700条の2 1項1号	揮発油の除外	同体積の15°Cにおける試料の重量と4°Cにおける水の重量の比
分留性状90%留出温度	267°Cを超え400°Cまで	令第56条 1項1号、2号	灯油の除外 重油の除外	試験油を蒸留した場合に90%以上が留出してしまう温度
残留炭素分	0.2%以下	令第56条 1項3号	重油の除外	90%を留出後の10%残油中の炭素分の残油総重量に対する百分率
引火点	130°C以下	令第56条 1項4号	潤滑油の除外	着火源を近づけて火がつく最低の温度

### (1) 路上抜取調査でのビデオカメラを活用した実効性向上への期待について (意見)

路上抜取調査結果一覧を閲覧したところ、対象車両のうち警察官の制止を無視して通過し、さらに県職員による車両のナンバープレートの読み取りが出来なかった事例があった。

路上抜取調査では、通過する対象車両を複数の県職員によって目視により観察をしている。しかし、路上調査を無視して通過していく通過車両には、車間距離を短くして複数車両で通過する場合や車両のナンバープレートが汚れている等の場合があり、県職員の目視による観察にも限界がある。

県税事務所では、平成27年度よりビデオカメラを活用し車両のナンバープレートの読み取り精度を上げ、路上抜取調査を無視した通過車両への調査強化を行う予定である。ビデオカメラを活用した路上抜取調査の実効性が向上することを期待する。

### (2) ガソリン車からの抜取調査について (指摘事項)

路上抜取調査結果一覧によると、路上抜取調査で、ガソリン車から燃料の抜き取りをしている案件があった。

路上抜取調査の現場では、ナンバープレートや車体形状からはディーゼル車かガソリン車かの区別がつかないこともある。案件では燃料抜き取りを行った職員の調査経験が浅く、ガソリン車であることに気づかずそのまま抜き取りをしていた。

路上抜取調査の目的は、不正軽油の販売業者や消費者等の発見や摘発であり、ガソリン車は対象にならない。調査現場では、ドライバーへの調査趣旨を十分に説明し、必要であれば車検証を確認するなどして、路上抜取調査の対象車両であるかの確認を徹底すべきである。

### (3) 県外の不正軽油販売業者への対応について (意見)

路上抜取調査の結果、不正軽油の販売業者が県外事業者である可能性が高い案件があった。この案件は、販売業者の拠点がある他県の担当課へ調査結果を電話連絡し継続調査としていた。

不正軽油に関する地方税法の規定に基づく調査権限は、県内に拠点を置く事業者に限定される。販売業者が県外の場合、行政管轄権からその後の対応は他の都道府県に委ねられ、栃木県には賦課徴収権がない。

県は、不正軽油撲滅連絡協議会に参加し不正軽油防止の強化を図っている。引き続き他県の担当課と連絡を密にして課税強化をすべきである。

#### (4) 犯則嫌疑事件の早期犯則調査について（意見）

以前から定期的に指導を行ってきた事業者に対して、その指導から数年経過した後に犯則嫌疑事件として強制調査を実施し、更正・決定及び加算金決定処分を行った。この事業者から、処分の取り消しを求める訴えが裁判所に提起されている。犯則調査着手の時期等の具体的規定はないが、脱税の疑義がある場合には、早期に犯則調査に着手すべきである。

## 9. 軽油引取税免税証関係

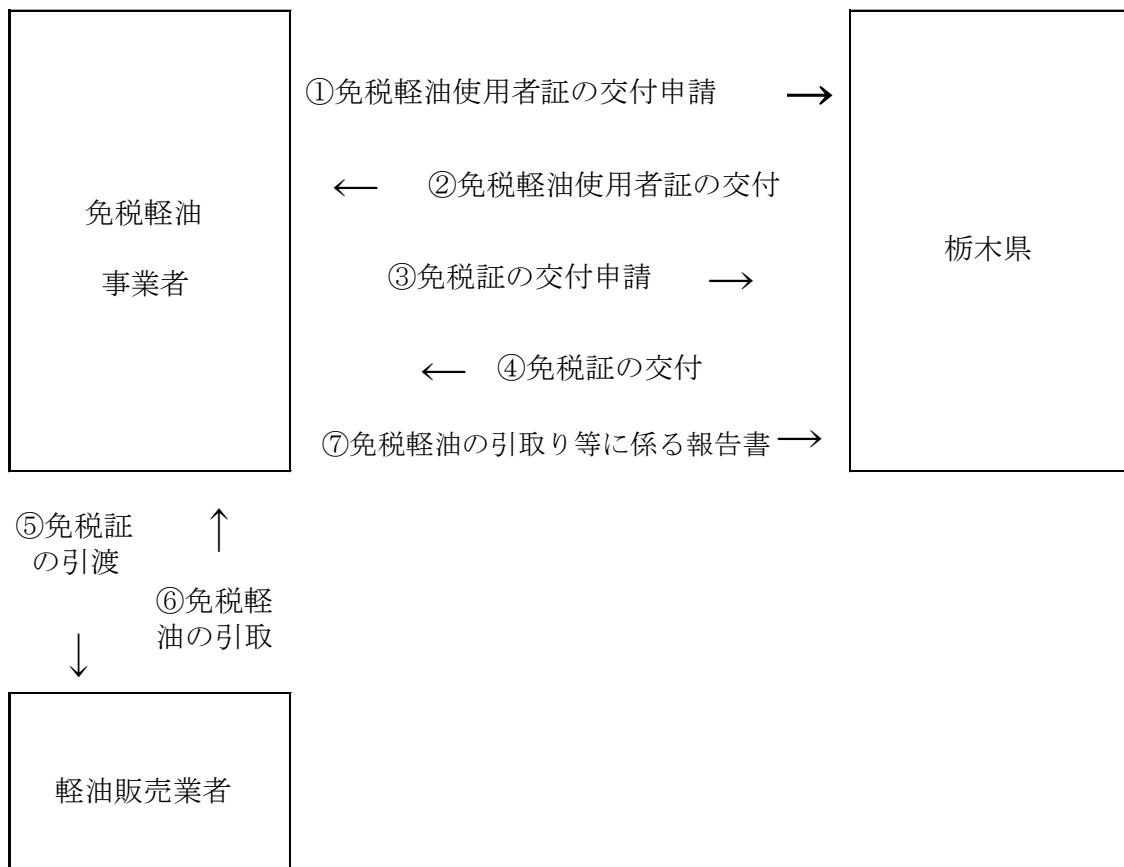
### <軽油引取税免税の概要>

軽油を自動車等の燃料以外に使用する場合に、用途を限定した免税措置が法律上取られている。免税用途には、農業用、林業用、船舶用などがある。免税を受けるには、県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受けた後に、免税証の交付を受け、軽油購入の際、軽油販売業者に免税証を提出する。これらの手続きを行うことにより、軽油が免税で購入できる。

農業用以外の免税軽油使用者は、免税軽油の引取り等に係る報告書（以下「引取報告書」という。）を月に一度提出しなければならない。

軽油引取税は、本来、道路維持等に関する目的税であったが、平成21年度に道路特定財源制度廃止に伴い目的税から普通税に改正されている。

免税軽油引取の流れは、以下①～⑦の通りである。





(1) 軽油引取税免税証を作成する専用用紙の管理について（指摘事項）

軽油引取税免税証（以下「免税証」という。）を作成する専用用紙は、免税証として記載すべき共通事項が事前に印刷された用紙である。専用用紙は、数千枚単位で県税務課から各県税事務所へ送られ保管されている。専用用紙は、使用者や登録番号、有効期限、非課税で給油可能な数量等の必要事項を免税証発行専用のパソコンで印刷し、申請のあった使用者に交付することにより免税証として有効となる。

<軽油引取税免税証を作成する専用用紙>

軽油引取税免税証  
栃木県

販売業者の所在地  
氏名  
は  
名称

見本  
(表面)

免税軽油使用者証番号  
交付まで有効

販売業者の氏名又は名称  
上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。  
平成 年 月 日  
住所  
業種名及び氏名印

見本  
(裏面)

注意  
1 免税証に交付印のないものは無効です。  
2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。  
3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

各県税事務所では、専用用紙の入出庫記録簿が作成されておらず、専用用紙の定期的実地棚卸もされていなかった。

盗難紛失等により第三者が不正に専用用紙を入手して、有効期限等の必要事項を印刷すれば、軽油を非課税で給油することも可能となる。これらのことを防止するためにも、専用用紙の管理記録簿を設けて入出庫記録を行い、定期的実地棚卸を行うべきである。

(2) 免税軽油の利用状況が当初の使用計画と著しく異なる場合の免税証返還請求について（指摘事項）

免税証の交付を受けた者は、免税証使用期限後一定期間以内に、引取報告書を提出する必要がある。

引取報告書を閲覧したところ、船舶使用で免税証の交付を受けた者のうち、まったく免税証を使用せず、交付を受けた全ての免税証を返還した者があった。県税事務所では、農業用以外の免税証交付者へ、月に一度利用状況についての報告を求めているが、免税証の利用状況から、当初の使用計画と実績が著しく異なる場合には、その都度、免税証の返還を求めるべきである。

(3) 引取報告書未提出者への催促について（指摘事項）

免税証の交付を受けた者は、免税証使用期限後一定期間以内に未使用の免税証を添付して、引取報告書を県税事務所に提出しなければならない。免税証の交付を受けた者が翌年以降も交付申請する場合、引取報告書未提出者への免税証交付を行わない。

A 県税事務所管内の引取報告書未提出件数及び未提出件数割合の状況は、以下の通りである。

内容	件数
平成 26 年度の免税証申請件数 A	4,368 件
平成 26 年度の引取報告書提出件数 B	4,258 件
引取報告書未提出件数 $A - B = C$	110 件
引取報告書未提出件数割合 $C/A$	2.51%

A 県税事務所は、免税証を交付した際には、引取報告書の提出について周知・指導を徹底し、免税証交付者全員からの報告書の収受に努めるべきである。

## 10. 狩猟税

### (1) 狩猟税の納税証紙について（意見）

狩猟税の納税証紙を他の猟友会に引き渡ししていた猟友会があった。

県においてその事実を把握したにもかかわらず、外部監査の段階では、口頭による指導にとどまり、それ以上の措置は講じられていなかった。

納税証紙が余った場合には県へ返還することが原則であり、変則的な取り扱い、県でのその後の調査に混乱を招く恐れがある。

狩猟税の税込については問題ないものの、当該猟友会に対しては、再発防止策を講じさせるべきである。

## 1 1. 滞納処分

### (1) 「進行管理表」のアクセス制限について（指摘事項）

A 県税事務所の収税課では、自動車税以外の税目の滞納分については個人別の「進行管理表」に基づき徴収の管理を行っている。この「進行管理表」は、表計算ソフトウェアを用いて作成されているが、アクセス制限が行われていない。このため、例えば収税課以外の職員が当該管理表を閲覧、あるいは変更することも可能である。

当該管理表は、滞納の徴収管理に関する重要な情報が記載されていることから、少なくとも表計算ソフトのファイルにパスワードを設定するなどにより、閲覧や変更に関するアクセス制限を行うべきである。

### (2) 滞納金整理票の作成について（意見）

滞納金整理票とは、滞納者との交渉記録や納税状況、差押状況等、滞納者の個別的な内容を記載した記録票である。県は、全ての滞納者について滞納金整理票を作成して個別に管理している。滞納金整理票は、作成者（面接を行った職員や電話連絡を行った職員）によって書き方や内容がばらばらである。また、一部の滞納金整理票は、メモ書き程度で文字も読みにくく、取扱者（作成者）の押印が統一的にされていない。

多忙な業務の一環として滞納金整理票を作成することが煩雑であることは理解できるが、後日別の職員が閲覧する場合でも、内容が明確となるように 5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）を定型化して記録に残すべきである。

### (3) 滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類について（指摘事項）

不動産取得税の滞納案件に係る財産調査に関して、滞納者が保有する不動産の登記事項証明書が滞納金整理票とともに保存されていない事例があった。当該案件の不動産の登記事項証明書は過去に一度取得したものの、不動産に抵当権等が付いて換価価値がない等の理由から、書類の保管スペースの都合もあり、担当者の判断で廃棄したものと思われるとのことであった。なお滞納金整理票には、そのような事実を示す記録は残っていなかった。

滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類に関しては、統一的なルールがないことから、換価価値の有無、あるいは担当者や県税事務所によって保存の状況がまちまちである。財産調査関連書類の保管及び廃棄に関する統一的なルールを作成し、そのルールに則った保存を行うとともに、収集した書類の廃棄に際しては、その旨を滞納金整理票にきちんと記録しておくべきである。

### (4) 財産調査結果の滞納金整理票への記載について（指摘事項）

B 県税事務所は、金融機関から入手した財産調査結果を約 2 か月間、個別の滞納金整理票への記載をしていなかった。金融機関から入手した財産調査結果を滞納金整理票に早期に記載し、徴税手続を円滑に行うべきである。

(5) 滞納処分の停止決議書の税目の誤記載について（指摘事項）

地方税法第15条の7第2項において、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないことが規定されている。本県ではこの通知について、県税事務取扱要領において、別記様式第94号として「滞納処分の停止決議書」が定められており、これが滞納者に送付される。

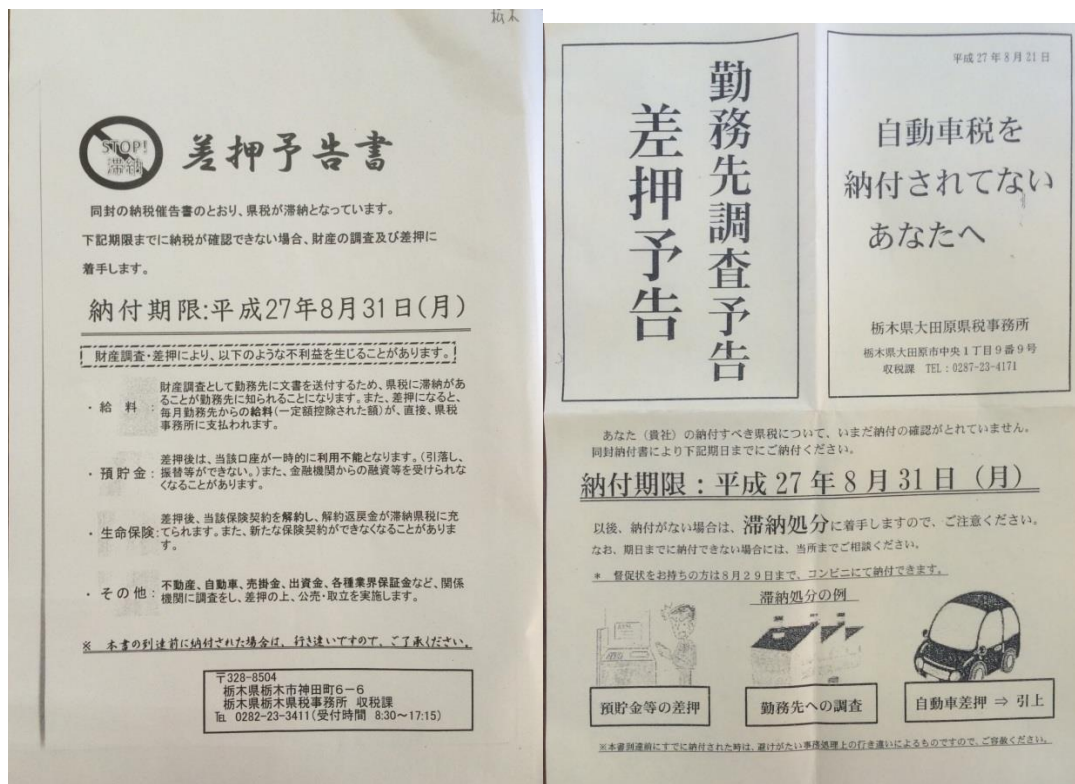
県税事務所において、税目として「不動産所得税」という現存しない税目名が記載された同決議書が検出された。不動産取得税の誤記載と思われるが、県税事務所保管の原紙上には、取扱者以降、リーダー、収税課長、総括補佐、所長の承認印が押印され、また発送者印も押印されていることから、そのまま滞納者に送付された可能性が高い。

今後はこのようなことのないように、厳重なチェックを行うとともに、当該決議書の法的な有効性についても再度検討する必要があるものと思われる。

(6) 自動車税の徴収率向上の取り組みについて（意見）

自動車税の催告は、平成25年度まで毎年9月に未納者へ催告書を一斉に送付していた。

平成26年度から、催告書の案内書面を県税事務所ごとにそれぞれアイデアを出し合って作成し自動車税の未納者に送付している。また、催告書の送付も1か月前倒しで行い8月中旬に送付している。自動車税の徴収率についても、各県税事務所コンテスト方式により7県税事務所で競い合っている。



# 給与差押予告

あなたが納めるべき県税につきましては、納税通知書、督促状により納付をお願いしてきましたが、未だ納付が確認できません。

下記期限までにご納付いただけない場合、あなたの勤務先に対して給料照会を行い、差押の手続きに入ります。

納付期限  
**平成27年8月31日(月)**

※既に納付された場合は行き違いですので、ご了承ください。

〒327-8503 栃木県佐野市堀米町607  
栃木県安足県税事務所 収税課 差押担当  
電話 0283-23-1411

# 催告書

同封の納付書のとおり、県税が滞納となっています。至急、納付してください。期限までに納付がない場合には、財産を差し押えます。

期限：平成27年8月31日(月)

## 滞納処分の例

- 預貯金等** 預貯金、生命保険などを差し押さえます。  
◇差し押さえた預貯金は取立て、滞納県税に充てます。  
◇差し押えた生命保険は解約し、返戻金を滞納金に充てます。
- 売掛金** 売掛金を差し押さえます。  
◇滞納があることが取引先に知られることになります。  
◇取引先からの売掛金が、直接、県税事務所に支払われます。
- 自動車** 自動車の登録を差し押さえ、タイヤロックします。  
◇タイヤロックすると、自動車は使用できません。  
◇引き揚げ後売却し、代金を滞納金に充てます。
- 搜索** 自宅・事業所を搜索し、財産を差し押さえます。  
◇財産は公売等で換値し、滞納金に充てます。

当所で納付が確認できるまでに7日～14日程度かかります。納付されたら、必ず連絡願います。連絡がない場合は、行き違いで差し押えになる場合もあります。この通知は、事前に御相談いただいた方でも、未納の場合には送付させていただいておりますので、御了承願います。

鹿沼市今宮町1664-1  
鹿沼県税事務所 収税課  
0289-62-6201

## 督促状は確認されましたか？

法律（地方税法）では、税の公平を期するため、督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないとされています。

## 財産調査開始

下記期限までに納付がない場合、財産調査（銀行、勤務先などへの照会）、差押え（給与・預貯金・不動産など）を執行いたします。

期限：平成27年8月31日(月)

※延滞金は、上記の期限日で計算した額です。  
※この通知の到達前に納付されている場合は、事務上の行き違いですので、御了承ください。

問合せ先 栃木県真岡県税事務所 栃木県真岡市荒町5197  
電話番号 0285-82-2253  
受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

## 督促状は確認されましたか？

法律（地方税法）では、税の公平を期するため、督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないとされています。

## 財産調査開始

下記期限までに納付がない場合、財産調査（銀行、勤務先などへの照会）、差押え（給与・預貯金・不動産など）を執行いたします。

期限：平成27年8月31日(月)

※延滞金は、上記の期限日で計算した額です。  
※この通知の到達前に納付されている場合は、事務上の行き違いですので、御了承ください。

問合せ先 栃木県真岡県税事務所 栃木県真岡市荒町5197  
電話番号 0285-82-2253  
受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

# 差押準備開始

県税の滞納があります。  
早急に納付してください。

- 納期限後、相当期間が経過しており、既に督促状が送付されています。
- 督促状送付後、10日を経過してもなお完納されない場合、法律によって財産の差押えが義務づけられています。
- 当所では、差押えの前段階として、**勤務先に対して給与の支払状況、取引先や預金等の調査**を開始します。
- 下記期限までに納付がない場合、通告なく財産の差押えに着手します。

期限：平成27年8月31日(月)

＜本書の到達前に納付された場合は、行き違いですので御容赦ください。＞



〒321-0974 宇都宮市竹林町1030の2  
栃木県宇都宮県税事務所 収税課（8:30～17:15 土曜祭日除く）  
TEL 028-626-3029・3031

**差 押 予 告**

同封した納付書のとおり、あなたの納付すべき自動車税が未納となっています。下記の期限までに、最寄りの金融機関等で必ず納付してください。

**納付期限：平成 27 年 8 月 31 日(月)**

納付期限までに納付されない場合には、勤務先や取引先、銀行への調査、または自宅や事務所の捜索を行い、あなたの財産の差押えを執行します。

差押え財産の例：給与、売掛金、自動車（タイヤロック）、預貯金、動産（テレビ等）、生命保険

【ご注意】  
 ○期限までに納付できない特別な事情がある場合にはご相談ください。  
 ○通知の到着前に納付した場合には、行き違いですのでご容赦ください。

〒329-2163 栃木県矢板市鹿島町 20-22  
 栃木県矢板県税事務所 収税課  
 TEL 0287-43-2171

このような徴税努力もあり、自動車税の徴収率は全国 47 都道府県中 4 位と上位を占めている。各県税事務所の現場でそれぞれにアイデアを出し合い、実施することは良い取り組みだと思う。今後もさらなる努力を期待する。

#### (7) 延滞金及び加算金の徴収管理について（意見）

D 県税事務所の収税課では、自動車税の滞納分については税務オンラインシステムのバックアップである「未納フロッピー」から出力される「滞納者別税目別集計表」に基づき、また自動車税以外の税目の滞納分については表計算ソフトウェアを用いて作成された「進行管理表」に基づき徴収の一元的な管理を行っている。

これらの帳票に記載されている滞納金額はいずれも本税のみであり、本税に係る延滞金及び加算金（以下、「延滞金等」とする。）の金額は記載されていない。このため本税が全て回収されてしまうと、たとえ延滞金等がどれだけ残っていても、これらの帳票にはリストアップされなくなってしまう。

高額の本税が滞納となり、それが長期にわたり少額で分納された場合には、延滞金等も相当の高額となったり、中には完納された本税の額を上回るケースもあることから、往々にして延滞金等も滞納となりがちである。

延滞金等には延滞金がかかることはないため、本税の回収を優先すべきことは当然ではあるが、滞納の管理・徴収は、本税のみならず延滞金等も含めて行う必要がある。「滞納者別税目集計表（内訳）」も活用し、延滞金等についても本税と同レベルの徴収管理を行うべきである。

(8) 複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額の一元化について（指摘事項）

① 概要

県税の徴収権は、栃木県県税条例に基づき各県税事務所長に権限が委任されている。滞納税額が生じた場合には、その税額が生じた時期に管轄する県税事務所長が徴収権を有することになる。それゆえ、滞納者が住所変更をした場合で複数の滞納がある場合には同じ滞納者に対して複数の県税事務所長が徴収権を有することになる。

このような場合、県税事務所長から他の県税事務所長にその徴収権を引き継ぎすることができることになっている。しかし、県では以下の理由により別の県税事務所長への引き継ぎを積極的には行っていない。

(i) 各県税事務所の調定額や徴収率の集計への対応

県税事務所間の引き継ぎを行うと、各県税事務所の調定額や徴収率の再集計を実施する必要性が生じてくるが、現在の税務オンラインシステムでは対応ができず根本的なプログラムの作りこみが必要となってしまう。

(ii) 課税情報の県税事務所間のデータ引き継ぎ

県税事務所間の引き継ぎを行うと、該当する滞納税額の課税情報のデータ引き継ぎ（データ閲覧権限の移行等）が必要となってくるが、税務オンラインシステムでの対応ができていない。

(iii) 県税事務所間の担当者の引き継ぎ

県税事務所間の引き継ぎを行うと、現在までの納税指導状況について担当者間の引継作業が必要となる。県では引継業務を行うのであれば、複数の県税事務所で徴収業務を重複して実施することが業務の効率性が高いと判断している。

平成27年9月時点の複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額は以下のとおりである。

<複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額>

（平成27年9月時点：税務オンラインシステム上で把握しているもの）

（単位：千円）

県税事務所	対象者数	金額
宇都宮県税事務所	51	6,675
鹿沼県税事務所	19	1,507
真岡県税事務所	15	2,324
栃木県税事務所	26	1,267
矢板県税事務所	24	62,188
大田原県税事務所	21	5,532
安足県税事務所	10	4,390
合 計	166	83,883



(単位：千円)

県税事務所	対象者数	金額
2か所の県税事務所で重複	74	79,058
3か所の県税事務所で重複	6	4,825
合計	80	83,883

3か所の県税事務所で重複している滞納税額の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏
宇都宮	718	156	201	32	45	
鹿沼						5
真岡	1,257			96	32	
栃木						64
矢板	52	341	25	76	64	
大田原		1,296	278			87
合計	2,027	1,793	504	204	141	156

(注) 上記のうちA氏、B氏、C氏は、徴収金の徴収について便宜を有する県税事務所に徴収の引き継ぎをして滞納整理を実施している。

なお、上記の件数は税務オンラインシステム上で把握できているものの件数のみである。それ以外にも、個人県民税と個人県民税以外の県税との名寄せができていない。また、同一納税者ではあるが複数の個人として税務オンラインシステム上認識しているものについては、県税事務所間で重複している滞納税額として一括管理できていない。

## ② 指摘事項

複数の県税事務所が収税業務を実施しているものについて、その徴収履歴を比較したところ以下のとおりであった。

- ・ 同一時期の財産調査の実施
- ・ 同一時期の催告書や財産差押予告書の送付
- ・ 県税事務所間で連絡を取り合うようにしているとのことであるが、連絡はまれに行われているのみで頻繁な情報交換は実施されていない。
- ・ 県税事務所で給与差押として対象企業との交渉を実施した後、別の県税事務所が当該企業に対して給与照会を行っている。
- ・ 県税事務所で財産差押を実施し、納税者との納税交渉を実施した後に別の県税事務所が財産差押予告通知を発送している。
- ・ 県税事務所で分納納付の話を進めている中、別の県税事務所では催告書の発送にとどまっている。

納税者や給与差押となる対象事業者等からすると、同じ県税であるにもかかわらず複数の県税事務所との対応となり混乱が生じてしまう。また、納税者の資力が乏しい場合には分納による納税指導を行なっているが、交渉している県税事務所が徴収権を有する納税額のみでの指導にとどまっており、納税者からすれば県税事務所との交渉は済んでいると勘違いしてしまう可能性もある。

それゆえ、県税事務所間で重複する滞納税額については1つの県税事務所に集約して徴収業務を実施すべきである。特に滞納が長期化しているものについては、積極的に徴収業務を集約していくべきである。

## (9) 名寄せ統合の強化について（意見）

### ① 概要

現在、複数の県税事務所にまたがる滞納税額があるもので税務オンラインシステム上名寄せできていないものは以下のとおりである。

#### (i) 個人県民税と個人県民税以外の県税

個人県民税の徴収権は市町にあることから、滞納税額の詳細の管理は市町が行っている。県では滞納金額の総額を把握するのみで個別詳細の管理は行っていない。

県が市町に代わって徴収及び滞納処分を実施する際には、その対象となる情報のみを市町から入手しており、地方税協働徴収担当が個別に管理し税務オンラインシステムとの紐付を行っていない。

そのため、個人県民税と個人県民税以外の県税で複数の県税事務所にまたがっていても税務オンラインシステム上でそれを確認することはできない。

#### (ii) 名寄せができておらず、同一納税者ではあるが、複数の個人としてシステム上認識しているもの

誤って同一人物として認識してしまうと、個人情報漏えいするリスクがあることから、完全に一致することが明らかである場合を除きそれぞれ別々の納税者として税務オンラインシステムの登録を行っている。それゆえ、以下のような場合（特に自動車税が多い）には別々の納税者として登録が行われる。

- ・ 戸籍上の漢字と省略した漢字の違い
- ・ カナ書きでの濁点の有無
- ・ 大文字小文字の違い
- ・ 住所の記載が丁目番地とハイフン記載の違い 等

税務課では、各県税事務所で統合対象があるか確認したうえで名寄せの統合を行うため、年3回（7月、11月、3月）「名寄せ統合検討一覧」を出力し、各県税事務所に対して配付している。

「名寄せ統合検討一覧」を閲覧したところ、そのほとんどが瞬時に同一人物であると考えられるものであった。

しかし、実際には以下の理由から県税事務所では当該資料を受け取りそのままファイリングするにとどまっている。

(イ) 同一人物であることを完全に特定するには労力がかかる

過去の事例として義理の姉妹が同住所で同姓同名だが違う納税者であったケースがあり、同一人物であることを完全に特定するには労力がかかってしまう。

(ロ) 個人情報の漏えいリスク

「名寄せ統合検討一覧」の件数は、各県税事務所で数千件に及び、その中のほとんどが名寄せ可能であると考えられるが、確率が低いものの(イ)のようなケースも起こりうることから完全に名寄せを行うことは困難である。仮に誤って名寄せ統合してしまった場合には個人情報を漏えいしてしまう恐れがある。

(ハ) 名寄せ統合処理の事務処理の非効率性

名寄せ統合するには、端末で1つ1つ名寄せ統合の入力処理が必要となる。入力数は各県税事務所で数千件に及ぶことから、その処理を行うには相当な時間を要することとなり非効率である。

## ② 意見

現状は、名寄せ統合の一致の完全性を重視して名寄せ統合があまり行われていない。そのため、端末のデータは実際の納税者よりもかなり多く登録がなされておりデータベースとして不完全な状態にある。マイナンバー制度の有効活用により名寄せ統合の強化を図るべきである。

### (10) 収税業務での名寄せ統合の強化について（意見）

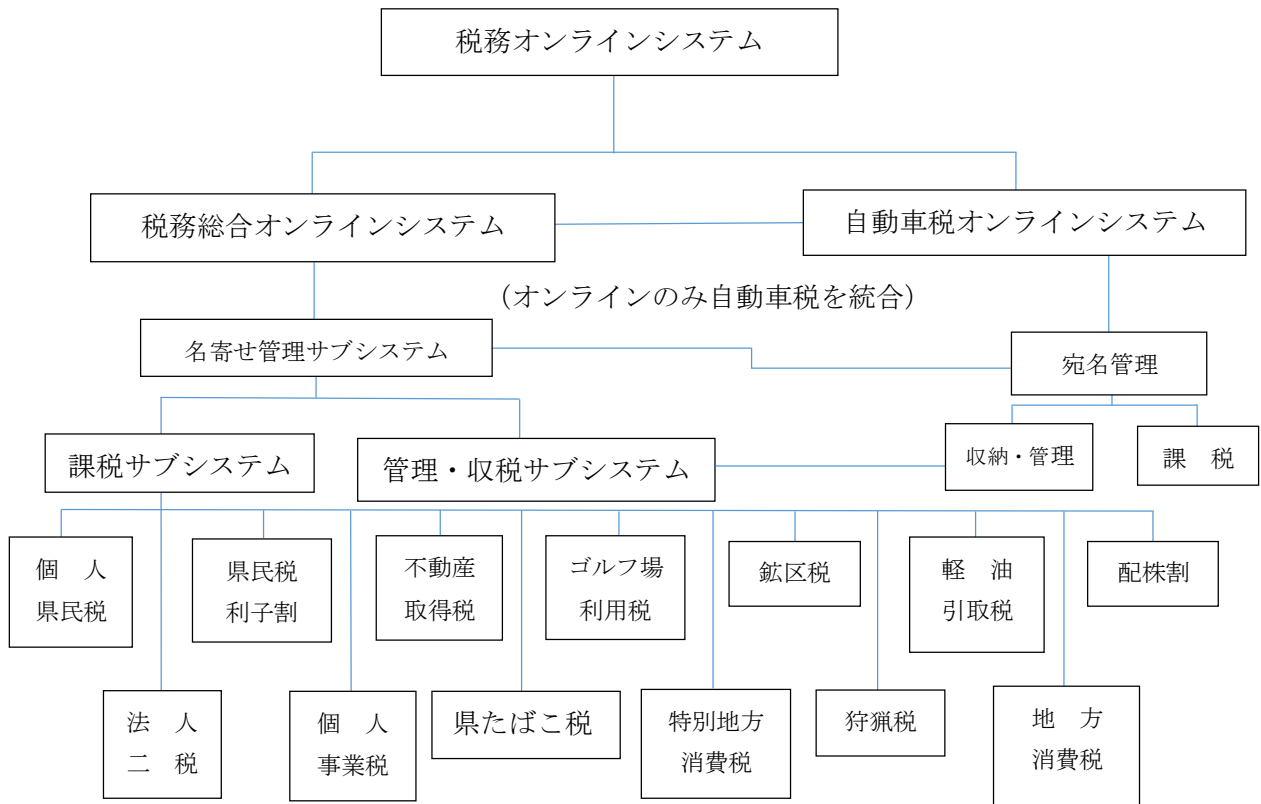
名寄せの統合が行われずかつ税務オンラインシステムで紐付ができていない場合、別々の納税者として登録が行われる。滞納者が住所変更し県税事務所の管轄が変更された場合、複数の県税事務所で同一の滞納者に対して徴収権を有することになる。名寄せの統合が行われていないと複数の県税事務所の滞納税額がある場合、同一の滞納者として把握することができなくなってしまう。

収税業務において、気づいた都度名寄せを実施しているとのことであるが、同一の県税事務所であれば情報も密となることから名寄せ統合はされやすい。しかし、県税事務所間で重複するものは、情報交換が密接にされなければ名寄せ統合は困難である。名寄せ統合があまり積極的に行われていないのであればなおさらである。

複数の県税事務所の滞納税額として把握できていなければ、県税事務所間での情報共有はまったく行われなくなる。また、本来共同で滞納整理ができていたものが、単独の差押に終わってしまうことこともある。それゆえ、収税業務の段階に入ったのならば、名寄せ統合の強化を図っていくべきである。

## 1 2. 税務オンラインシステム

### <税務オンラインシステムの概要>



税務オンラインシステムは、県が自主開発した独自の税務管理システムである。課税件数が多いため、先行して自動車税オンラインシステムが昭和60年代に開発され、その後、税務総合オンラインシステムが開発された経緯がある。税務オンラインシステムを運用しているホストコンピュータは情報主管課が管理しており、県の他のシステムと共用しているものの、県の財務会計システムとはつながっていない。課税事務に必要なため、法人税情報について毎月国税庁から、また自動車登録ファイルの情報について毎月2回国土交通省からデータの提供を受けている。専用端末は約80台で、そのうち本庁の税務課内に約10台が、残りは各県税事務所及び自動車税事務所に設置され、専用回線でつながっている。ソフトウェア及び専用端末の保守業務は、専門業者に委託している。

オンラインデータは、管轄県税事務所による更新制限及び暗証番号による業務の使用制限がなされている。また、データは日々テープでバックアップが行われるほか月に1回テープに落としたデータを県外で保管している。

なお上記のオンライン業務以外に

- ・管理・収納サブシステムにおいて作成する「未納フロッピー」
- ・課税サブシステムにおいて作成する「免税証交付システム」、「法人税データ検索」及び「法人実態調査 Access 版」

を使用するオフライン業務もある。

(1) アクセスデータのモニタリングについて（指摘事項）

税務オンラインシステムの運用上、システムへのアクセスデータを7年間分保管している。税務課では、このデータを統計処理した資料を月に1回プリントアウトして、各県税事務所毎のシステムへのアクセスや業務毎の利用時間等をモニタリングしている。

しかしながら上述の統計処理は、システムの利用者毎には行われておらず、特定の個人による不正アクセスの試み等を発見することは困難である。システムへのアクセスデータを有効に活用して、利用者毎の利用状況のモニタリングを定期的に行うべきである。

(2) オフライン業務に係る利用者の制限及び利用者の記録について（指摘事項）

税務オンラインシステム以外の下記のオフライン業務については、オペレーティングソフトウェアのID及びパスワードを設定し、利用できる端末を制限している。更に「免税証交付システム」には、業務ソフトウェアID及びパスワードも設定し、利用者の制限を行っている。しかしながら、「免税証交付システム」以外の業務では、利用者の制限は行っておらず、また、「免税証交付システム」業務を含む下記の全ての業務について、利用者の記録が残っていない。

業務名	業務概要
未納フロッピー	税務オンラインシステム停止時のバックアップとして、調定・納税者単位に未納状況を検索することができるシステム。 また、徴収担当者の支援資料として広範囲な検索が行える。
法人税データ検索	国税局より提供された法人税申告書及び決議書のデータを閲覧することができるシステム。是認、更正、決定等のための資料として利用する。
法人税実態調査 Access 版	未申告法人に対する調査記録を登録するシステム。
免税証交付システム	軽油の引取り時に、軽油引取税の課税を免除する「軽油引取税免税証」を発行するシステム。

上記はいずれも極めて重要な情報を取り扱う業務であることから、税務オンラインシステムでの業務と同様、「免税証交付システム」以外の業務では、利用者の制限を行うとともに、「免税証交付システム」業務を含む上記の全ての業務についてアクセス記録を残すべきである。

### (3) 税務オンラインシステムの暗証番号保護の脆弱性について（指摘事項）

#### ① 暗証番号の解読

税務オンラインシステムへログインするには、職員 ID 等の入力ではなく、県税コードと数字の暗証番号の入力のみ必要である。暗証番号は約 300 名の職員に対して採番されており、使用できる数列に限りがある。連続して暗証番号を誤った場合のロック機能なども付いていないため、暗証番号の解読が極めて容易である。

#### ② アクセス・コントロールの実効性

税務オンラインシステムは、アクセス・コントロールによる権限分掌を行っており、閲覧権限については県税事務所に所属する全職員の暗証番号に付与しているが、入力権限については課税課、管理課・収税課等それぞれ所属する職員の課ごとに処理可能な暗証番号を付与している。しかし、前述のとおり、暗証番号保護が脆弱なため、例えば課税課以外の職員が課税課職員の暗証番号で操作することも容易と考えられ、アクセス・コントロールの実効性も損なわれている。

暗証番号について、桁数を増やすことや職員 ID との組み合わせにするなどの対策を講じることにより、暗証番号保護の有効性を高めるとともに、アクセス・コントロールの実効性を確保すべきである。

### (4) セキュリティケーブルの使用について（指摘事項）

「栃木県情報セキュリティ対策基準」では、ノートパソコンなどを机上へ固定できると規定しているが、ノートパソコンを机上へ固定していない事務所があった。

特に個人情報を多く扱う県税事務所等においては、ノートパソコンの盗難などのリスクを避けるため、セキュリティケーブルなどを使用し、物理的なセキュリティを強化すべきである。

### (5) 承認の無効化について（指摘事項）

例えば、税務オンラインシステムから出力される個人事業税の計算書には上席者が承認印を押印しているが、税務オンラインシステムには電子承認などの機能が付されていないため、書面での承認後もシステム数値の変更が可能である。さらに、変更履歴も残らないため、事後的な牽制機能もない。

現状では承認による内部統制を無効化する余地があるため、今後は、変更履歴の確認による事後的な牽制機能の構築や電子承認を採用することなども検討すべきである。

### 1 3. 県税の納付方法

#### (1) 県税の納付方法の多様化について（指摘事項）

県においては、現在クレジットカードによる県税の納付は導入されていない。

他の地方公共団体においては、一部の税目についてはあるが、既に導入されているところもあり、また、国税についても導入が検討されている。

県においては、自動車税についてコンビニでの納付が導入されているのみである。

徴収率アップのためには、納付方法の多様化を図ることは重要である。

クレジットカードによる納付の導入や、コンビニでの納付税目の拡大については、ぜひとも検討すべき課題である。

## 1 4. 文書管理

### (1) 保管庫及び倉庫で保管される文書のリストについて（指摘事項）

保管されている税務関係書類のリストが作成されていない。

税務関係書類は、機密保持の重要度は極めて高い書類であるが、現状では、どのような書類が何冊あるのか明確に把握されておらず、紛失等があった場合には、その把握は困難である。

また、保管年限を過ぎた書類は年に一度溶解又は裁断処理されているが、保管書類のリストが作成されていない状況では、溶解又は裁断処理すべき書類が、すべて溶解又は裁断処理されたかを把握できない。

保管書類のリストを作成し、定期的に書類の現物確認をすべきである。

### (2) 県税事務所内の保管庫について（指摘事項）

県税事務所内の保管庫（鍵の保管庫も含む）で、鍵がかけられないようになっている事務所もあり、個人情報を含む書類の保管について、十分注意する必要がある。

事務所全体について警備の外部委託を行ってはいるが、最低限、就業時間外は鍵をかけておくべきである。

### (3) 保管倉庫の鍵の管理簿について（指摘事項）

保管倉庫の鍵は、金庫内に保管されているが、鍵の管理簿が作成されていない。

税務関係書類の機密性を考慮するならば、倉庫の鍵をいつ誰が持ち出し、返却したかの管理簿を作成する必要がある。

### (4) 倉庫の予備の鍵の保管について（指摘事項）

倉庫の予備の鍵が、通常の鍵と同じ金庫に保管されている事務所もある。

税務関係書類の機密性を考慮するならば、予備の鍵は、別の場所で保管する必要がある。

### (5) 滞納処分の停止や不納欠損処理の際に収集した資料について（指摘事項）

滞納処分の停止や、不納欠損処理の際に収集した資料のように個人情報に記載されたものについて、現状では、その都度担当者がシュレッダー処理しているが、他の税務関係資料と同様に、溶解又は裁断処理し個人情報の保護に努めるべきである。



## V. まとめ（意見）

### 指摘事項及び意見の要約

指摘事項として 47 項目、意見として 22 項目を述べた。

#### （個人県民税）

- （1）地方税協働徴収担当業務について（指摘事項）
- （2）個人住民税徴収業務における県と市町の協力強化について（意見）
- （3）特別徴収の一斉指定への対応について（意見）

#### （法人県民税・事業税）

- （1）税務オンラインシステムへの入力及びチェックについて（指摘事項）
- （2）「是認更正決定調査票」等の是認か否認かの判定について（指摘事項）
- （3）更正の未実施について（指摘事項）
- （4）納税者に対する自主申告の催告手続等について（意見）
- （5）未申告法人への対応について（指摘事項）
- （6）大型商業施設で営業する法人の未登録調査の継続実施について（指摘事項）
- （7）保養所を取得した法人に対し、法人県民税を課税留保した案件について（指摘事項）
- （8）事業者登録調査の経緯、結論及び記録保存について（意見）
- （9）新規法人事業所把握において、内容に疑義のあるものに対する現地調査の必要性について（意見）
- （10）電気供給業を行う法人の法人事業税の申告について（意見）
- （11）医療法人等の調査について（指摘事項）
- （12）自主決定法人の更正処分について（意見）
- （13）D 県税事務所から E 県税事務所への調査案件の引き継ぎについて（指摘事項）

#### （個人事業税）

- （1）個人事業税の判定について（指摘事項）
- （2）対象事業の解釈について（指摘事項）
- （3）照会の十分性について（指摘事項）
- （4）所得内容の確認について（指摘事項）
- （5）国税連携データの抽出漏れがある可能性について（指摘事項）
- （6）業務フローの統一について（指摘事項）
- （7）電算システム等の有効活用について（指摘事項）

#### （不動産取得税）

- （1）不動産取得税の減免制度の広報について（指摘事項）
- （2）不動産取得税の時効について（意見）

(ゴルフ場利用税)

- (1) ゴルフ場（特別徴収義務者）に対する交付金について（意見）
- (2) 「ゴルフ場利用料金等変更予定届出書」の提出がない場合の更正について（指摘事項）
- (3) ゴルフ場利用税の更正について（指摘事項）
- (4) 調査結果の通知について（指摘事項）
- (5) 調査票の記載について（指摘事項）
- (6) 調査票の統一について（意見）

(自動車取得税・自動車税)

- (1) 自動車税減免の継続について（意見）
- (2) 減免申請に必要な書類の不備について（指摘事項）
- (3) 自動車税減免の手続きについて（意見）
- (4) 統計資料の入り繰りについて（指摘事項）
- (5) 付加物調査の調査対象者について（指摘事項）

(軽油引取税)

- (1) 免税軽油使用者から紛失届が提出された場合の対応について（指摘事項）
- (2) 農業経営者による免税軽油の不正使用について（指摘事項）
- (3) 調査結果の通知について（指摘事項）
- (4) 調査票の統一について（意見）

(軽油引取税実額調査)

- (1) 路上抜取調査でのビデオカメラを活用した実効性向上への期待について（意見）
- (2) ガソリン車からの抜取調査について（指摘事項）
- (3) 県外の不正軽油販売業者への対応について（意見）
- (4) 犯則嫌疑事件の早期犯則調査について（意見）

(軽油引取税免税証関係)

- (1) 軽油引取税免税証を作成する専用用紙の管理について（指摘事項）
- (2) 免税軽油の利用状況が当初の使用計画と著しく異なる場合の免税証返還請求について（指摘事項）
- (3) 引取報告書未提出者への催促について（指摘事項）

(狩猟税)

- (1) 狩猟税の納税証紙について（意見）

(滞納処分)

- (1) 「進行管理表」のアクセス制限について（指摘事項）
- (2) 滞納金整理票の作成について（意見）
- (3) 滞納金整理票とともに保存する財産調査関連書類について（指摘事項）

- (4) 財産調査結果の滞納金整理票への記載について（指摘事項）
- (5) 滞納処分停止決議書の税目の誤記載について（指摘事項）
- (6) 自動車税の徴収率向上の取り組みについて（意見）
- (7) 延滞金及び加算金の徴収管理について（意見）
- (8) 複数の県税事務所が徴収権を有する滞納税額の一元化について（指摘事項）
- (9) 名寄せ統合の強化について（意見）
- (10) 収税業務での名寄せ統合の強化について（意見）

（税務オンラインシステム）

- (1) アクセスデータのモニタリングについて（指摘事項）
- (2) オフライン業務に係る利用者の制限及び利用者の記録について（指摘事項）
- (3) 税務オンラインシステムの暗証番号保護の脆弱性について（指摘事項）
- (4) セキュリティケーブルの使用について（指摘事項）
- (5) 承認の無効化について（指摘事項）

（県税の納付方法）

- (1) 県税の納付方法の多様化について（指摘事項）

（文書管理）

- (1) 保管庫及び倉庫で保管される文書のリストについて（指摘事項）
- (2) 県税事務所内の保管庫について（指摘事項）
- (3) 保管倉庫の鍵の管理簿について（指摘事項）
- (4) 倉庫の予備の鍵の保管について（指摘事項）
- (5) 滞納処分停止や不納欠損処理の際に収集した資料について（指摘事項）

今回の包括外部監査は、県民にとってより身近な存在である県税の賦課徴収事務をテーマとしたが、県の財政状況が厳しい中、県税の徴収強化をはかることは、重要な課題である。

しかしながら、県税の徴収率は全国 47 都道府県中 44 位と下位にある。

ここ 5 年間の徴収率の推移

平成 22 年度	94.9%	全国 46 位	うち個人県民税	89.4%	全国 46 位
平成 23 年度	94.9%	全国 46 位	〃	89.2%	全国 46 位
平成 24 年度	95.4%	全国 45 位	〃	89.8%	全国 47 位
平成 25 年度	96.0%	全国 45 位	〃	90.6%	全国 46 位
平成 26 年度	96.7%	全国 44 位	〃	91.4%	全国 47 位

この数値を見てもわかるとおり、個人県民税の徴収率の低さが、全国順位を押し下げている最大の原因である。

県としては、個人県民税の徴収率の低い原因をきめ細かく分析し、それに見合った対策を立てる必要がある。

徴収については、各市町と一体となつての徴収強化、特別徴収の拡大、納付方法の多様化等が考えられる。

また、栃木県民の納税意識をより高めるためには、広報活動に工夫を凝らしたり、租税教育のより一層の充実なども必要である。

徴収の強化という点では、「地方税協働徴収担当」を設置し、徴収困難事案などを各市町から引き継ぐことで徴収強化を図り、一定の成果を出すことができた。

地方税協働徴収担当の平成 26 年度の徴収額は、各市町から引き継いだ個人住民税約 9 億 9 千 7 百万円のうち 3 億 4 千万円と前年度に比べ 1 億 3 千万円増加した。

また、平成 27 年度から給与支払者を特別徴収義務者として一斉指定することで、給与天引きにより特別徴収を推進することとした。

しかしながら、他の都道府県においても同様の努力をしており、県の個人県民税徴収率は毎年上がってはいるが、全国順位では下位に低迷している。

したがって、全国順位を上げるためには、県としてもこれまで以上の努力を必要とする。

この包括外部監査報告書を受け、上記事項に真摯に対応し、公平かつ公正及び効率的かつ効果的に、県税の賦課徴収事務にあたることを期待するものである。